

## 令和3年第3回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	7
付議事件並びに結果 .....	8

令和3年4月26日

出席及び欠席議員 .....	9
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	10
本議会に出席した事務局職員 .....	10
議事日程 .....	10
議会運営委員長報告について .....	11
会議録署名議員の指名について .....	11
議案の上程について .....	11
市長の提案理由の説明 .....	11

## 令和3年第4回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	17
付議事件並びに結果 .....	18

令和3年5月14日

出席及び欠席議員 .....	19
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	20
本議会に出席した事務局職員 .....	20
議事日程 .....	20
議会運営委員長報告について .....	20
会議録署名議員の指名について .....	21
議案の上程について .....	21
市長の提案理由の説明 .....	21

## 令和3年第5回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表 .....	25
付議事件並びに結果 .....	26

### 令和3年6月7日

出席及び欠席議員 .....	29
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	30
本議会に出席した事務局職員 .....	30
議事日程 .....	30
諸般の報告について .....	31
議会運営委員長報告について .....	38
会議録署名議員の指名について .....	39
議案の上程について .....	39
市長の提案理由の説明 .....	39
報告について .....	43
請願について .....	45

### 令和3年6月10日

出席及び欠席議員 .....	47
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	48
本議会に出席した事務局職員 .....	48
議事日程 .....	48
議案質疑について（議案第32号～議案第33号） .....	49
（議案第34号～議案第35号） .....	50
（議案第36号～議案第38号） .....	50
（議案第39号～議案第41号） .....	51

### 令和3年6月14日

出席及び欠席議員 .....	53
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	54
本議会に出席した事務局職員 .....	55
議事日程 .....	55
一般質問について .....	56

佐々木創主 議員 .....	56
菊次 太丸 議員 .....	68
今村 智子 議員 .....	83
江口 義明 議員 .....	89
白谷 義隆 議員 .....	99
新谷信次郎 議員 .....	110

令和3年6月15日

出席及び欠席議員 .....	123
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	124
本議会に出席した事務局職員 .....	124
議事日程 .....	125
一般質問について .....	125
樽見 哲也 議員 .....	126
橋本 憲之 議員 .....	134
矢ヶ部広巳 議員 .....	145
高田千壽輝 議員 .....	154
緒方 寿光 議員 .....	162

令和3年6月25日

出席及び欠席議員 .....	177
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	178
本議会に出席した事務局職員 .....	178
議事日程 .....	178
議会運営委員長報告について .....	179
各委員長報告について .....	180
総務常任委員長報告について .....	180
建設経済常任委員長報告について .....	182
教育民生常任委員長報告について .....	182
予算審査特別委員長報告について .....	183
議案の上程について .....	187
議員提出議案の提案理由の説明 .....	188
報告について .....	189
選挙第1号 .....	190

選挙第 2 号 .....	191
閉会中の継続審査申出について .....	192



第 3 回 柳 川 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
4 月 26 日	月	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第3回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 28 号	専決処分の承認について（専決第10号 柳川市税条例等の一部を改正する条例）	3 . 4 . 26	承 認
議 案 第 29 号	令和3年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について	3 . 4 . 26	原案可決
議 案 第 30 号	柳川市副市長の選任について	3 . 4 . 26	同 意



## 柳川市議会第3回臨時会会議録

令和3年4月26日柳川市議会議場に第3回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

### 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次												
教	育	長	沖	毅											
総	務	部	長	平	田	敬	介								
会	計	管	理	者	高	田	啓	介							
市	民	部	長	花	島	謙	治								
保	健	福	祉	部	長	島	添	守	男						
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松	藤	満	也
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	袖	崎	朋	洋		
消	防	長	松	藤	敏	彦									
人	事	秘	書	課	長	江	口	英	範						
総	務	課	長	武	田	真	治								
財	政	課	長	田	中	勝	裕								
税	務	課	長	古	賀	順	一	郎							
健	康	づ	く	り	課	長	田	島	雅	彦					
子	育	て	支	援	課	長	竜	晴	美						

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第28号 専決処分の承認について(専決第10号 柳川市税条例等の一部を改正する条例)

議案第29号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について

議案第30号 柳川市副市長の選任について

午前10時 開会

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和3年第3回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和3年第3回柳川市議会臨時会の会期日程等について、本日9時から議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります、本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第28号から議案第30号までの3議案の上程であります。

提案理由の説明後、3議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、3議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、2番橋本憲之議員及び19番樽見哲也議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第28号から第30号までの3議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆様おはようございます。提案理由の説明の前に、一言御挨拶を申し上げます。

本日は令和3年第3回柳川市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにお忙しいところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本来ならば今期の市長就任後の初議会ということで私の所信表明を申し上げるところでございますが、本日は緊急を要する案件に関する臨時会でございますので、6月定例会の中で改めて所信表明のお時間をいただきたいと思いますと思っております。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

議案第28号の専決処分の承認、議案第29号の補正予算案及び議案第30号の人事案件の3議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第28号 専決処分の承認について（専決第10号 柳川市税条例等の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、柳川市税条例等の一部改正を同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は、現行の土地に係る固定資産税の負担調整措置の仕組みを継続した上で、令和3年度に限り、税額が増加する土地については前年度の税額に据え置く措置を講ずることや軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長などで、併せて条文の整備を行ったものであります。

次に、議案第29号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に77,284千円を追加し、歳入歳出予算の総額を33,210,142千円としようとするものであります。

歳出では、民生費で77,284千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するための特別給付金支給に係る経費を計上するものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金では、子育て世帯生活支援特別給付金77,284千円を増額補正しております。

次に、議案第30号 柳川市副市長の選任について御説明申し上げます。

本案は、現在不在となっております本市副市長に中村智弘氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

中村氏は平成9年4月に福岡県に奉職され、企画・地域振興部の市町村支援課行政係長、空港対策局空港政策課課長補佐などを歴任され、現在、企画・地域振興部市町村支援課参事であり、市町村行政に精通された方です。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、3議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時7分 休憩

午前10時7分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより3議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第28号 専決処分の承認について（専決第10号 柳川市税条例等の一部を改正する条例）については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第29号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第30号 柳川市副市長の選任については人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案は原案どおり中村智弘氏の柳川市副市長の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり中村智弘氏の柳川市副市長の選任に同意することに決定をいたしました。

ここで先ほど選任に同意いたしました中村智弘氏より挨拶を受けたいと思っております。

中村智弘氏（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま副市長の選任の同意を賜り、厚く御礼申し上げます。

もとより、私、微力ではございますが、今後、金子市長を補佐し、柳川市が直面する行政課題の解決と住民福祉の一層の向上のために誠心誠意努力してまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましては、格別の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和3年第3回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤丸正勝

柳川市議会議員 橋本憲之

柳川市議会議員 樽見哲也





第 4 回 柳 川 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
5 月 14 日	金	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第4回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 3 1 号	令和3年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について	3 . 5 . 14	原案可決

## 柳川市議会第4回臨時会会議録

令和3年5月14日柳川市議会議場に第4回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

### 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市	長	中村智弘
教	育	長 沖 毅
総	務	部 長 平 田 敬 介
会	計	管 理 者 高 田 啓 介
市	民	部 長 椛 島 謙 治
保	健	福 祉 部 長 島 添 守 男
建	設	部 長 松 永 泰 治
産	業	経 済 部 長 兼 大 和 庁 舎 長 松 藤 満 也
教	育	部 長 兼 三 橋 庁 舎 長 袖 崎 朋 洋
消	防	長 松 藤 敏 彦
人	事	秘 書 課 長 江 口 英 範
総	務	課 長 武 田 真 治
財	政	課 長 田 中 勝 裕
健	康	づ ぐ り 課 長 田 島 雅 彦

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第31号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について

午前10時 開会

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和3年第4回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(藤丸正勝君)

日程１．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和３年第４回柳川市議会臨時会の会期日程等について、本日９時から議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日１日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程２が会議録署名議員の指名についてであります。

日程３が議案の上程についてで、議案第31号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第２ 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程２．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、３番佐藤勝広議員及び18番田中雅美議員を指名いたします。

日程第３ 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程３．議案の上程について。

議案第31号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆様おはようございます。今回御提案いたします議案第31号 令和３年度柳川市一般会計補正予算（第３号）について御説明を申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に11,261千円を追加し、歳入歳出予算の総額を33,221,403千円としようとするものであります。

歳出では、衛生費で11,261千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルスワクチン接種率を高め、市内での感染防止を図るため、集団接種会場及び接種医療機関までの移動が困難な方へタクシー利用料金の一部を助成する費用を計上するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金11,261千円を増額補正しております。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時6分 休憩

午前10時6分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第31号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和3年第4回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時7分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤丸正勝

柳川市議会議員 佐藤勝広

柳川市議会議員 田中雅美





第 5 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6 月 7 日	月	本 会 議	開会・提案理由説明
6 月 8 日	火	考 案 日	
6 月 9 日	水	考 案 日	
6 月 10 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
6 月 11 日	金	考 案 日	
6 月 12 日	土	休 会	
6 月 13 日	日	休 会	
6 月 14 日	月	本 会 議	一 般 質 問
6 月 15 日	火	本 会 議	一 般 質 問
6 月 16 日	水	休 会	
6 月 17 日	木	委 員 会	
6 月 18 日	金	委 員 会	
6 月 19 日	土	休 会	
6 月 20 日	日	休 会	
6 月 21 日	月	委 員 会	予算審査特別委員会
6 月 22 日	火	休 会	
6 月 23 日	水	事務整理日	
6 月 24 日	木	事務整理日	
6 月 25 日	金	本 会 議	採決・閉会

第5回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 32 号	令和3年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について	3.6.25	原案可決
議 案 第 33 号	令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	3.6.25	原案可決
議 案 第 34 号	柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について	3.6.25	原案可決
議 案 第 35 号	柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	3.6.25	原案可決
議 案 第 36 号	有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更について	3.6.25	原案可決
議 案 第 37 号	令和2年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	3.6.25	原案可決
議 案 第 38 号	令和2年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	3.6.25	原案可決
議 案 第 39 号	柳川市公平委員会委員の選任について	3.6.10	同 意
議 案 第 40 号	柳川市教育委員会委員の任命について	3.6.10	同 意
議 案 第 41 号	柳川市農業委員会委員の任命について	3.6.10	同 意
議 案 第 42 号	全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書について	3.6.25	原案可決
議 案 第 43 号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	3.6.25	原案可決

報 告

報 告 第 10 号	継続費繰越計算書について	3.6.7	報 告
報 告 第 11 号	繰越明許費繰越計算書について	3.6.7	報 告
報 告 第 12 号	柳川市水道事業会計予算繰越計算書について	3.6.7	報 告
報 告 第 13 号	柳川市水道事業会計継続費繰越計算書について	3.6.7	報 告
報 告 第 14 号	柳川市下水道事業会計予算繰越計算書について	3.6.7	報 告
報 告 第 15 号	柳川市土地開発公社の経営状況について	3.6.7	報 告
報 告 第 16 号	専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について）	3.6.25	報 告
報 告 第 17 号	専決処分の報告について（専決第12号 和解及び損害賠償額の決定について）	3.6.25	報 告

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 7 号	全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する請願	3.6.25	採 択
請 願 第 8 号	地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書	3.6.25	採 択
請 願 第 9 号	沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択について	3.6.25	継続審査

選 挙

	案 件	選 挙 日	結 果
選 第 1 号	柳川市選挙管理委員の選挙について	3 . 6 . 25	当 選
選 第 2 号	柳川市選挙管理委員補充員の選挙について	3 . 6 . 25	当 選

# 柳川市議会第5回定例会会議録

令和3年6月7日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	中村	智弘
教	育	沖	毅
総務	部長	平田	敬介
会計	管理者	高田	啓介
市民	部長	椛島	謙治
保健	福祉部長	島添	守男
建設	部長	松永	泰治
産業	経済部長兼大和庁舎長	松藤	満也
教育	部長兼三橋庁舎長	袖崎	朋洋
消	防	松	藤敏彦
税	務課長	古賀	順一郎

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

#### 諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について（令和2年12月分、令和3年1月分、2月分、3月分）
- (2) 全国市議会議長会の表彰状伝達について
- (3) 市長の所信表明について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第32号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第33号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

議案第34号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及

び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更について

議案第37号 令和2年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第38号 令和2年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第39号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第40号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第41号 柳川市農業委員会委員の任命について

日程(4) 報告について

報告第10号 継続費繰越計算書について

報告第11号 繰越明許費繰越計算書について

報告第12号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第13号 柳川市水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第14号 柳川市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第15号 柳川市土地開発公社の経営状況について

日程(5) 請願について

請願第7号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する請願

請願第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

請願第9号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択について

午前10時 開会

議長(藤丸正勝君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和3年第5回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告を申し上げます。

次に、第97回全国市議会議長会定期総会において、三小田一美議員が議員25年の特別表彰を、田中雅美議員及び私、藤丸正勝が議員20年表彰を受けましたので、ただいまから全国市

議会議長会会長に代わりまして表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

三小田 一 美 殿

あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第97回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします  
令和3年5月26日

全国市議会議長会

会 長 清 水 富 雄

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

田 中 雅 美 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第97回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします  
令和3年5月26日

全国市議会議長会

会 長 清 水 富 雄

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

藤 丸 正 勝 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第97回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします  
令和3年5月26日

全国市議会議長会

会 長 清 水 富 雄

〔拍手〕



議長（藤丸正勝君）

次に、4月の市長選挙において当選されました金子市長から所信表明の申出がっておりますので、市長の発言を許します。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本定例会は私の4期目の市長就任後、初めての定例会でございます。そこで、皆様方に対するお礼と今後の市政運営について私の所信の一端を述べさせていただきます。議員の皆様並びに市民の皆様のご理解と御協力をお願いするものであります。

このたび、市民の皆様をはじめ、多くの団体の方々からの御支援により、引き続き市政のかじ取りを務めさせていただくことになりました。8年ぶりの選挙でありましたが、選挙結果をしっかりと受け止め、思いを新たにして、市民の皆様の信頼と期待に応えられるよう全力投球で市政運営に取り組んでまいります。

これまでの3期12年間を振り返ってみますと、1期目はマニフェスト、2期目はおもてなしの心、3期目はNHK大河ドラマ招致を掲げ、まちの活性化を目指してまいりました。懸案でありましたピアス跡地への企業誘致、佐賀空港の着陸経路の見直しなどの課題も解決できました。また、校区コミュニティセンターの建設、小・中学校の校舎、体育館の改修とエアコンの設置、トイレ洋式化、市営住宅の建設、西鉄柳川駅自由通路と駅東部区画整理事業、市民文化会館「水都やながわ」の建設などに取り組むとともに、みやま市と共同で火葬施設の建設など広域行政も進めてまいりました。

こうした中、昨年来、新型コロナウイルスという見えない敵と対峙してきました。私が4期目の出馬を決意した最も大きな理由が新型コロナウイルスであります。感染が収束しないままに退くことができませんでした。

これまで福岡県に対して3度の緊急事態宣言が発令され、本市においても感染防止対策に取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症は感染拡大と縮小を繰り返し、変異株に置き換わりながら、日本全土で猛威を振るい、今まさに第4波の真ただ中にあるところであります。本定例会には新型コロナウイルス感染症緊急対策第10弾を含む一般会計補正予算（第4号）を提案しているところです。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、私が先般の市長選挙において市民の皆様と約束した「生き生きと輝く柳川へ」を実現するために掲げた6つの約束に合わせて、私の施策の一端を述べさせていただきます。

まず、1点目の政策目標「新型コロナ感染症や災害から市民を守り誰もが安全で安心できるまちづくり」についての主な取組について申し上げます。

まずは新型コロナ感染症対策についてであります。

今、最も重要なのは感染対策の切り札となります住民へのワクチン接種、これをいかにスピードアップさせていくかということであり、個別接種は市内の医療機関において5月26日から始めました。また、集団接種は6月13日から毎週日曜日に市内3会場のいずれかで

実施してまいります。今後も医師会の協力の下、個別接種、集団接種とも接種枠を拡大しながら、高齢者については7月末までに接種を終えるよう進めてまいります。

あわせて、みやま市に福岡県が開設いたしました大規模集団接種会場においても、本市の住民が利用できるよう要望しているところであります。今後もワクチン接種については住民の混乱を招くことのないよう、年齢による区分や優先接種についてお示しし、理解を得ながら、スムーズな接種をスピード感を持って進めるよう、あらゆる努力をしております。

今年は5月15日に九州北部の梅雨入りが発表されました。九州北部としては統計史上2番目に早い梅雨入りとなりましたが、近年は数十年に一度の大雨と言われる大雨特別警報が日本のどこかで年に何回も発令されており、いつ本市を含む地域に発令されてもおかしくない状況であります。大雨による浸水被害を最小限に抑えるため、数年来、水路の先行排水に力を入れて取り組んでいるところですが、本市だけでの取組では限界があります。上流地域の自治体に働きかけ、連携した取組を進め、先行排水がもっと効果を上げることができるよう取り組んでまいります。あわせて、排水機場の能力増強についても引き続き国、県に働きかけてまいります。

災害時にはコロナ感染対策に十分配慮した避難所を開設するとともに、防災行政無線やテレビのリモコン1番でKBCの画面にしてdボタンを押すと柳川市からの情報が見れるdボタン広報を活用して、新たな警戒レベルに応じた避難情報などを速やかに発信してまいります。さらに、5月から新たに避難所の混雑具合をインターネットでリアルタイムに知ることができるシステムを導入し、避難所の見える化を始めました。このシステムは、IT関連会社の株式会社VACANの協力を得て、無償で導入したところです。

また、地域防災の基礎となる自主防災組織については、引き続き組織化や活動の支援、活動に対する補助を行うなど、自助、共助による防災力の向上に努めてまいります。

2点目の政策目標「柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる人づくり」についての主な取組について申し上げます。

まずは子育て支援についてであります。

昨年4月に子育て包括支援センターを設置し、子育てに関する相談や支援を行っているところですが、今年度は新たに産後ケア事業として、心身の不調や育児に不安を抱える母親の身体的・精神的ケア、適切な授乳指導などのサービスを宿泊型、日帰り型、訪問型から選んで受けられるサービスを開始します。令和2年度から実施している産後の母乳育児に関する相談事業「ゆりかごサポート事業」もデイケアサービスの一つとして引き続き無料で利用できるようにしています。さらに、産婦健康診査事業として、産後2週間と産後1か月の健康診査の負担軽減のための助成を新たに行ってまいります。

現在、地域子育て支援拠点事業「つどいの広場」を実施している柳城児童館は、建設から52年を経過し、老朽化が進んでいるため、今年度中に総合保健福祉センター「水の郷」に隣

接いたします有明観光物産公園の一角に場所を移し、新たな子育て支援拠点施設として建設します。オープンは令和4年4月の予定です。

そのほか、保育士確保対策として、市内の保育所や認定こども園に新たに就職した保育士に100千円の就職支援金を支給するとともに、保育士の働き方改革を図るため、保育職場の環境改善のための研修事業に取り組むなど、保育士不足の解消を図ります。また、学童保育所支援員の処遇改善にも引き続き取り組みます。

子育て支援に関しては、市長選挙を通じまして市民の皆様から多くの声をいただいているところであり、今後もいろいろな好事例を研究し、本市に合った取組を検討し、実施してまいります。

学校教育においては、最適な学び環境を実現するため、令和4年度をめどに市立学校適正規模・適正配置事業計画を策定します。そして、実際の小・中学校の再編はスピード感を持って着実に進めてまいります。

市内への移住・定住・結婚などのサポートを充実し、人口減少対策に取り組みます。これまで若い世代の住宅取得の負担軽減を図るため、U-45マイホーム取得支援事業を実施してきましたが、今年度は新たに婚姻から1年以内に市内で住居を取得する夫婦、39歳以下の世帯には一定の所得、夫婦合計4,000千円以下の場合に300千円の支援金を支給し、結婚と市内への定住を後押しいたします。

3点目の政策目標「水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり」についての主な取組について申し上げます。

水郷柳川の風情といえば、掘割です。その掘割の夜間の新たな景観を創出しようと、昨年、現地実験を行いました。計画では、川下りコースの12か所を「静かで優しい光」「水を感じる光」で「静かなシーン」や「演出するシーン」を創出し、市民に愛され、親しまれる景観づくりを行います。今年度は5か所を整備しますが、夜の魅力を高めることによって夜の川下りの活性化、宿泊客の増加などを図ります。

また、昨年度から取り組んでいる掘割沿いの柳並木づくりについては、今年度までモデル地区としている鋤崎土居の並木の再整備を終えます。北原白秋先生が「色にして老木の柳うちしだる我が柳河の水の豊けさ」と詠んだ柳川の風情を保全していくことによって、住む人にとっても訪れる人にとっても、人を引きつけるまちづくりを目指しているところです。

柳川移住体験施設もえもん家（ハウス）は掘割沿いの市街地に、芸術家の創作活動と移住体験の場を兼ねた旧綿貫家住宅は田園地帯にあります。これらでの柳川暮らしを通して柳川の魅力を感じてもらおうとともに、移住希望者の望む情報を的確に提供していく体制を強化し、一人でも多くの人を柳川に呼び込んでまいります。

今、力を入れて取り組むべき本市の大きな課題の一つがごみの減量化です。1月から新しいごみ袋の運用を始めました。可燃ごみは「燃やすしかないごみ」袋と名称を変え、料金を

値上げし、新設したペットボトル専用袋とプラスチック専用袋は半額にして、分別すれば得をする方法を考えました。この「燃やすしかないごみ」袋が小泉環境大臣の目に留まり、話題に上がった好機を捉え、次の減量策として、雑紙の分別回収や事業系ごみの減量を促進してまいります。このことによって新ごみ焼却施設の建設費や維持管理費に係る市民の皆さんの負担を減らしていくとともに、気候変動の原因となる二酸化炭素を少しでも削減し、地球環境を守り、子供たちに引き継いでいかなければならないと強く思っているところであります。

認知症予防や健康寿命の延伸等を目指し、コミュニティセンターを活用して元気サークルやケアランポリンなどの事業を展開しています。市民の皆様が元気で長生き、そして、充実した生活ができるよう支援してまいります。

4点目の政策目標「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」についての主な取組について申し上げます。

まずは柳川の子供たちの郷土愛とおもてなしの心の醸成を進めるため、郷土の偉人20人を紹介いたしました「やながわ人物伝」、偉人の言葉を紹介した「心に響く素読集やながわ」、環境教育副読本「やながわ」を活用した教育活動を継続してまいります。

柳川を代表する偉人、国民的詩人で童謡作家であります北原白秋先生、柳川の近代を語る上で欠かせない存在です。その白秋生家が、新型コロナの影響もあり、存続の危機にさらされています。その支援のため、白秋生家・歴史民俗資料館の指定管理料については、今年度当初予算で令和3年度からの3年間の委託料を見直し、引き上げております。また、アフターコロナを見据えたこれからの運営のための人的支援として、先般、公益財団法人北原白秋生家記念財団へ職員を派遣したところです。今後も白秋生家の存続のため、全力を尽くしてまいります。

昨年12月にオープンした市民文化会館「水都やながわ」、多くの市民の皆様にご文化芸術に親しむ機会を提供し、市民文化の向上に資することを目指していますが、コロナ禍において思うような事業が展開できない状態で、もどかしい思いでいっぱいですが、緊急事態宣言解除後の企画を温めているところであります。また、今年度から2か年かけて、より一層の文化芸術の振興を図るため、市民文化会館を文化芸術の拠点とした柳川市文化芸術振興計画の策定に取り組むこととしています。

5点目の政策目標「柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり」についての主な取組について申し上げます。

農漁業は柳川の基幹産業であります。これら農漁業の振興を図るため、新規作物の開発、付加価値を高めるための農産物特産品づくり、博多和牛ブランド強化、柳川産ノリのブランド化、そして、担い手づくりのための新規就農・青年就農者に対する支援を引き続き行ってまいります。また、柳川の豊かな農地と有明海は柳川の基幹産業である農業と漁業を支える

基盤でありますので、国や県の補助を最大限に活用しながら、基盤整備事業に取り組んでまいります。

柳川ならではの地域資源を生かし、観光業に携わる人だけでなく、地域住民の方と一緒にあって柳川の魅力を打ち出す「水郷柳川ゆるり旅」も春編9回、夏編4回、秋編8回の合計21回を数えるまでになりました。

また、有明海の自然を生かした新たな観光資源の開発として、柳川観光第2のエンジン創出事業に取り組みました。リノベーションしたむつごろうランドは昨年4月にグランドオープン。キャンプやムツかけ、くもで網を楽しみ、季節に応じて周辺のひまわり園やブドウ畑に立ち寄るなど、新しい柳川観光の形が整いました。

初代柳川藩主、立花宗茂公と妻、閨千代姫を主人公としたNHK大河ドラマの招致活動については、今後も引き続き福岡県内外への活動の輪を広げ、ドラマ化実現まで粘り強く取り組んでまいります。招致活動によって、多くの市民が柳川の歴史と宗茂公の生きざまを学ぶ機会が増えます。招致実現は柳川観光に大きなインパクトを与えるとともに、市民の郷土愛の醸成につなげてまいります。

いずれにしましても、商業・観光業関連のV字回復の施策については、コロナの収束を見据え、関係団体の意向を踏まえながら、タイミングを見て議会に相談し、提案してまいります。

最後に、6点目の政策目標「人口減少に負けない持続可能な財政基盤と組織のしくみづくり」についての主な取組について申し上げます。

今年4月から施行された新しい過疎法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で、旧大和町が過疎指定になりました。今回の法律では平成の大合併による合併市町村の特例があり、合併前の市町村の区域で過疎地域に認定する一部過疎というのが設けられ、旧大和町が人口減少率の基準値に該当したため認定されました。現在、過疎法による財政面での特別措置を受けるため、過疎地域持続的発展市町村計画を策定しているところです。一部過疎の財政支援措置を効果的に活用して、旧大和地域だけでなく、市全体の持続的発展に生かしていきたいと考えています。

これまで新火葬施設、新ごみ処理施設、市民文化会館など、ハード面の整備を進めてまいりました。これからは行財政改革をさらに推進するとともに、中期財政計画を適宜見直ししながら、持続可能な財政運営など、ソフト面を重視した行政運営を進めてまいります。また、公共施設総合管理計画に沿って公共施設の最適化を進めるとともに、過疎債の活用を視野に入れて庁舎統合に取り組めます。

行政運営には人材の確保、育成が欠かせません。職員採用では採用年齢の引上げを行ったり、社会人経験者枠採用を取り入れるなど、多様な経験を持つ人材確保に努めているところです。引き続き組織機構の見直しによる職員の効率的な配置を推進するとともに、再任用

制度、会計年度任用職員制度を効果的に活用して、市民サービスの向上に努めてまいります。

以上、意を尽くしますが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

私の使命は、柳川の持つ魅力をさらに高め、住み続けたいまちにして、未来を担う次世代につないでいくことであります。これまで3期12年間を全力で務めてまいりました。これからも市民の皆様の期待に応えることができるよう、全力投球で取り組んでまいります。そのためには、市民の皆様と一緒に考え、共に未来の柳川を担う子どもたちが夢と希望の持てるまちづくりを目指していかなければなりません。今後とも職員と共に全力で取り組んでまいりますので、どうか市民の皆様、市議会議員の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開催いたします。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和3年第5回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る6月3日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、6月7日から6月25日までの19日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、8日、9日は考案日、10日を議案質疑、11日は考案日、12日、13日は休日で休会、14日、15日、16日を一般質問、17日、18日を委員会、19日、20日は休日で休会、21日、22日を予算審査特別委員会、23日、24日は事務整理日、25日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3 が議案の上程についてで、議案第32号から議案第41号までの10議案の一括上程であります。

日程4 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

日程5 が請願についてであります。

本定例会に請願3件が提出されております。請願第7号は建設経済常任委員会に審査を付

託、請願第 8 号は総務常任委員会に審査を付託、請願第 9 号は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、2 日目の日程について申し上げます。

日程 1 が議案質疑についてであります。

初めに、議案第 32 号及び議案第 33 号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 32 号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第 33 号は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 34 号及び議案第 35 号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、2 議案とも総務常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 36 号から議案第 38 号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 36 号は総務常任委員会に審査を付託、議案第 37 号及び議案第 38 号の 2 議案は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 39 号から議案第 41 号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、3 議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会において決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定をいたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程 2 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、4 番今村智子議員及び 17 番白谷義隆議員を指名いたします。

日程第 3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程 3 . 議案の上程について。

議案第 32 号から議案第 41 号までの 10 議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 3、議案第 32 号、議案第 33 号の補正予算 2 議案、議案第 34 号、議案第 35 号の条例案 2 議案、議案第 36 号から議案第 38 号までのその他 3 議案及び議案第 39 号から議案第 41 号まで人

事案件3議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第32号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

本年度の当初予算につきましては、経常的経費を中心に、いわゆる骨格予算として編成したところでございます。したがって、今回の補正予算は総合戦略の4つの政策目標を実現するための事業費のほか、当初予算編成時点で私の政策判断によるものとした事業費を計上するとともに、重点的な取組が求められる新型コロナウイルス感染症対策のための経費を計上しております。

なお、総合戦略の4つの政策目標及び本市の未来像に対する私の基本的な考え方につきましては、先ほどの所信表明で申し上げたとおりでございます。今回の補正予算からその具現化を図るための経費を計上しております。

御提案しております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,396,951千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34,618,354千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

1款・議会費は1,000千円を増額補正しております。

内容としましては、令和3年度全国市議会議長会の地方行政委員会委員長への本市議長の就任に伴い、東京で開催される会議等へ出席するための旅費を計上するものであります。

2款・総務費は25,776千円を増額補正しております。

内容としましては、若い世代の住まいに関する負担の軽減を図るための新婚世帯マイホーム取得支援事業費、東京からの移住者を柳川市に呼び込むための移住就業マッチング事業費を計上したほか、西鉄バス久留米が運行する市内循環線廃止の代替交通として令和3年10月1日より新たにコミュニティバスを運行するための経費などを計上しております。

3款・民生費は255,268千円を増額補正しております。

内容としましては、就職支援金を支給するなど保育士不足を解消するための保育士確保対策事業費、柳川市における子育ての拠点として有明観光物産公園内に整備を進めております地域子育て支援拠点施設整備事業費、全国一律事業としてひとり親以外の世帯への子育て世帯生活支援特別給付金事業費などを計上しております。

4款・衛生費は113,298千円を増額補正しております。

内容としましては、産婦人科医院等において産後ケアを実施する産後ケア事業費、産後の母子の心身状態を把握する健康診査費用を助成する産婦健康診査事業費など、子育て拠点施設整備と併せ、ハード、ソフト両面での子育て支援を充実するための経費を計上しております。

新型コロナウイルスワクチン接種については、コールセンターのフリーダイヤル化と電話



回線増設による委託料増額分及び集団接種に係る経費を計上しております。

そのほか、廃棄物の3R推進啓発事業費を増額し、雑紙の分別を推進するなど、可燃ごみ減量の取組をさらに推し進めてまいります。

6款・農林水産業費は383,030千円を増額補正しております。

内容としましては、農業機械導入助成に係る経費、水路整備事業費のほか、中島漁港施設の耐震・耐津波の安全性を検証するための機能診断に係る経費を計上しております。

7款・商工費では48,300千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の回復につなげるためのプレミアム商品券「柳川藩札」のプレミアム率、発行額の拡大に対する補助金を計上しております。

8款・土木費では362,748千円を増額補正しております。

内容としましては、子育て支援施設建設に合わせた有明観光物産公園内のトイレ改修に係る経費、夜の川下りの活性化、宿泊客の増加を目指す掘割の夜間景観整備事業費、立花いこいの森公園内のせせらぎ水路を蛍の飛び交う環境にするためのホタルの舞う環境整備事業費を計上したほか、道路の維持管理に係る経費、市営住宅改善に係る経費などを計上しております。

9款・消防費では3,985千円を増額補正しております。

内容としましては、老朽化した消防本部庁舎空調設備更新に係る設計費などを計上しております。

10款・教育費では203,546千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川市民文化会館を文化芸術の拠点としたより一層の文化芸術の振興を図るための柳川市文化芸術振興計画策定に向けた基礎調査に係る経費を計上しております。

そのほか、新型コロナウイルス感染防止対策として、修学旅行キャンセル料補助金、蒲池コミュニティセンター、学校給食単独調理校、三橋共同調理場の空調設備設置に係る経費、市民体育館等のトイレ改修に係る経費を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

13款・使用料及び手数料では、ごみ収集指定袋の手数料収入26,400千円を増額補正しております。

14款・国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等444,963千円を増額補正しております。

15款・県支出金では、農村環境整備事業費等86,673千円を増額補正しております。

18款・繰入金では、コミュニティバス購入など9事業の財源とするため42,836千円を増額補正しております。

19款．繰越金では185,279千円を増額補正しております。

20款．諸収入では1,300千円を増額補正しております。

21款．市債では、柳川庁舎消防設備改修事業費などを計上したことにより609,500千円を増額補正しております。

第2表 債務負担行為補正では、地域福祉計画策定業務委託料など3件につきまして追加を行っております。

第3表 地方債補正では、柳川庁舎消防設備改修事業費など7件について追加及び変更を行っております。

次に、議案第33号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給するため必要な額を増額するものです。

歳出においては2款．保険給付費を999千円増額し、その財源として、歳入において4款．県支出金を999千円増額しております。このため、歳入歳出それぞれ999千円を増額し、補正後の予算額を8,764,855千円とするものであります。

次に、議案第34号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及びこれに関連する政令等が公布されたことに伴い、条例の整備を行うものです。

主な改正内容を申し上げますと、個人住民税関係では扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し、セルフメディケーション税制の延長、固定資産税関係では雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置の創設などであります。

次に、議案第35号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行することが明確化されました。これに伴い、マイナンバーカード再交付についても同機構が行い、市は手数料を徴収しないこととなるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号 有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、有明生活環境施設組合のごみ焼却施設が稼働を開始することに伴い、有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法を変更するものであります。

次に、議案第37号 令和2年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説

明申し上げます。

本案は、令和2年度に生じた利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

処分の内容については、令和2年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金435,660,555円のうち82,700千円を減債積立金に積み立て、残余を令和3年度に繰り越すものであります。

次に、議案第38号 令和2年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度に生じた利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

処分の内容については、令和2年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金54,223,839円のうち41,862千円を減債積立金に積み立て、12,361千円を建設改良積立金に積み立て、残余を令和3年度に繰り越すものであります。

次に、議案第39号 柳川市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市公平委員会委員の佐藤健二委員の任期が令和3年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に徳永雅子氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第40号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市教育委員会委員の江口正基委員の任期が令和3年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第41号 柳川市農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市農業委員会委員の欠員に伴い、古賀勝次氏を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は議会の同意を経た後の任命の日から令和6年3月21日までとなります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第4 報告について

議長（藤丸正勝君）

続きまして、日程4．報告について。

報告第10号 継続費繰越計算書について、報告第11号 繰越明許費繰越計算書について、報告第12号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第13号 柳川市水道事業会計継続費繰越計算書について、報告第14号 柳川市下水道事業会計予算繰越計算書について及び報告第15号 柳川市土地開発公社の経営状況について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 4、報告第10号から第15号まで御説明申し上げます。

まず、報告第10号 継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成29年度から令和3年度の5か年にわたって設定した市民文化会館整備推進費について、令和2年度の執行残額117,320,815円を、別紙、継続費繰越計算書のとおり、逓次繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第11号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度柳川市一般会計補正予算(第7号)等において御承認いただきました柳川庁舎消防設備改修事業費ほか33件の繰越明許費予算について、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり、25件、973,586,731円を令和3年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第12号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度柳川市水道事業会計予算で実施することにしたしておりました蒲船津地内配水管布設替工事及び高橋中牟田線配水管布設工事(3工区)について、関係機関との協議に不測の日数を要し、工期を延長したことに伴い、令和2年度内で完了することができなかつたため、地方公営企業法第26条第1項の規定により、別紙、令和2年度柳川市水道事業会計予算繰越計算書のとおり、15,231,700円を令和3年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第13号 柳川市水道事業会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度柳川市水道事業会計予算で実施することにしたしておりました矢加部配水場耐震化事業について、支出予定額のうち令和2年度内に支払い義務が生じなかつた額があつたため、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙、令和2年度柳川市水道事業会計継続費繰越計算書のとおり、200,100千円を令和3年度へ繰り越しましたので、報告するものであります。

次に、報告第14号 柳川市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度柳川市下水道事業会計予算で実施いたしておりました佃町枝線下水道築造工事について、関係部署との協議の結果、工期を延長したことに伴い、令和2年度内で完了することができなかつたため、地方公営企業法第26条第1項の規定により、別紙、令和2年度柳川市下水道事業会計予算繰越計算書のとおり、41,084千円を令和3年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第15号 柳川市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を当該公社の決算書等に基づき報告するものです。

令和2年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業

外収益を合わせた収益は695円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は32,734円となっており、収入支出差引き32,039円の純損失を生じております。

また、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金及び預金を保有しており、固定資産は投資その他の資産として長期定期預金3,000千円を保有しております。負債につきましては、流動負債、固定負債ともございません。

令和3年度事業については、土地造成事業として25,592千円、あっせん等事業として3,712千円を計上いたしております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

#### 日程第5 請願について

議長（藤丸正勝君）

日程5．請願について。

本定例会に受理いたしました請願は3件であります。

お諮りいたします。請願第7号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する請願は、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本請願は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書は、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本請願は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第9号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程全てを終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

午前10時51分 散会

# 柳川市議会第5回定例会会議録

令和3年6月10日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市	長	中村智弘
教	育	長 沖 毅
総	務	部 長 平 田 敬 介
会	計	管 理 者 高 田 啓 介
市	民	部 長 椛 島 謙 治
保	健	福 祉 部 長 島 添 守 男
建	設	部 長 松 永 泰 治
産	業	経 済 部 長 兼 大 和 庁 舎 長 松 藤 満 也
教	育	部 長 兼 三 橋 庁 舎 長 袖 崎 朋 洋
消	防	長 松 藤 敏 彦

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

#### 日程(1) 議案質疑について

- 議案第32号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第33号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第34号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合同規約の変更について
- 議案第37号 令和2年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第38号 令和2年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第39号 柳川市公平委員会委員の選任について
- 議案第40号 柳川市教育委員会委員の任命について



議案第41号 柳川市農業委員会委員の任命について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第32号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について及び議案第33号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての以上2つの議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第32号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、本年度当初予算が4月の市長選挙に伴い骨格予算で編成されていることから、本案はその肉づけ予算として位置づけられていますので、予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

異議なしと認め、本案は予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により全議員21名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました全議員21名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出をお願いいたします。

お諮りいたします。議案第33号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第34号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第35号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第34号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第35号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第36号 有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更について、議案第37号 令和2年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第38号 令和2年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第36号 有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第37号 令和2年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。お諮りいたします。議案第38号 令和2年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。次に、議案第39号 柳川市公平委員会委員の選任について、議案第40号 柳川市教育委員会委員の任命について及び議案第41号 柳川市農業委員会委員の任命についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。3議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第39号 柳川市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり徳永雅子氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり徳永雅子氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第40号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり江口正基氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり江口正基氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第41号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり古賀勝次氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古賀勝次氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時8分 散会

# 柳川市議会第5回定例会会議録

令和3年6月14日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	高	田	啓	介
市	民	梶	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	松	藤	満	也
経	済	袖	崎	朋	洋
部	長	松	藤	敏	彦
兼	大	江	口	英	範
和	庁	武	田	真	治
庁	舎	池	末	勇	人
舎	長	田	中	勝	裕
長		古	賀	順	一
長		田	島	雅	郎
長		内	田		彦
長		古	賀		猛
長		新	開	文	洋
長		中	村	正	隆
長		木	下		光
長		松	永		隆
長		竜		晴	久
長		梅	崎	秋	美
長		目	野	隆	敬
長		山	田	秀	広
長		本	吉		太
長		古	賀	和	尊
長		乗	富	和	明
長		野	田	真	也
長		野	口	貴	功
長					光

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長            白     谷     通     孝  
 議会事務局次長兼議事係長    徳     永     喜 美 香  
 議会事務局次長補佐兼庶務係長 森                      康     貴

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	10 番 佐々木 創 主	1. 新型コロナと柳川観光
2	7 番 菊 次 太 丸	1. 人口減少に対する施策は (1) 企業誘致について (2) 女性の就業について (3) 土地の利用について (4) 奨学金補助について 2. ペットボトルのゴミ削減の為の給水スポットについて
3	4 番 今 村 智 子	1. 新型コロナ感染症自宅療養者への支援について
4	6 番 江 口 義 明	1. コロナ禍の今後の経済対策について 2. 柳川市新規創業者支援事業について 3. 柳川市都市計画総括図について 4. 少子化対策、人口減歯止めについて
5	17番 白 谷 義 隆	1. 4期目の市政運営について (1) 重要政策とその具体的施策について
6	5 番 新 谷 信 次 郎	1. 新型コロナウイルスワクチン接種について (1) 予約方法について (2) 接種優先順位について (3) ワクチンキャンセル分をどうするか 2. 柳川市民文化会館開館行事について (1) 北原白秋作詞「海道東征」公演について 3. コロナ禍における子育て支援について (1) 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開会いたします。

一般質問に入る前に報告いたします。

6月10日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告をいたします。

委員長は佐々木創主議員、副委員長は緒方寿光議員に決定いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定どおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。佐々木創主でございます。本日は新型コロナと柳川観光というテーマで質問をさせていただきます。

昨年来、世界中に蔓延している新型コロナ、日本でもこれまで波状的に陽性者が増え、今年5月には1日7,000人を超える状況となり、現在、福岡県を含め10都道府県に3回目の緊急事態宣言が発令され、6月20日まで延長されています。この間、国民生活はもとより、観光業、飲食業をはじめとする企業活動、経済、教育と様々な分野に大きな影響を与えています。そんな中、オンラインでの教育、会議、ビジネスなど新たな展開が生み出されており、また、人々の地方への志向も強まってきています。

そして、医療・福祉施設関係者を皮切りにワクチン接種が始まり、高齢者への接種も7月をめどに完了する目標とされ、政府は10月、11月までには65歳未満を含め全ての希望者への接種を完了したいとしています。また、国内薬品メーカーの治療薬開発も期待されています。

世界に目を向けてみると、まだまだ陽性者が増えている国も少なくありませんが、世界最高の陽性者数を記録しているアメリカなど、昨年末から開始されたワクチン接種によって鎮静化の傾向となり、屋外でのマスク着用義務の解除、イベントの入場者数制限の解除など、徐々に人の動きが元に戻りつつあり、経済も回復基調となっています。



日本でもワクチン接種が進めば、私たちの生活、経済活動など回復していくことが予想され、一日も早くそうなることを期待するばかりです。

そういう先行きを期待する中で、柳川市の主要産業の一つである観光、そして、柳川観光の土台となっている掘割、歴史、文化、その課題を洗い出し、ポストコロナを見据え、しっかりとした基盤整備、対策を講じていくべきときだと思えます。

そこでまず、お尋ねします。

昨年来、新型コロナによって観光業が受けた影響、観光客の動向及び経済的影響についてお尋ねします。

本日は10分減の50分の時間でございますので、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をお願いします。

観光課長（山田秀太君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

新型コロナによります観光業への影響についてでございますが、まずは全国の状況について御報告をさせていただきます。

令和2年の国内延べ旅行者数につきましては前年比50.3%減の2億9,177万人、宿泊者数が前年比48.6%減、日本人の消費額につきましては前年比55%の減、訪日外国人数につきましては前年比87.1%減という状況でございます。

本市におきましては、現在、令和2年の観光動態調査を集約している最中ございまして、速報値とはなりますが、まず、観光案内所を訪問されたお客様が前年比で59.3%減の3万6,917人、川下りの利用者数が前年比76.1%減の8万7,410人、宿泊者数が前年比33.3%減の6万7,085人、北原白秋生家が前年比62.6%減の1万5,592人、御花・立花家史料館が前年比74.1%減の2万1,233人という状況ございまして、本市もコロナ感染症の影響を受け、非常に疲弊しているという状況であると認識しております。

以上でございます。

税務課長（古賀順一郎君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

観光関係企業の営業収入が市の税収にどのくらい影響があったかという視点からお答えさせていただきます。

コロナ禍における企業の業績悪化により、最も影響を受けやすい法人市民税の税収についてお答えさせていただきます。また、業種ごとに分かれておりませんので、法人市民税全体の収入額をお答えさせていただきます。

令和元年度と令和2年度の法人市民税の税収を比較してみますと、令和元年度の収入額は448,320千円、令和2年度の収入額は345,500千円となっており、前年度から102,820千円、約23%の減少となっております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

他の地域にたがわず、柳川も相当な影響を受けておると。川下り業に至っては七十数%減と。税収の面で経済的な影響をお答えいただきましたが、全体の法人税で約1億円の減と。増収となっている業種もあるというふうに聞いておりますので、特に、観光業、飲食業が非常にひどかったと。それからいうと、観光業、飲食業の経済的、収入的な打撃は相当なものであるというふうに思うわけございまして、これが確定し、来年度の税収、今年度の税収、非常に市の財政への影響を心配するところでございます。

そこで、昨年から始まったコロナ、それ以前にはインバウンド、国でも海外旅行客の入国者数を3,000万人、4,000万人、5,000万人と増やしていくんだと。柳川においても、外国の方々が来日、柳川に來られて、年々増えていっていったような状況でございました。

そういう中で、200万人の観光客を目指す。この数字が正しいかどうかは別として、その折に、そういう入り込み客数の増加を目指して、これから取り組んでいくんだといろんな取組を打ち出されておりましたが、具体的な内容とその投資額を教えてください。

観光課長（山田秀太君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、観光入り込み客数の目標につきましては、2019年度に策定しました第2次観光振興計画におきまして、10年後の2028年の目標値を165万人と設定しております。この計画におきましては、本市観光の在り方を物見遊山型の量的な観光から、滞在型、質の高い観光への転換を目指すこととしております。市民の皆様の豊かな暮らしに根差した観光まちづくりによりまして、新しい価値を創造していこうというコンセプトでございます。

本市ではこれまで様々な取組を進めてきたところでございまして、議員御指摘のとおり、インバウンド事業、海外のお客様、観光客の誘致を行ってきております。この事業につきましては、政府が2003年にビジット・ジャパン・キャンペーンを立ち上げたところから始まっておりまして、本市におきましても、日本政府観光局、九州運輸局、九州観光推進機構、福岡県、福岡市などと連携しながら、台湾をはじめ、東アジアを中心に観光プロモーション活動や国内外の旅行博、商談会に参加して情報発信に努めてまいっております。

また、柳川におきましても、海外のメディア、旅行会社などの招聘、モニターツアーなどを受け入れまして、柳川ならではのプログラムを体験していただき、PRを行ってきたところでございます。

さらに、独自の取組といたしまして、やさしい日本語ツーリズムということで、日本語で海外のお客様をお迎えできるような取組も進めておりました。

これらの事業経費につきましては、パンフレットの印刷、広告費等を含めまして、投資額

はおおむね毎年数百万円という状況でございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

今もろもろ述べていただきましたが、しかしながら、このコロナで遮断をされたといひますかね、身動きが取れないと。

そういう中で、継続して取り組んでいかなければならないこともあると思いますが、じゃ、そういう状況の中でコロナでストップをした。じゃ、コロナでいろんな影響、いろんな展開が出てきている中で、改めてコロナ後を見据えてこういう取組をしていくんだということはあるですか。

観光課長（山田秀太君）

コロナ終息後の事業展開ということでお答えをさせていただきたいと思ひます。

御承知のとおり、観光事業者のみならず、商業者、農水産物の生産者など、広い範囲で打撃を受けておるところでございます。お客様におきましては、旅行の際は安全・安心を求められる意識が強まったり、国内の近距離の混雑しないところを求めて、少人数で旅をされるという傾向でございます。

本市といたしましては、今後、特定のファンでありますとかリピーターの獲得、そういった施策でありますとか、市民の皆さん、あるいは近隣の住民の皆さんを対象にしました小さな旅の企画とか、そういった今までと異なる旅行スタイルの潮流でありますとか旅行需要の変化、これらに対応できるよう、本市の地域資源をさらに磨き上げて、全力で回復に向けた経済活性化策、あるいは持続可能な地域づくり策を講じていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

柳川の観光というのは、以前、この場で一般質問しましたが、テーマパーク型、人がある一点に、あるエリアにどっと集中する観光ではないですね。ある意味、分散型といひますかね、周遊型といひますか。ただ、そのモチーフが少ないと、材料が少ないと、そういった意味で、そういうモチーフづくり、材料づくりをしていくんだと。ある意味、柳川の特徴をより生かせるような、そういう対応といひますか、取組が必要なんじゃないかなと思ひます。

それで、2年前に、コロナ禍以前、9月でしたか、市報にも掲載され、新聞にも取り上げられた西鉄柳川駅の西口に堀を引き込んで川下り乗船場をつくると。非常に奇抜なアイデアで、おっ、これはすごいなと思ひましたが、しかしながら、いろいろ課題があるという話もしました。

改めてこの時期に、駅前川下り乗船場の意義と効果をお尋ねします。

都市計画課長（目野隆広君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

西鉄柳川駅周辺地区の整備につきましては、平成21年度から事業に着手をいたしまして、平成27年3月に1期目の整備として、東西の駅前広場、それから、自由通路の整備を行いました。駅から観光資源が集まります市街地への誘導と柳川観光の玄関口としての柳川らしい空間づくりは不十分な状況となっております。

そこで、2期目の事業としまして、福岡県、それから、西日本鉄道株式会社、柳川市の3者連携による事業を進めており、柳川らしい空間づくりとしまして、掘割という水郷柳川の風情、歴史、文化、観光資源を強調した整備を行うことで観光地柳川に来たという非日常感、それから、わくわく感を感じていただくとともに、駅前に掘割があることで市民の皆さんの掘割への愛着につながるといった効果が期待できます。

また、駅周辺でのにぎわいの創出と観光客の市街地への誘導、駅前へ引き込む掘割の川下り乗船場としての活用など、観光課、商工・ブランド振興課をはじめとする関係課の事業との連携により観光面へのさらなる効果が見込まれます。

以上です。

観光課長（山田秀太君）

続きまして、観光面での意義と効果についてお答えいたします。

今回の事業は、駅を降りてすぐに川下りができるという全国に類のない価値のあるものだと考えております。新たな川下りの魅力向上のみならず、駅前の親水空間、にぎわい空間が新たに創出されますので、集客力の向上、市民の皆様と観光客の皆様が交流できる機会が増えることは大変意義のあることではないかと考えております。

効果面につきましては、市内各地域を巡っていただけるような滞在力の強化、様々な産業が潤うようなソフト事業を企画して、観光客の皆さんを増やし、観光消費額の増加を図って、地域経済への波及効果を高めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

それでは、現在の状況、あれから2年たったわけですが、教えてください。

都市計画課長（目野隆広君）

本事業につきましては、令和元年9月に福岡県と西日本鉄道株式会社、それから、柳川市の3者の記者発表以降、それぞれの役割ごとの準備、検討作業を行ってきております。

最初に、福岡県の整備状況につきましては、二ツ川からの掘割引込み整備に伴いまして、現況の調査測量、文化財発掘調査、詳細設計等が実施され、掘割の用地となります土地の買収が完了しております。今年度は国道443号に埋設されておりますN T Tケーブルの移設工事を予定されているところでございます。

次に、西日本鉄道株式会社では、沿線主要拠点の開発プロジェクト推進としまして、西鉄

柳川駅周辺開発事業が本年3月25日に発表されました“修正”第15次中期経営計画での重点戦略、持続可能で活力あるまちづくりの推進に挙げられており、現在、基本構想の策定中で、今後、基本設計、実施設計を行うと伺っております。また、今年度は、にぎわい交流施設の整備に伴い、バス待機場の移転が必要となるため、移転先の整備を予定されております。

最後に、本市の今年度事業としましては、東西駅前広場の歩行者通路屋根及びバリアフリー送迎スペース屋根の整備を予定しておるところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、観光空間、駅を降りて観光地に来たなという景観をその効果という話でしたが、結局は駅前から舟に乗れますよと。舟の掘割の景観がどんと階段を下りたところに出てくると、それはインパクトがあると思いますが、ただ、昨年この件に関して質問した折に、様々な課題を惹起させていただきました。

まずは現在6社ある川下り業者の連携で、現在、天神、薬院から西鉄電車に乗って柳川で降りて川下りの舟に乗るセットとなった割引券が発売されておると。ただし、その割引券で乗船できる船会社は1社のみと。なかなかその辺の連携が取れない。じゃ、乗船場ができた、その利権といいますかね、それをその1社と西鉄が手放すのかであるとか、掘割の環境問題、水が少ないときどうするんだ、異臭を放って緑色になって、その管理はどうするんだとかの話をしたんですが、そもそもこの構想を練られて打ち出される前に、当の川下り業者にここに乗船場を造って運用したいと、そのときにどういうふうに皆さん思われますか、どういうふうに運航できますかという事前の相談はされたんですかね。

都市計画課長（目野隆広君）

川下り業者さん方へのお話ですけれども、今回、駅前に掘割を引き込むということで、その移動等もございましたので、事前に事業者さん方に意見を聞く場を設けておるところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

一昨年9月に記者発表したんでしょう。その前に構想を西鉄、福岡県と協議されて、じゃ、こういう構想を立てまじょうと、その前に相談をされたかということを知っているんですよ。

都市計画課長（目野隆広君）

相談につきましては、構想を発表した後に協議を行っているところでございます。

10番（佐々木創主君）

していないですね。実際にそれを運用する、利用する、そういう方々に相談をされていない。よくよく聞いてみると、あの川下り乗船場、現在、高畑、駅前周辺に乗船場があります

ね。まず、柳川橋、元国道橋のたもと、その奥の宮地嶽神社、そして、柳川橋のたもとから右に折れてというよりも、二ツ川の上流に遡って三柱神社前、松月の前ですね、それと、国道を渡ったところにもう一社。あそこの右に曲がってから先は、かなり流れがあるんですよ。聞くところによると、船頭さんたちの間で、あそこまで舟ばこいで上りきらんばんち、誰が行くかんち。ましてや乗客を乗せて駅までお送りする、まず無理ち。じゃ、それを運用する受益者といいますかね、利用する方々の実態としてどうなんだと。船頭さんは嫌がるですよ。けんか不特定な待遇、身分できつかめして給料はいっちょん変わらんち、誰が行くかんち。行くかんというよりも行ききらんち、そういうことなんですよ。

それで、昨年1月の全員協議会の折に、いろいろ課題がある。ましてやさっきの乗車券の問題、それ以前に川下り業者同士でダンピング合戦、料金がまばら、客引き、連携が取れない、船頭さんたちの教育、待遇もろもろ、合併以前の旧柳川市で何十年かかって業界の組合化でありますとか連携とか、いろんなことを模索しておきながら、なかなかできなかった。そういった意味で、川下り乗船場がもしできたとして、どうやって連携していくのか、それが鍵であると。その方向性の道筋をつけて、みんな手を携えてやっていこうよという合意形成、一步を踏み出さずして着工はあり得ないですねと市長に問いかけたところ、分かりましたという返答をいただいたわけでございます。その業者が連携をする鍵ですね、これは乗船場だけじゃないですよ。やはり柳川の観光業、そのメインの一つである川下り業が発展をしていく、その上では、この連携というのは避けて通れない。その協議の状況はどうなっていますか。

観光課長（山田秀太君）

船会社の連携に向けた協議の進捗について御報告させていただきます。

昨年1月から3月にかけて、市と観光協会、船会社で構成します川下り代表者会議を3回開催して協議してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症によります緊急事態宣言が4月に発令されまして、川下りが運休されて、地域経済が疲弊する中で、市といたしまして生活支援や経済対策事業を優先的に講じてまいったところでございます。

こうした中で、昨年7月と10月に観光協会や商工会議所、船会社、観光事業者、市で構成します掘割環境整備機構の会議を開催しまして、川下りの運航方法の申合せ事項などについて話し合ったところでございます。その後につきましては、また度重なる緊急事態宣言などもございまして、一堂に会しての協議には至らず、船会社さんとの個別の協議を行ってきたという状況でございます。

今般のコロナ禍で船会社さんは厳しい経営状況にありますが、今回の整備につきましては、本市観光の魅力向上に寄与するものと考えております。我々といたしましても、船会社の皆さんの連携、運航のルールづくりは必須と考えておるところでございます。

そこで、これまで市では川下りに関係します所管課の職員によりますプロジェクトチーム

で今後の掘割と川下りの在り方について検討してまいったところでございます。今月からは庁内の関係部署におきまして、観光における川下りの位置づけ、目指すべき将来像の認識を共有しながら、掘割の管理、利活用面での現状、課題の洗い出し、法制面でクリアすべき課題などを検討していくということにしておるところでございます。

そして、次のステップといたしまして、市や観光協会、船会社に加えまして、学識経験者、国、県、関係機関など、多様な皆様で掘割を生かした観光の効果や課題について共に考え、掘割と観光の共生について検討できるよう、現在、九州運輸局、法令関係の専門家のところに出向いて研究を行っておるところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

コロナもあって、協議は進んどらんですね。ましてや先ほどの1社がこの協議にはかたつとらんと。なかなか、掘割を掘る、その条件である業界の連携、進んでいませんが、この業者は現在何社いるんですか。

観光課長（山田秀太君）

船会社につきましては、高畑周辺と沖端に乗船場を持つ事業者が4社、沖端周辺の川下りコースを周遊する事業者が3社、合計7社がございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

7社ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）増えたんですね。私は6社とっておりました。

いろんな業界ですね、いろんな事業をやるに当たって、新規参入、新しい血が入る、それで競争原理が働く、そして、いいアイデアを持った若い人たちが参入する、これは非常にいいことですよ。ただし、のべつ幕なしに無条件に入って混乱を来すというケースもあります。

川下り業というのは、そんな簡単にできるもんですかね。許認可といいますが、ちょっとその辺を教えてください。

観光課長（山田秀太君）

川下り業を始める条件についてお答えいたします。

まず、川下りの乗下船場などを設ける場合におきましては、河川や掘割の管理者から占用許可を取得する必要があります。管理者につきましては、二ツ川が福岡県南筑後県土整備事務所、新町水門から二丁井樋までの水路が柳川みやま土木組合でございますので、乗下船場の場所によってそれぞれ占用許可を取る必要があります。

次に、船舶安全法の規定によりまして、川下りで7人以上を乗せる場合におきましては船舶検査を受けることが義務づけられておりまして、同時に安全対策としての浮き輪の設置も求められております。

また、法的な義務項目ではございませんが、お客様の不慮の事故などに備えまして、保険の加入についても促しておるところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

掘割の占用の許可。ただし、舟以前に、そこにちょっと家を出っ張らせて、柱を立てて不法占拠、柳川にとってはまだまだ。そういうのが残る。解決できない問題。占用許可を取って舟を用意して、小型船舶検査ですか、これは数万円かかるんでしょうけれども、それさえ取るならば誰でもできる。だって、この近くに、舟じゃないですけど、占用しているところ、そこも当然占用許可、占用料を払って事業をしていらっしゃる。

そうすると、先ほど新しい血が入って活性化、新規参入はいい面があると、私は歓迎すべき面があると思うんですよ。ただし、今の時代、法令遵守、コンプライアンス、ましてや接客業、お客様の安全を確保しながら運航するという面からいうと、それを全てクリアしてしっかりとやっていこうとすると、手間と費用と労力がかかる。そういうのをすっ飛ばして、ちょっと俺は上手やっけんとか、最近は何か足踏みのポートまでであると、お客さんと呼んでですね。そうすると、無秩序にこの掘割を活用することになると非常に危惧をするわけでございます。

それともう一点、船頭さん。プロ、熟練の人たちもいますが、あるとき、私は福岡に住んでいらっしゃる柳川出身の方から悲しいお言葉をいただきました。観月舟、ほんによかと、そいけん、自分の福岡在住の友達みんなを招待したと、2そう貸切りでですね。そしたら、船頭さん同士が口げんかして、やあやあ言うて、観月どころか、料金も払いたくないどころか、恥をかいたと。こういう事業以前の常識、従業員の管理、そういった意味で、待遇面、しっかりとした教育、しっかりとした常識といいますかね、それを兼ね備えていない人たちもいると。管理できない業者もおるということは事実であります。この船頭さんというのは資格も要らないでしょう。当然、事業者が、あんた上手やっけん、しゃべりもほんによかごたるけん、はい、せんのというぐらいのことだと思うんですよ。資格は要らないわけですから、モーターボート、エンジン付きの船じゃないですから。

そういった意味で、いろいろ問題がある。ましてや市は、国が人件費を出してくれる地域おこし協力隊を船頭さんにもしておりますね。ところが、なかなか定着しない。ということは、船頭さんの待遇面が非常に問題であるということだと思っております。

それで、そういう業者が勝手に水面を利用していいのかと。その辺のルールづくり、この掘割というのは、まず第一は、できたきっかけは、もちろん戦国、江戸時代にかけてですから、防衛面ですね。それと、この湿地帯に掘割を巡らせて、それで泥を高めて、これで利水をする。それと、最近注目を集めておる治水ですね、先行排水をして堀にしっかりと水をためてつかからないようにする。つかるときは少しずつかぶり合うと、この掘割システム。それが



まず第一。そして、市民に安らぎを与える。そして、これは歴史文化遺産であります。掘割の景観、柳川の宝であります。

この掘割の利用、それも営利的な目的で利用する場合のルールづくりというのは現在ないと思うんですよ。ただし、これは上級官庁を飛び越えて、そういう法令もないのに、なかなか行政だけで縛りができないと思うんです。

そういった意味で、業界の業者同士の連携の中に、これは一つ非常に重要なテーマだと思います。その辺のところをどうするのか、ちょっとしゃべり過ぎましたので、簡単に答弁をお願いします。

水路課長（松永 久君）

佐々木議員の質問にお答えします。

掘割につきましては、議員おっしゃるとおり、重要な利水施設、治水効果を持っているところです。そしてまた、市民の安らぎの場所であり、柳川市の宝物であると認識しているところでございます。

ボートのように舟を浮かべて掘割を利用すること等につきましては、管理上、掘割を利用することを規制するような条例はございません。

条例の中では、悪水を流したり、護岸を壊すなどの掘割の維持管理に支障を来すような禁止行為がございます。これにつきましては、現在指導を行っているところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

行政、法令を根拠とした、条例を根拠とした規制はできない。当然ですよ。だからこそ業者間の、業界のやっぱり自主的な取決めといいますかね、いろんな観光地で客引きだ何だかんだ、道路の使用だ、道路の占用だ、いろんな課題があったときに、業者が改めて胸襟を開いて話し合っ、我々はこうやって自分たちで規制をしていこうと、こうやって秩序ある、そして喜んでいただく、そういう観光業をなりわいとしていこうという動きがあちらこちらで、そういう時代だと思うんです。

そういった意味で、川下りばかり取り上げておりますが、これは顔ですからね。ましてや駅の玄関口に堀を掘るという構想ですから。まだ条件、協議が調っていないから着手できないわけですけども。

じゃ、この川下り、平成23年に天竜川の川下りで事故が起きましたね。柳川の川下りでも救命胴衣といいますか、救命道具といいますか、それを常備しなさいということになったと思うんですよ。この辺の業界の自主的なところと行政からの指導はどうなっていますかね。

観光課長（山田秀太君）

天竜川の事故を受けまして、本市の川下りにおきまして、平成24年に九州運輸局等が実際に現地に調査に来られたという経緯がございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

調査に来られたと。ただし、救命胴衣は乗せてありますよね、何か浮き輪のごたつと。

（「浮き輪」と呼ぶ者あり）

それでもう一つ、ちょっとこの議論に入る前に、平成21年に金子市長が初当選された、あの選挙でマニフェストにされておられた歴史建築物の保存活用。予算も1億円。新外町の十時邸と袋町の渡辺邸。あれからもう10年以上たっておりますが、どうなっていますか。

生涯学習課長（新開文隆君）

歴史建築物は、柳川の観光や柳川の歴史、文化等を理解する上で欠くことのできないものであります。生涯学習課といたしましても、議員御承知のとおり、武家屋敷であります福岡県指定有形文化財の旧戸島家住宅、国指定名勝の戸島氏庭園については保存活用の一つとして一般公開を行っておるところでございます。

また、先ほどありましたとおり、市内には武家屋敷として袋町の渡辺邸、新外町の十時邸などがございますが、これにつきましては、平成20年3月に策定いたしました柳川市文化的景観保存活用計画により保存活用を検討するということになっておりますけれども、やはり実際保存活用するとすれば土地・建物代の購入費が必要となり、さらに、見学や活用するまでに安全対策のための建物補修費用、光熱費と警備費用等の維持管理費等が発生いたします。

将来的には、歴史的に重要な武家屋敷は所有者との交渉、相続の問題、それらを活用するための具体的な方法など、検討しなければならない問題が山積しておりますが、名勝水郷<sup>すいきょう</sup>柳河<sup>やながわ</sup>への追加指定など、新たな構成要素として保存することにより補助等が利用できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

それらを踏まえまして、現在、市で保存利用しております歴史建築物を中心に、今後も観光資源と位置づけまして保存活用を行っていききたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

今言われたできない理由、維持管理だ何だかんだ、それは最初から分かっていることじゃないですか。

それをいかに 現教育部長の袖崎氏が担当課長のとき市議会にも提案された。いろいろ課題も指摘された。その後、10年間以上何もしていないということじゃないですか。市長の1期目のマニフェストですよ。ね、市長。

それで、今、この柳川庁舎から西にグッデイまで通る三橋筑紫橋線、あの路線上には市内に残る7件、8件のうち唯一残る足軽屋敷、栗原邸、あれが路線になっていますね。あれも当然、取壊し費用も出るわけですから、所有者は取り壊されるでしょうね。私もいろんな人

と何とか保存できないかやっていますけど、なかなか個人レベルでは大変な部分がある。

行政として歴史遺産をどう保存していくのか。文化、歴史に費用対効果を言う人がおる。歴史、文化に費用対効果なんていうのは二の次ですよ。この柳川の観光、柳川の特徴、柳川に誇りを持てる、これは何かというと、歴史、文化じゃないですか。先人が積み重ねて営々とつないでくれたこの掘割の管理システムであるとか、そういう物理的な遺構であり、そういう歴史を持っておるといのが誇りなんです。これがひいては観光につながる。その歴史、文化をいかに保存していくのかというのは、歴史、文化、名勝指定を受けている柳川にとっては責務だと思うんです。ただ、名勝といいながら、川下りをする人たち、ましてや沿川住民の人たちまで、名勝と知らない人が多いですよ。だって、名勝にそぐわないということで、一番重要なルート上の一部が指定を外されておると。それは名勝じゃなかですわねと。名勝に指定を受けた根拠というのは、白秋の詩情を育んだ、あの情景、大正、明治のあの時代、「水の構図」という写真集がありますが、あの時代を、白秋の詩情を育んだあの景観、掘割との人の付き合い方、だから、名勝指定を受けたんでしょ。それで、そういう景色、情景を、全部とはなかなかいかないわけですから、取り戻していくと、そういう取組が必要だと。

だから、そういう歴史建築物、鶴味噌醸造の並倉前から見た渡辺邸の生け垣と景観、それと、社会実験でやられておるおひな舟の新外町で途中下車できる十時邸、そういうのをしっかり名勝のモチーフとして検討いただいていることは知っています。ぜひ頑張ってください。

それで、全体的な課題、そして川下り、先ほど言ったように、川下り業者としてのまず前提となる安全面。天竜川の事故以降、平成24年に国交省、総務省が調査されて、運航管理規程、それと運送約款を業者は掲げていますかと、料金はしっかりと掲げていますか、乗り場にお客様に分かるように掲示をするなりチラシで渡していますか、料金の透明性、そして、ちゃんと保険に入っていますかと、それをお客様にちゃんとお知らせをなさいという通達も出ているんですね。

柳川の業者で、どれくらいがそれをやっているのでしょうか。もちろん急流下りじゃないですから、安全面のリスクは相当低いと思いますが、業者としての責任の前提、いろんな事業がある中で、我が社の製品はこういう安全なものを使って、こんな安全なやり方で、ましてや根拠となる職員の勤務体制はこうなっています、こういうことで我が社はこういう製品を作っております、これが今の時代なんですよ。そして、いかに楽しんでいただけるか、満足度。先ほどの船頭さんの話じゃないですけども、まず船頭さんの技術、さおさばき、それと接客態度、接客術。先々は船頭マイスターじゃないですけどね、我が川下り業者にはいろんな項目をクリアした船頭マイスターが3人おりますよと、それぐらい宣伝できるような自主制度といいですかね、そういうのをつくるのも一つのアイデアじゃないかなと思いますよ。

だから、そういった意味で、安心して乗れる安全・安心度、業者としての体制整備をして

ちゃんとやるということと、楽しんで乗れる、満足できる業者であると、その辺を業者間でしっかり取決めをする。これは行政がつくって押しつけるわけにはいかないわけですから、自主的な活動でしかならないんですけれども、ただし、行司役といいますかね、行政と観光協会がしっかりその辺のところは行司役として携わっていくべきだと思うんですよ。

コロナ後は、我々を含めて鬱憤がたまっておりますから、いいところに行って騒ぎたいなとか、ゆっくり休みたいなとか、安らぎを求めたいなと、反動みたいにとっとお客さんが来ると思います。その時代に秩序のない、そういう体制面の整備が遅れておる、ばらばら、行政もそういう取り組む姿勢を示していない。恐らくこれからの観光、日本の観光地も我が何々市、何々地域の観光はこれぐらいの制度を整備して、飲食業から何からかんから、それで総合的に皆さんに安心していただいて、これだけ楽しんでいただいて、これだけ楽しめる、来ていただける、そういうのを行政、業界、業者が連携してやっているんですよと、それがランクづけに恐らくつながってくると思います。観光地域ランクづけ、もう今ありますけどね、それを全体でやろうという動きになると思うんです。そのときに、柳川のランク、柳川観光のグレードがどうなのか。このコロナ禍の中でじっとしておらないといけない中で、そういう課題、これからの姿、今の日本全体、経済界、企業が生き残っていく、さらに成長していくための取組、これをやっぱり研究してくださいよ、ほかの業種を含めて。

休暇は柳川に来て、古民家に住んで、ゆつらっと、檀一雄じゃないですけどね、沖端川に行ってシャッパをどっさり買って、それを煮て、仲間を呼んでわいわいやって、来週はクチゾコば炊くばんち。今、魚介類は少のうございますから。ただ、そういう柳川スタイルといいますかね、柳川観光。いろんなモチーフづくりも必要ですけども、そういう柳川の観光のグレード、トップレベルですねと、行政も業者も業界も一緒になってやっていっていますねと、そういうことをぜひ努力をお願いします。

終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時1分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、7番菊次太丸議員の発言を許します。

7番（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。7番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って順次質問をいたします。

今回の質問は大きく2点です。

1点目に、本市からの若者の流出を抑え、移住・定住を促進する施策を人口減少対策として質問をいたします。内容は、企業誘致について、奨学金返済補助について、女性の就業について、土地の利用についてであります。

なお、土地の利用については、市有地、農地、公園についてそれぞれお聞きをいたします。

2点目に、ペットボトルのごみ削減のための給水スポット設置についてであります。

以上2点を自席より質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

7番（菊次太丸君）続

まず初めに、4月に行われました柳川市長選挙におきまして、4期目の当選を果たされた金子市長に心からお祝いを申し上げます。また、4年のこの任期を元気で心身ともに健康で過ごされますよう、そして、御活躍をされますよう心から願っております。

さて、今回の市長選挙を私なりに総括をいたしましたところ、柳川市民の求めていることは、コロナの終息と関連の支援策はもとより、人口減少を食い止めるためのあらゆる施策の断行、これを望むものであったように思います。

第2次柳川市総合計画には、本市の人口減少の要因は、進学や就職を契機とした若年層の転出によるものが大きいとしております。その要因は市内の雇用の受皿が十分でないという現状があり、喫緊の課題と認識をされております。それらの課題解決に必要な施策の方向性としては用途地域や農業振興地域などの見直しなどが挙げられ、計画的な適地の検討を行うことで、企業が立地しやすい条件の整備を図ることとしております。また、市内外の企業に対しては、移転、拡大、進出に適した土地のあっせんを進め、企業誘致を推進することとしております。今まさに柳川市民が若年層の流出を抑えていくための雇用の受皿、その必要性を強く感じております。企業誘致が実現に向けて目に見えて着実に進んでこそ、移住・定住につながっていくと、このように考えております。

そこで、お伺いをいたします。

本市はどのように企業誘致を進めていかれるのでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

これまでの企業誘致の取組につきましては、国道443号線バイパス沿い、国道385号線沿い、有明海沿岸道路インター沿い、ピアス跡地など、企業用地の適地として13か所を選定しながら誘致を進めてきたところでございます。その中で、国道385号線沿いには運送業の地元企業が規模拡大を行い、ピアス跡地には家具製造業のシギヤマ家具工業が進出をいたしました。

議員御指摘の人口減少対策につきましては、地元企業への就職を促進し、雇用の場を確保することは重要なことであり、今後も引き続き企業誘致を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

これまでの事業の紹介であったかなというふうに思います。

みやま市では企業団地として企業誘致の動きが具体的にあっているようでございますけれども、柳川市ではどうでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

今、菊次議員のほうからみやま市の話がございましたけれども、みやま市におきましては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、いわゆる通称農村法と言われておりますけれども、その農村法に基づきまして、みやま柳川インターチェンジ北地区産業団地の整備を進めているところでございます。

みやま市のホームページによれば、この事業のスケジュール感でございますけれども、まず、農村産業法実施計画を策定いたしまして、農振農用地除外、農地転用等の手続を行い、その後、土地の買収、産業団地の造成ということで、令和4年度に造成完了予定と、そういうふうになっているところでございます。産業団地の整備を進めるためには、進出するという企業の基本的な合意がないと、なかなか産業団地の整備を進めることはできないということでございます。

本市の今後の企業誘致の進め方といたしましては、地権者と企業の基本的合意をまず取り付けまして、その後、企業誘致が実現できる最適地と、そういったものをつくり出していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

企業誘致の適地として12か所選定をしておったところ、その中から最適地をまず一つはつくっていききたいということですね。分かりました。

では、市長にお伺いをいたします。

企業誘致というのは一朝一夕にできるものではない、このようには理解をして承知しております。市長の任期4年の間にこれが実現できれば言うことございませぬけれども、仮にできなかったとしても、次の時代に花開くように御自身がその踏み台になるという強い決意を持っておられるのかどうか、それをお伺いいたします。

市長（金子健次君）

今回の質問の中で、人口減少の対策という形で菊次議員のほうから大きく出されております。その中で、企業誘致が関係してくることは間違いのないというふうに思います。

企業誘致については、私も市長になって12年間やってきましたけど、なかなか難しい。柳川の土地の問題、地盤の問題等も併せますと、なかなか厳しかったと痛感をいたしております。

ピラス跡地は唯一の公有地でありましたけれども、その中において公募をする段階においても少なかったということも否定できないと思います。ただ、今御紹介があったように、家具の製造販売を営む株式会社シギヤマ家具さんがおいでいただいたということで、現在、第1棟目の倉庫の建設が進んでおります。本年9月に完成する予定でございますし、その後、2棟目の倉庫及びアウトレット店、また工場1棟が建設されるということで、私も安心をいたしました。事業開始後5年後までには30人程度の新規雇用を見込んでいるというふうにお聞きをしております。柳川市における経済波及効果は大きいものがあると考えます。

地元企業の成長、拡大につきましては、企業立地等促進条例に基づく奨励措置を活用して、地元企業の規模拡大を推進しているところでございます。令和元年度におきましては、株式会社柳川合同さんですね、蒲池のほうですけれども、コンビニエンスストア向けの保管サービス業務、農業肥料の保管サービス業務に使用するための倉庫を建設していただきました。市内在住者を新規に11人の雇用を予定しております。また、柳川ブランド認定事業者であります株式会社やまひらは新しく開発した商品の製造工場を建設し、新規に市内居住者の4人が雇用されておるということでございます。

また、これは公にしておりませんが、現在、ガラス製品を扱う事業者の工場が市内の昭代のほうで規模拡大が進められておまして、新たな雇用確保の機会が増えてくるものというふうに思っております。

このほかに、柳川ではファインテックさんも社長のほうは大きくまた人を増やしていきたいというふうに考えておりますので、そういうことで頑張っていきたいと思っております。

企業誘致はなかなか難しい問題がありますけれども、市内の既設の業者がいろんな成長、拡大、それによって充実できるような形、雇用が確保できるような形をこれからもさらに深めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございました。

では、今後の市有地の土地の利用について質問をいたします。

現在、老朽化が進んで耐用年数を大きく超えております椿原町、隅町南団地についてお伺いをいたします。

計画ではいつ頃の建て替えとなっておりますでしょうか。

建設課長（中村正光君）

菊次議員の質問にお答えをいたします。

椿原町、隅町南団地の両団地は昭和30年に完成いたし、現在、65年経過しておるところでございます。老朽化が進んでおります。そのため、椿原町、隅町南団地の建て替えにつきましては、平成29年度に策定いたしました柳川市公営住宅等長寿命化計画において、令和9年

度までに建て替えするよう計画しております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

建て替えを計画してあるということでございますけれども、この柳川市、人口がどんどん減少をしていくというふうに思っておりますし、そのような分析が出ております。そして、これ以上の市営住宅が必要なのかという声も上がっております。人口ビジョンと照らし合わせて、どのように分析をされてありますでしょうか。

建設課長（中村正光君）

お答えいたします。

菊次議員おっしゃるとおり、平成30年度に本市が策定いたしました柳川市人口ビジョンにおきましては、今後も人口は減少傾向が続くと予測されております。

次に、平成29年度に策定しました柳川市公営住宅等長寿命化計画におきましては、令和22年度における公営住宅の入居対象者となる著しい困窮年収世帯の世帯数は1,012世帯と推計しておりますが、本市の現在における市営住宅587戸と県営住宅198戸を合わせた戸数785戸より多くなるという推計結果となっております。

また、令和2年度末における人口1,000人当たりに対する公営住宅戸数の比率をしてみると、本市の12.2戸に対しまして、みやま市は14戸、大川市は29.3戸、大牟田市は42.5戸と、近隣市と比べましても本市の公営住宅は最も少ない状況にあります。そのため、市といたしましては、柳川市公営住宅等長寿命化計画に定めており、椿原町、隅町南団地の建て替え計画戸数70戸を含めた560戸程度は維持する必要があると考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

近隣市と比べると、一番保有している数が少ないということでもございました。そういう分析でもございましたけれども、民間のアパート、これも活用していく方向も少し考えていただきたいなというふうに思っております。そして、建設の場所についても、これまた検討をしていただきたい、このように思います。

いずれの判断をするにしても、老朽した建物の解体、これはしなくてはなりません。しかし、大型重機が進入するような道路、これはこの場所にはございません。敷地北側に重機の搬入をする進入経路が必要と考えますが、北側に進入経路を造ること、これは可能なのでしょうか。

建設課長（中村正光君）

菊次議員おっしゃるとおり、市といたしましても、椿原町、隅町南団地の解体を行うには大型重機等の進入する道路が必要であると考えております。また、搬入経路を敷地北側に確



保しなければ解体は難しいと思いますので、実現可能な最善策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

北側は、つまり商店街の通りとつながることとなります。そうすれば、この場所の価値というのは相当高くなるわけで、その価値についても、皆さん方は本当にこれを考えていただきたいなというふうに思います。そのような柳川の一等地とも言えるような場所に市営住宅の建設という計画しかないというのは、これは大変にもったいないことでありまして、宝の持ち腐れだなというふうに思っております。

平成28年12月議会において、日南市の油津商店街の紹介をさせていただいております。ここは地方創生の成功事例として全国に紹介をされております。商店街の活性化、ベンチャー企業の誘致、観光という点において、柳川市と共通する点が多くあると思っております。そのように考えた場合、企業誘致として前回提案をさせていただきました観光柳川らしい企業誘致を掘割のある環境の中に進めてもいいのではないかと、このように思っております。

この場所も含めて、若者、女性が求めている職種の企業誘致を行政が主導するモデルとして計画してもいいのではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

観光地であります本市において、地元特産品の製造、販売や民泊等の観光産業の新たな創出というものは、観光客の増加はもとより、市内雇用の創出と商工業の振興に寄与していくものと、そういうふうに考えているところでございます。

先ほど菊次議員から御提案がありました宮崎県日南市の油津商店街、そういったものも参考にしながら、観光柳川らしい掘割のある環境の中への企業誘致について、研究、検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

研究、検討とおっしゃっていただきましたので、どうか前向きに検討をしていただきたいなというふうに思っております。

次に、企業が抱える人材不足について質問をいたします。

柳川市の人口流出の特徴として、若い女性の流出が多いとのデータがありました。そうした中で、今、建設業の人手不足、高齢化を女性を雇用することで解決したいという企業もあります。

建設業は女性には向かない、できない、そういう双方が持っている思い込みをなくして

マッチングをしていく取組が今のこの柳川の課題解決のためには必要ではないか、このように思っておりますが、どうでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

人手不足対策として、国は生産年齢人口が減少する中において、女性や高齢者の活躍の場を広げていくことやITの活用によって生産性を高めることが重要であると、そういうふうにしております。

市は平成28年から柳川おしごと広場というものを開設いたしまして、働きたい子育て中の女性や中高年者等を対象としたセミナーや個別相談会を実施いたしております。特に女性の就職支援につきましては、毎月第3水曜日に子育て女性就職支援センター定例就業相談と、そういったものを開催いたしております。

今後、女性が働きやすい環境づくりをさらに推進していくために、国、県、商工団体との連携を強化していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

まず、建設業の仕事の魅力、これを市内外の皆さん方に広く知っていただきたいのと、このように思っております。

どのような方法で知っていただくのが今後の課題となりますが、現在行われているマッチング事業のオープンファクトリー、これには建設業が参加しづらい、そのように思います。例えば、PR動画の作成などの支援を行って、マッチングにつなげることはできないでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

市内の企業を市民の皆さんにもっと知ってもらう取組と、そういったことで、平成28年からやながわオープンファクトリー、工場見学会というものを開催いたしております。この事業を通しまして、市内企業への就職促進を図っていきたいと、そのように考えているところでございます。

令和元年度のオープンファクトリーにつきましては、8月下旬の4日間開催をいたしまして、協力していただいた企業は、製造業を中心に8社、参加者は42人となっているところでございます。

菊次議員からオープンファクトリーに建設業の参加はしづらいのではないかと、そういう御質問でございましたけれども、確かにこれまでのオープンファクトリーには建設業の企業の参加はございませんでした。今後は建設業をはじめ、より多くの業種の企業が参加できるようなオープンファクトリーの在り方、そういったものについて検討していきたいと、この

ように考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

今後のオープンファクトリーの在り方について検討されるということでありましたので、たくさんの企業さんが参加しやすいような状況、こういったものをつくり出していただきたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは次に、過疎指定を受けた大和町地域の人口流出について質問をいたします。

人口流出の原因に、住宅を取得するための土地が少ない、このように聞いておりますけれども、実態はどうでしょうか。住宅購入のために大和町以外の市内に引っ越した事例、そういったものはあるのでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

今、菊次議員のほうから大和町地域の人口流出の原因には住宅を取得するための土地が少ないのではないかと御質問ですけれども、平成30年に行いました柳川市人口ビジョンのアンケート結果では、転出の理由として多い順に、就職が40.5%、結婚が17.9%、進学が15.5%、転勤が13.7%というふうになっております。このアンケートには住宅を取得するためという項目がありませんので、住宅用地の多い少ないが転出の要因となっているかどうかは不明ですけれども、就職や結婚、進学等が転出の主な理由ではないかというふうに考えております。

また、住宅購入のための大和町以外の市内に引っ越した事例はあるかということでしたけれども、市民課では転居の手続の際に理由を伺うということはございませんので分かりませんが、これまでに柳川駅東口の開発によるマンション等への入居者もありますので、事例はあるかというふうに思われます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

今後、この住宅購入という視点でも物事を見ていくことも必要ではないかなというふうに思っております。

では、それに関連して、農地の利用についてお伺いをいたします。

自身が所有する田んぼの一部に子供たちの家を建てようとしたけれども、地目替えがスムーズにできず断念をしたという話をよく聞きます。農地転用の条件についてお伺いいたします。

農業委員会事務局長（乗富和也君）

菊次議員の御質問の農地転用の条件についてお答えいたします。

農地を住宅などに転用する場合は、優良な農地を守っていくという観点から、農地法などの関係法令や福岡県の基準により、周辺の農業に支障が少ない場所の農地に誘導していくこ

とになっております。このことから、事前に農業委員会での転用申請手続後、県知事からの転用許可が必要となっております。

まず、一般的な住宅の転用条件を申しますと、場所が集落に接続していること、宅地の面積は500平方メートル程度までと、建築資金の状況といった諸条件を伴います。

なお、市の都市計画区域の住居地域などは場所の条件が緩和されます。

また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の農用地については、転用申請の前に、農政課で除外の許可を受けておく必要があります。しかしながら、農用地からの除外についても制約がありまして、国などの公共投資によるかんがい排水施設の機能保全事業の受益地や土地改良事業の暗渠整備の受益地は、事業完了後8年間、あるいは10年間は農用地からの除外が認められないという制約があります。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

工事完了後8年から10年間は農地転用ができない、このようなことであったかと思うんですけども、事業完了後というのは、所有者自身が思っているのは、自分が所有している農地のことだと認識をしている方が多くいらっしゃるみたいであります。また、農振除外の許可を受けるにしても時間がかかり過ぎると、そういう声も多くあります。改善をしていく必要があると私は思っておりますけれども、どうでしょうか。

農業委員会事務局長（乗富和也君）

ただいま菊次議員のほうから農振除外の許可を受けるにも時間がかかり過ぎるのではというふうなところがございましたけれども、こちらは関係課とも協議をいたしまして、検討をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

検討をされるということですので、市民の皆さん方が喜ばれるような検討の結果であっていただきたいというふうに思っております。

また、これも関連をすることなんですけれども、柳川市としてどのくらいの耕作面積を確保しなければならないといった基準があるのか、効率を上げて収穫量を増やせば耕作面積を減らしていけるのか、お伺いをいたします。

あわせて、今後、企業誘致、住宅の建設もでございます。また、農家の所得向上と、それと生産性という観点では、基準と目標、これが必要になるんじゃないかというふうに思いますけど、その点を聞かせてください。

農政課長（木下 隆君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

耕作面積を確保しなければならないという基準については、現在のところございません。

柳川市の農作物の生産額は、米、麦、大豆がいずれも県内生産額の1位、2位を占めておる状況で、そのほか、あまおうなどの園芸作物も合わせますと、福岡県の農業生産額の中心的な役割を担っているところでございます。

効率を上げれば耕作面積を減らすことが可能なのかということでございますが、農地には様々な役割がございます。まず、議員御存じのとおり、私たちが生きていくために必要な食料生産の場としての役割でございます。農林水産省のホームページに、日本の食料自給率は38%で、これからも食料自給率の向上を図っていく方針を勘案すると、農地は非常に重要な役割を果たしていると思われまます。また、農地には雨水を一時的に貯留し洪水などの災害を防いだり、地球温暖化の抑制にも効果があると伺っております。このような機能についても人命に関わるとても重要なものでございますので、一度、農地をほかの目的に転用すると、なかなか元の農地に戻すことは難しくなるということをお話し、耕作面積を減らす場合の要件には、収穫量を増やせばということではなく、必要性や集団化など、その農地を総合的な見地から判断して、JA柳川や土地改良区、国、県の関係機関などと慎重な協議の上、計画変更がなされています。

それから、基準と目標が必要ではないのかというお問合せでございます。

地域産業の発展に寄与する場合など、様々なケースが想定されておりますので、今まで同様に、しっかりと聞き取り調査などを行い、併せて関係各課と連携しながら協議、検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

やはりいずれにしても、柳川独自の基準、そして目標、これをつくって計画的に進める必要があるんじゃないだろうか、このように思っておりますので、その点も十分に加味して、協議、そして検討を行っていただきたい、このように思っております。

続きまして、公園の土地利用について質問をいたします。

子育て拠点施設建設予定の物産公園には既存の遊具がございます。撤去後、どのようになるのか、教えてください。

あわせて、子育て世代の皆さん方からは、遊具の充実を図って、子育てをしやすい環境の整備をしていただきたい、そういう強い声をいただいております。それはやはり計画的に進めていかなければいけないことだろうというふうに思っております。今後の計画がありましたら教えてください。

都市計画課長（目野隆広君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

有明地域観光物産公園内の子育て拠点施設の建設予定地に設置しております遊具につきましては、同じ公園内に移設いたします。移設場所は、現在、公園内で行われておりますグラ

ウンドゴルフ、それから、ボール遊び等で使用される範囲を考慮しまして、物産公園内の西側部分に移設するようにしております。

それから、公園遊具の充実につきましてですが、子育てしやすいまちづくりを進めていくということで、ソフト事業の実施や子育て世代が望むような公園整備などを含め、一体的な施策を展開していくという方針の下、作業を進めております。

具体的な作業としましては、まちづくりや子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果から、公園に関する市民意見を整理しますとともに、子育てすんなら柳川隊や冒険遊び場ふれあいわんぱーく実行委員会、つどいの広場利用の保護者有志の方々のヒアリングを実施しております。

今年度は、さらに意見交換等を行いながら、市内公園の遊具や設備の充実に関する方針、計画を取りまとめ、令和4年度から子育て環境の充実の一つとしまして、計画的に公園遊具の整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

来年度からその事業を開始して整備をしていくということでございました。そして、子育て世代の皆さん方からたくさん意見をいただいて、さらに充実をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

ここで奨学金返済補助について質問をする予定で 大丈夫ですか。今、国のほうは、その基準を見直して、その要件を緩和しております。みやま市、大川市はこれを既に行っております。柳川市はどのようなお考えでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

奨学金返済支援制度につきましては、奨学金を利用した学生が卒業後、地元に住居し、地元企業に就職した場合、奨学金返済の一部を支援すると、そういうものでございます。

お隣のみやま市では平成30年からこの制度を導入いたしまして、みやま市に在住をして、みやま市をはじめ、柳川市、大牟田市、大川市等の筑後地域内の企業へ就職した人や市内で起業をした人及び第1次産業に従事した者に対し、奨学金返済額の4分の3で上限180千円を3年間支援すると、そういうふうになっているところでございます。

みやま市におきまして、これまでに奨学金返済支援を受けた人は、平成30年度は2人、令和元年度は4人、令和2年度は7人と、そういうふうになっておりますけれども、みやま市内の企業に就職した人はいないと、そういうふうな状況でございます。

大川市におきましては、大川市奨学会というものがございまして、これが独自に運営する奨学金制度でございますけれども、これは平成28年度から開始をいたしております。ここでは、大学を卒業後1年以内に大川市に住居し、引き続き継続して市内に住居を有し、3年間

が経過したときは奨学金の全額返還免除と、こういうふうになっております。これまでの全額返還免除者というのは令和3年度で1人と、そういうふうにお聞きをいたしております。

菊次議員お尋ねの奨学金返済支援制度の目的というものは、地方公共団体と地元企業が連携をいたしまして、将来の地元産業の担い手となる人材の確保、それが目的でございます。本市の導入につきましては、制度の内容、その導入の効果、そういったものについて、今後も引き続き調査研究を行っていききたいと、このように考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

今回も調査研究ということでございましたけれども、これは全国的に、全国の若者の声で、そして政府が動いて、この必要性があったもので、その条件、要件を緩和したものでございます。そのことはよくよく心に留めておいていただきたいなというふうに思っております。

人口減少に対する施策についての質問はこれで終わります。

次に、ペットボトルのごみ削減のための給水スポット設置について質問をいたします。

第2次柳川市総合計画後期基本計画には、現在行われている各施策の方向性にSDGsのゴールを明記してあります。そして、SDGsの17の目標を踏まえ、各施策を推進していくことが求められているとしております。全国の自治体で、安全で質の高い水道水を積極的に活用することで、環境負荷の高いペットボトル飲料を削減する取組が行われております。いわゆるマイボトル運動の推進であります。

この運動の推進を図ることで得られるメリットは、1つに、環境負荷の高いペットボトル飲料の削減につながります。ペットボトルの環境負荷は、温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>の排出量で算出することができます。水道水と比べると約1,000倍、冷水器、浄水器を使った場合でも約45倍ほどあり、輸送と製造等に係るエネルギーが主な要因でございます。また、リサイクルしても環境負荷軽減効果はごく僅かしかありません。

2つ目に、排プラ問題への取組の成果を示しやすいということでもあります。現在、海に流出するプラスチックごみの量は世界中で年間800万トンと言われ、2050年には海洋プラスチックの量が魚の重量を超えることが予測をされております。2016年に日本の海で回収されたペットボトルごみのうち、日本製のペットボトルは約3割に上っております。

3つ目に、小まめな水分補給による熱中症対策ができるということでもあります。2010年以降、熱中症で医療機関に搬送される人は高止まり傾向にございます。そのため、環境省では摂氏5度から15度の冷水を飲むことを推奨しております。

以上のことから、マイボトル運動を推進し、その環境整備として給水スポットの設置を進めていくべきと考えております。

そこで、伺いをいたします。

ごみ減量にもつながるマイボトル運動について、本市のお考えをお聞かせください。

廃棄物対策課長（野口貴光君）

菊次議員の御質問にお答えします。

ペットボトルの使い捨て容器に替えて、水筒などの繰り返し使えるマイボトルの利用促進を図るマイボトル運動につきましては、マイバッグやマイ箸の取組と同様、ごみ削減のための運動の一つ、ごみ発生を抑制する3R運動のリデュースの観点から、非常によい取組だと思っております。また、世界で取り組まれている持続可能な開発目標、いわゆるSDGsにも沿ったものだと思います。

しかし、本市においては、みやま市と共同で建設している新クリーンセンター建設負担金を本稼働後1年間の搬入量で案分することとしており、可燃ごみの10%削減を掲げております。このため本市といたしましては、ペットボトルの減量よりも先に、年間約1万6,000トン排出され、ごみの総量の85%を占める可燃ごみの減量に現在力を入れているところでございます。これはSDGsにも沿ったものだと考えております。したがって、このマイボトル運動に関しては特別な取組は行っていないというのが現状でございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

地元のごみ減量の問題が先だと、そういう印象を受けたわけでありますけれども、ありとあらゆるSDGsの取組、それが今抱えてあるごみ減量の問題、意識の啓発、そういったものに私はつながっていくし、そういうことの取組として後ほど紹介をさせていただきたいなという事例もありますので、それを聞いた上で、今後、廃棄物対策課として、関係各課と協力をしていただきたい部分も多くありますので、よろしく願いをいたします。

福岡市の水道局では、安全でおいしい水道水プロジェクトを立ち上げ、行動計画書の作成をしております。その中で、SDGsのペットボトルの削減についても盛り込んでおりますけれども、本市の計画はどうでしょうか。

水道課長（本吉 尊君）

菊次議員の質問にお答えいたします。

安全でおいしい水道水プロジェクトの行動計画作成状況についてお答えいたします。

議員が先ほど御紹介されました福岡市が実施している安全でおいしい水道水プロジェクトにつきましては、国の基準等よりも厳しい独自の水質目標を設定し、水道水の水質向上に努めるなど、安全でおいしい水道水を供給するための取組を定めたものであると承知しております。

この福岡市における取組は平成25年度から始まり、現在、第3次行動計画が作成され、継続的な取組として実施されておりますが、本市水道課におきましては、福岡市のように具体的な行動計画は作成しておりません。しかしながら、本市におきましても、安全でおいしい水道水を供給することは必要なことであると承知しております。



水道課におきましては、現在、第2次柳川市総合計画第3章第5「快適な暮らしができる生活基盤の整備」の中で、施策として「水資源の確保と水質の保全」を掲げており、市民の安全のため、水質の保全に努めております。

具体的に申し上げますと、老朽管の更新や赤水を防ぐための洗管作業等の実施による水質の保全、さらには殺菌効果を保ちながらもカルキ臭を感じることなく、水がおいしいと感じることができるように残留塩素濃度の調整を図っていることをございます。

議員から御紹介いただきました福岡市の事例等につきましては、SDGsを踏まえ、本市水道課の今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

参考にしながら、やっぱり関係所管でしっかりどこの所管が何を担っていくのかと、そういうことを綿密に行わないと、実際の行動には移すことができないなというのは今感じておるところでございます。

市内公共施設に今現在、給水器はどこに幾つ設置されてあるのでしょうか。そのうち噴水型の給水器、これは幾つありますでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

財政課で給水器の設置状況を取りまとめましたので、私のほうから一括してお答えをいたします。

なお、お答えします台数につきましては、いわゆる冷水器と言われるものでございますので、よろしく願いいたします。

市内の公共施設に設置している冷水器は全部で30台です。内訳といたしましては、小学校に1台、中学校6校に合わせて21台、市民体育館、B&G体育館、三橋体育センターにそれぞれ1台、大和生涯学習センターに1台、図書館の昭代分館及び蒲池分館に各1台、それから、水の郷の温泉に2台というふうになっております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

柳川市に30台ということでしたが、関心事で注目したい点だけちょっと質問させていただきたいんですけども、学校においての使用上の注意、これを教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

市内の小・中学校におきましては、できるだけ児童・生徒に水筒を持参するように指導をしているところでございます。主に水筒の中に入れた飲物がなくなった場合に冷水器を使用するというふうな状況でございます。

また、学校の冷水器の使用につきましては、衛生上、冷水器から直接口で飲まないように、

一度水筒に入れるか、あるいは水筒のコップを使用して飲むように指導をしているところがございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

あらゆる感染症のことを考えた場合、噴水型のものというのは衛生面にも問題があるというふうに思っております。ボトルディスペンサー型の給水器に移行すべきと考えております。

一方、マイボトル運動を推進して、ごみ減量を市民の皆さんにPRすることは非常に大事なことだと思っております。本市は現在、ごみ焼却場の建設費負担割合の軽減のために、ごみの減量化に取り組んで、それを可視化できる取組を行っております。同様に、東京都では東京国際フォーラム地上広場においてディスペンサー型の給水器を設置し、SNSで利用状況を報告し、その成果をPRしております。2018年3月からの1年間で500ミリリットルペットボトル約10万本分の削減ができております。

給水スポット設置についての考えを聞かせてください。

廃棄物対策課長（野口貴光君）

菊次議員の御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、柳川市においては、まず、ペットボトルの減量に取り組む前に、可燃ごみ減量のための紙類やプラスチックの分別などに重点を置いて事業を実施しております。したがって、廃棄物対策課では、ペットボトルを削減するために公共施設に給水スポットを設置することについては、今後、先進地における取組を関係課等で調査研究していく必要があると考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

今後、具体的にどのようにしてペットボトル、これを減量していけばいいのか、そして、柳川市全てにおけるごみの減量を進めて関心を持っていけばいいのかということを私は考えたんですけども、今後、公共施設の給水器には、マイボトル運動を推進する理由などが書かれたパネルを設置することでPRをしていく必要があると、このように思っております。学校では子供たちは既にマイボトルでありますし、授業でもSDGsについて学びます。学んだことを家庭に持ち帰ってくればスモールティーチャーとなります。そのように考えれば、ボトルディスペンサー型の給水器は教材として使えるわけでありまして、耐用年数と生徒数で考えた場合、教材費としては全然高くないかと、私はそう考えております。まずは感染症の危険性をなくし、熱中症対策も万全にしていきたいなというふうに思っております。

様々なごみ減量に向けた取組には、やはり各所管との連携が重要となってまいります。連携強化を図りながら、ごみ減量の目標を達成していただきたい、そのように要望をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして菊次議員の質問を終了いたします。

ここで午後 1 時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1 時30分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 3 順位、4 番今村智子議員の発言を許します。

4 番（今村智子君）（登壇）

皆さんこんにちは。4 番、公明党の今村智子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う 3 度目の緊急事態宣言が出された福岡県、そんな中、コロナ感染の収束を目指して高齢者へのワクチン接種が本格化し、感染者も減少傾向にあります。しかし、いまだ福岡県の新型コロナウイルス感染症の陽性者は 6 月11日現在で1,818 人です。その内訳は、入院が648人で陽性者数全体の約35%、宿泊療養者は205人で約10%、あとの約55%の965人は自宅療養・待機者となっております。

自宅療養者の不安な声は新聞、メディアなどでも耳にしますが、実は私の下にも、御家族がコロナに感染され自宅療養となり、緊張と不安でいっぱいの日々を過ごされてある御家族から御連絡をいただきました。御相談内容はこうでした。コロナ感染症になった家族は持病があり、いつ容体が急変するか分かりません。それなのに保健所から連絡があるまでは自宅療養してくださいと言われていました。もし体調が悪くなれば、病院、保健所のどちらに先に連絡したらいいのでしょうかとのことでした。

このように、自宅療養者は近くに医療従事者もいないことから、御自身と家族だけでコロナに立ち向かっていかなければなりません。本当に不安でいっぱいだと思います。特に、一人暮らし世帯ともなれば、一步も外出せずに、たった一人で自宅療養することは大変なことです。免疫力と体力を維持する上でも食料の確保は欠かせませんし、何といたっても心のサポートは重要であると考えます。

新型コロナウイルス感染症は誰でもがかかる可能性がある病気でございます。突然、自分自身に襲いかかってくるかもしれません。だからこそ、助けを求めている方の声に耳を傾け、少しでも寄り添える支援や声を出しやすい環境を一日も早くつくっていくことが求められています。

そこで、本日の質問は、新型コロナウイルス感染症自宅療養者への支援についてお尋ねをいたします。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

4番（今村智子君）続

それでは、まず初めに、自宅療養の対象者はどのような基準で判断されるのか、教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス陽性者への対応は福岡県が行っており、個人情報保護のため、各市町村に対しては陽性者の年代、性別、職業、発症日、特記事項といった情報しか提供されません。したがって、今回は県に聞き取りを行った内容をお伝えしたいと思います。

新型コロナウイルスに感染された方は、基本的な方針としては、入院、もしくはホテルでの療養が原則となっております。感染者が日常的に世話や介護をしている乳幼児、高齢者等が家族におられ、どうしても家を離れることが難しい状況のときは自宅療養となる場合があります。

以上です。

4番（今村智子君）

それでは、自宅療養の期間はどれくらいでしょうか。無症状の方、症状がある方で違いはあるのでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

福岡県によりますと、新型コロナウイルス感染症陽性者の療養期間は、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合、終了となりますが、10日近くなっても発熱やせきなど症状が続く方は療養期間が長くなる場合がございます。無症状の方は、検体採取日から10日経過した場合、療養期間は終了となります。

以上です。

4番（今村智子君）

どうもありがとうございました。自宅療養期間が無症状では10日間、そして、症状のある方は約14日間は自宅で待機をしなければならないということですね。

それでは、自宅療養となった方の医療相談などの支援はどのようになっていますでしょうか、教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

自宅療養をされている方に対しては、管轄の保健所から毎日電話による健康観察が行われており、御本人の状況に合わせて療養時の保健指導が行われます。また、連絡時に症状の悪化が懸念されたり、本人からの体調不良の訴えがある場合は、保健所の医師に報告して、受診や入院の調整が行われます。

自宅療養者には保健所の連絡先が伝えられており、夜間、休日にも対応可能な体制が取ら

れております。

以上です。

4番（今村智子君）

毎日の電話による健康観察、そして保健指導、夜間、休日にも電話ができる体制が取られていると伺って、少し安心をいたしました。

それでは、例えば、基礎疾患などをお持ちの方で、薬が切れてどうしても療養中に必要となったときなどは、この保健所の連絡先に電話をすればいいのでしょうか、教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員が言われます基礎疾患がある方などで、薬がなくなりそうな場合とか、あるいはなくなったときは、かかりつけ医に相談をされて、送付などにより薬を受け取られているとのこと。したがって、そういった場合は主治医の方に相談していただくと対応してくださると思います。

以上です。

4番（今村智子君）

基礎疾患等で薬がなくなりそうなときには、まずはかかりつけ医に相談ということですね。分かりました。

それでは、コロナ感染症は軽症であっても、突然急速に悪化すると言われております。重症化を未然に把握するパルスオキシメーターの活用は、ホテル療養では配備されているとのことですが、自宅療養者へはどのようになっていますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員の言われますパルスオキシメーターとは、血液中の酸素飽和濃度を測る機器のことです。使い方は簡単で、赤い光の出る装置を指に挟むことで血液中の酸素飽和濃度を測定し、測定値で呼吸により酸素が十分体に取り込めているかどうかを判断いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症により自宅で療養される方の中で保健所が必要と判断した方については、パルスオキシメーターを貸し出しております。また、この機器による測定結果については、先ほど申し上げましたように、保健所が行う健康観察時に報告されているとのこと。

以上です。

4番（今村智子君）

どうもありがとうございました。

それでは次に、生活支援についてお尋ねいたします。

福岡県は、6月1日から新型コロナウイルスに感染した自宅療養者の療養生活を支援しようと、食料品などの無料配付を始めてあるとのことですが、その内容と支援までの流れを教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

今村議員のお尋ねの県の支援事業につきましてお答えいたします。

福岡県で今年6月1日から開始されております食料品等の支援事業は、宿泊療養の対象者のうち、自宅で療養を行わざるを得ない方で、支援を希望する方に対し、外出することなく療養、健康観察に専念できるよう、日常生活における食事等を補完するものとして、支援を希望する方の自宅に食料品や日用品を配送するというものでございます。

支援の内容といたしましては、自宅療養者に提供する食料品等の手配とその配送でございまして、手配される食料品等は、あらかじめ選定されましたレトルト食品、スープ類、缶詰などの食料品及び消毒液などの衛生物品と合計26品目を目安として、1人1週間分を一まとめにしたセットのパッケージ化されたものとなっているようでございます。

なお、食料品につきましては、アレルギー等、個別の要望には対応できないようです。

配送につきましては、事業者へ委託し、委託を受けた事業者は保健所から発注、通知を受けた翌日までに、そのパッケージ化された食料品等を支援対象者の自宅へ配送するという仕組みとなっております。流れといたしましては、まず、保健所からほかに頼る方もなく支援を必要とされる自宅療養者の方に当該支援事業を案内し、希望の有無を確認され、併せて希望する方には配送に必要な情報を委託事業者へ提供することについて同意を得ることとなっております。その後、保健所が希望者の情報を取りまとめ、委託事業者へ発注、通知され、通知を受けた委託事業者は、自宅療養者と直接接しないよう、玄関前その他自宅療養者の希望する場所に置くなどの方法により食料品等の配送を行うこととなっております。

このように、保健所が希望者からの受付から手配、発注を行い、委託業者が配送するというものでございまして、それらの費用を県で負担するというものでございます。

以上でございます。

4番（今村智子君）

詳しく説明していただきまして、ありがとうございました。

この県からの生活支援物資は、本当に自宅療養者の方には喜ばれていると思います。ただ、そういった26品目の中には、個別の要望への対応はどうかと言われるかもしれませんが、例えば、衛生用品として紙おむつや生理用品などは入っていないようです。そういった対応については、県だけではなく、柳川市独自の支援というものはありますでしょうか。

福祉課長（内田 猛君）

福岡県では、人権に配慮し、療養者等の個人情報保護の徹底が図られておりますし、保健所が経過など毎日の自宅療養者への聞き取りの中でも、療養以外の相談にも応じているとも聞いております。県からの感染者、陽性者の情報も市のホームページに掲載している情報に限られておまして、市に自宅療養者の情報がなく、入手もできない状況のため、そのニーズに合った市の支援策を打ち出せないのが現状でございます。

そのため、市のホームページなどで国、県で設置されておりますSNSでの相談もできる心の悩みにおける相談窓口の紹介、健康面や生活面などに係る市の相談先など、相談窓口を明示したいと思います。療養者からの申出や相談を通じて、療養者のニーズを把握し、関係部署、関係機関と連携を図り、その不安を少しでも和らげられるよう支援に努めていきたいと思います。

以上でございます。

4番（今村智子君）

どうもありがとうございました。市のホームページなどで国、県で設置されていますSNSでの相談もできるということで、本当に若い方でも相談はしやすいのではないかなというふうに思っております。

また、できるだけ皆さんの不安を少しでも和らげていただけるような支援を今後しっかり取っていただくということで、ありがたいと思っておりますが、ただ、先ほどおっしゃられたように、自宅療養者の情報がなくて、入手もできない状況で支援策は市のほうでは打ち出せないということでございましたが、ただ、福岡県の遠賀町では、県の事業が行われる前から自宅療養者に対して町独自で取り組まれた支援があります。その内容ですが、自宅療養しなければいけなくなった人に食料品や日用品を提供されているようです。

参考までに支援までの流れを御紹介させていただきます。

その内容ですが、まずは自宅療養されてある御本人や御家族から町へ電話をします。この町の電話番号はホームページにも掲載されています。そして、電話がつながると、その電話口では、町の担当者から食料品などの提供方法、また、内容について説明をされます。そして、その内容で支援を希望されるのであれば、そのときに初めて利用者御自身の氏名、住所、電話番号、そして、保健所から指示された自宅療養期間などを町に伝えるようになっているそうです。支援が決定しますと、その後、食料品など配達希望日や時間帯、置き場所を伝え、支援を受けるという仕組みだそうです。この支援を受けた遠賀町の自宅療養者は、県の支援とかというのではなくて、町とつながっていて、本当に身近な行政からの支援ということで、安心して療養生活をされてあると思っております。本当に素晴らしいことだと思います。

福岡県は、自宅療養者への支援が6月1日、やっと始まったばかりでございます。具体的な支援の問題点、これから出るかもしれませんが、そのときにはぜひとも県の支援にプラスして本市も積極的に自宅療養者への支援を行っていただきたいと願っております。幾つかの問題点や検討すべき事項はあるかと思いますが、どうぞ前向きな御検討のほどをよろしくお願いたします。

それでは、この問題については終わります。

続きましての質問です。学生が自宅療養者、もしくは御家族が自宅療養者となり、濃厚接触者で学校を休まなければならなくなった児童・生徒に対しての学習支援はどのようになっ

ていますでしょうか、教えてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

やむを得ず学校を休まなければならなくなった児童・生徒への学習支援ですが、まず考慮しなければならないのが本人の健康状態だと考えております。本人が家庭学習の可能な状況であれば、プリント等を配布したり、既に持たせていたドリルや問題集の中から、自宅学習に適した場所を指定したりしながら、可能な限り学習に取り組めるようにしております。そして、少しでも学習の遅れが小さくなるように考えております。

しかしながら、場合によっては命を守ることが最優先となる場合もございます。まずは家庭と連絡を取り、児童・生徒の健康状態を把握するようにしております。その上で、療養に専念させるときなのか、それとも、自宅での学習を進めてよいときなのか、判断するようにしております。そして、学習が可能な場合には、先ほど述べましたような学習支援を行っております。

さらに、しばらく自宅療養や自宅待機となった児童・生徒が学校復帰となった後の支援も大変大切だと考えております。これについては、担任はもちろん、担任以外の教諭等も関わりながら、取り出しによる個別指導や少人数学級での補充学習、当該児童・生徒のそばについての学習支援、さらには休み時間等を活用した個別指導等も考えております。また、授業を進める際には復習を丁寧に取り入れるなどの配慮を行いながら、復帰してきた児童・生徒が一日も早く学校での学習に慣れていくよう支援を行ってきております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

それでは、小・中学校には1人1台のタブレットの整備がなされてあるかと思いますが、そのICTを活用しての学習支援はありますか、教えてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

お答えいたします。

児童・生徒用のタブレットは昨年度末までに全小・中学校に納入が完了しており、本年度から教室内での活用が始まったところでございます。

ただ、現段階では家庭に持ち帰っての活用までには至っておりませんので、今後、段階を踏みながらタブレットを活用した学習が各家庭で可能になるよう取り組んでいきたいと考えております。まずはGIGAスクール構想に沿って、校内でタブレットを使うことに十分慣れさせた後、家庭での活用も可能となっていくようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

4番（今村智子君）



ありがとうございます。コロナ禍でも学びを止めないために、現場の先生方をはじめ、学校関係者の皆様には多大なる御苦勞をされてあることに心から感謝を申し上げます。

タブレット利用については、家庭の経済格差によるWi-Fiの有無の問題、また、リモート教育に対応できるための現場の先生方へのさらなる支援など、本当に多くの課題があるかと思いますが、子供たちの学びのために着実に一步一步進めていただきますようよろしくお願いいたします。

これまで自宅療養者支援について教えていただきました。このことは市民の皆様の誰もが知っていただく内容でございます。ぜひとも一日も早い周知徹底をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（内田 猛君）

これからも油断なく感染防止対策を続けていくことはもちろんのこと、不運にも感染し、自宅療養を余儀なくされた場合など、その備えとして、これまでの情報を整理しながら、市のホームページ等を活用して、県支援事業及び相談窓口の周知に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。このコロナ禍を乗り越えて、安心して暮らせる住みよい柳川市を築いていくためには、私たち一人一人が手と手を取り合って、力を合わせて前に進むしかないと思っております。

皆様のお力添えを心からお願いして、本日の私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして今村議員の質問を終了いたします。

第4順位、6番江口義明議員の発言を許します。

6番（江口義明君）（登壇）

皆様お疲れさまです。6番江口義明です。ただいま議長のお許しがありましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、1、コロナ禍の今後の経済対策について、2、柳川市新規創業者支援事業について、3、柳川市都市計画総括図について、4、少子化対策、人口減少の歯止めについて、この4点について質問をさせていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症に伴い、健康面や経済面につきまして、市民の皆様におかれましては大変な御苦勞をされていることと思っております。特に、観光業、飲食業等の皆様には御苦勞が耐えないことと存じ上げます。本市におかれましては、その回復のために御尽力いただいていることに対し、敬意を表しております。ぜひとも新型コロナウイルス感染症が終息した際には経済面での回復が迅速にできる政策をよろしくお願いいたします。

質問に関しましては自席より行いますので、議長のお取り計らい、よろしく願いいたします。

6番（江口義明君）続

ではまず、コロナ禍の今後の経済対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、全国で住民の生命に危機が訪れようとしております。本市におきましてもワクチン接種が始まり、その効果への期待が膨らんでいるところでもあります。この感染症と闘っていただいている医療関係者をはじめ、国、県、市の関係各位の皆様には感謝を申し上げます。しかしながら、多くの中小企業や基幹産業である農業、漁業、観光業におきましても、そのダメージは計り知れず、元の状態に戻るまでどれくらいの時間がかかるのか、予想もつかない状態であります。このままだと多くの柳川市の企業が窮地に追い込まれ、運営ができなくなってしまうことも予想されます。

このような状況の中、本市におかれましては、今後も中小企業に対して経済対策をお考えなのか、お伺いいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する3回の緊急事態宣言が発令されたことによりまして、飲食業や宿泊業だけでなく、製造業、建設業など、様々な業種において経済活動に支障が生じていると、そういう状況でございます。

本市といたしましては、1回目の緊急事態宣言以降、中小事業者へのがんばる応援金として344,400千円、がんばる家賃軽減支援として6,590千円など、市内事業者に対する資金面への支援をいたしました。

また、市内消費を喚起する経済対策として、がんばる商店街やなぼ活用事業として33,510千円、プレミアム商品券の事業として42,000千円、PayPay連携消費喚起キャンペーンとして22,510千円、がんばる商店街活動支援補助金として5,660千円を支出し、総額で470,000千円の経済対策を実施してきたところでございます。

経済対策による効果につきましては、経済対策期間中の市内消費は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準まで持ち直すことができるなど、一定の成果を得ることができたと考えているところでございます。しかしながら、本年4月の新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴い、3回目の緊急事態宣言が発令され、人流が抑制したこともあり、市内消費においては大きく落ち込んでいると、そういうふうな状況であると考えております。

したがって、本市といたしましては、経済対策として、プレミアム商品券の補助を行いたいと考えているところでございまして、6月議会の補正予算に計上をさせていただいていると、そういう状況でございます。

このプレミアム商品券事業につきましては、プレミアム率は昨年に引き続き20%とし、発

行総額につきましては、昨年度の504,000千円から216,000千円を上乗せした720,000千円を予定しております。

この事業に対する補助につきましては、福岡県と本市によりプレミアム率の2分の1をそれぞれ補助することといたしております。金額にしますと、福岡県が60,000千円、本市が60,000千円、合わせて120,000千円の支援ということになります。この事業によりまして、市民の皆様生活を支援するとともに、市内消費額の確保及び回復を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、今後、ワクチン接種等によって新型コロナウイルス感染症が終息を迎えるかと思えます。その局面をしっかりと見据えながら、市内経済、観光業のV字回復の施策につきましても、関係団体と協議しながら積極的に展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。様々な支援のおかげで経済対策の成果も出てきており、感謝しております。また、今年度はプレミアム商品券事業拡大補助として発行総額720,000千円ということで、非常にありがたいところでございます。

それでは、このプレミアム商品券の取扱店、これはどのような事業者が対象なのか、お伺いいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

この柳川藩札の事業でございますけれども、これは柳川商工会議所と柳川市商工会で実施をいたしております。基本的に柳川藩札の取扱店となれるのは、柳川商工会議所、または柳川市商工会の会員事業所ということになります。

今回の柳川藩札につきましては、紙の商品券と電子の商品券を取り扱うということになっておりまして、取扱店の募集につきましては、紙の商品券の取扱店と電子の商品券の取扱店は分けて募集をすると、そういうふうにお聞きをいたしております。紙の商品券の取扱店につきましては、今現在募集をいたしております。電子の商品券の取扱店につきましては、7月下旬から募集をするというふうになっているところでございます。

以上でございます。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。今回から紙の商品券、電子の商品券を取り扱うということで、多くの利便性も図れると思っております。また、ぜひとも会員でない方への周知を行っていただき、より多くの会員を対象とした事業になりますことをよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の2項目めの柳川市新規創業者支援事業についてお伺いいたします。

本市では、商店街等空き店舗等対策事業として、平成29年度までは建築改修補助を行ってまいりました。そして、平成30年度からは新規創業者支援事業と変わりましたが、この新規創業者支援事業補助金の補助対象者はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

新規創業者の初期投資負担を軽減するために、建物の改修等を一部補助する新規創業者支援事業補助金の補助対象者の要件でございますけれども、1つ目は、市内に事業所を設置し、創業が確実である具体的計画を有する個人、または法人であること。2つ目は、市税及び国民健康保険税の滞納がない者であること。3つ目は、市、柳川市商工会議所及び柳川市商工会が共催で行う起業・創業セミナー等を受講した者、または開業までに受講する者であること。4つ目は、事業に必要な許認可を取得している者、または当該許認可を受けることが確実と認められる者であることでございます。

そういう条件の中でも、暴力団等の反社会的勢力と関係している者や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業等、または同法に基づく許可、もしくは届出が必要な営業を行う者、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動、またはこれに類する事業を行う者は補助の対象とはなりませんということでございます。

以上でございます。

6番（江口義明君）

では、平成29年度までの商店街等空き店舗等対策事業補助金及び平成30年度からの新規創業者支援事業の補助金制度の内容を伺います。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

商店街等空き店舗等対策事業補助金につきましては平成29年度まで行っておりましたけれども、この事業は商店街のにぎわいを創出するため、商店会に加入し、商店街区域において空き店舗等を利用して新たに事業を開始した者に対して、空き店舗利用には2年間で1,500千円の補助、新たな店舗建設には2年間で3,000千円を補助するものでございます。この事業の平成29年度における予算額は7,784千円でございます。

次に、新規創業支援事業補助金でございますけれども、この事業は事業を営んでいない者が柳川市内において事業を開始した場合に、創業時の初期投資負担を軽減するため、上限額を500千円、商店会加入の場合は上限額を750千円として、建物改修費などの経費に対して2分の1の補助をすると、そういうようなものでございます。この補助金の平成30年度の予算額については8,750千円ということでございます。

以上でございます。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。

それでは次に、新規創業支援事業補助金の平成30年度、令和元年度、令和2年度のそれぞれの実績をお伺いいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

新規創業支援事業の3か年の補助実績でございますけれども、まず、この事業は平成30年度から新設をいたしまして、今までは商店街の空き店舗ということに限ってございましたけれども、この新規創業支援事業につきましては、市内のどこの場所でも創業すれば補助を受けられると、そういうことで補助の内容が変わりましたということはまずお伝えをしておきたいと思っております。

その中で、平成30年度からの3か年につきましては、平成30年度におきましては、交付件数が12件、補助金交付額が7,250千円、令和元年度につきましては、交付件数が19件、補助金交付額が9,989千円、令和2年度につきましては、交付件数が16件、補助金交付額が8,500千円となっているところでございます。

以上でございます。

6番（江口義明君）

それでは、新規創業支援事業、これは年間何件を目標として実施してあるのか、お尋ねいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

この事業につきましては、1年間の目標ということでございますけれども、しっかり頑張りまして年間大体20件を目標にしてこれまで取り組んできたところでございまして、今後も20件ということはしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

6番（江口義明君）

では、この新規創業支援事業補助金は、国、または県から補助を受けているのか、お伺いいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えします。

新規創業支援事業補助金につきましては、市の事業で実施をしている事業でございまして、国や県の補助は受けていないところでございます。

以上でございます。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。

市の財源で実施しているのであれば、先ほど目標件数は年間20件とお聞きしました。もし

目標件数に満たない場合には、新規事業者だけでなく、現在事業を展開されている方の2店舗目、3店舗目に補助を出すことはできないでしょうか。現在事業を展開している方には経営のノウハウがあり、2店舗目の経営にも成功される確率は高くなると思われます。新規の事業者だけでなく、複数の出店に補助を出すことはできないのか、お伺いいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

今、議員のほうからお尋ねがございましたけれども、今、実施をしております事業は新規に限ってということでございます。しかしながら、江口議員のほうからお話ございましたのは、既存事業者が2店目以降の出店を進めることは、空き店舗解消や雇用機会の確保など、地域の活性化につながるものであるということは認識をしております。また、新規創業者が増えることも同様の効果を生み出すというふうに考えております。

既存事業者と新規創業者との間には、経営に対する知識や経験、資金力に違いがありまして、これらの違いは、出店時の建物や用地の取得に際し、既存事業者に優位に働くことが考えられ、さらに、既存事業者に支援を行えば、新規創業を志す人の創業機会をなくすことにもつながると、そういうことも懸念されるのではないかと考えるところでございます。

したがって、既存事業者の2店目以降の出店に対する支援ということにつきましては慎重に判断をしていきたいと、そういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

6番（江口義明君）

分かりました。私の考えとしましては、新規創業支援事業の事業内容の中には空き店舗対策事業の一環も含まれているのではないかと考えております。空き店舗が解消することによって商店街が活性化し、市民や観光客の皆様の満足度を上げることができ、リピーターも増え、またさらに柳川市の経済の活性化にもつながると考えております。新規事業者はもちろん大切でございます。ですが、既存の事業拡大に対する支援も同じく大切なことだと私は思っておりますので、ぜひとも今後とも検討をよろしくお願いいたします。

この新規創業支援事業、空き店舗対策については、先ほど申し上げたとおりですが、同時に、都市計画が重要な役割を果たしてくると思います。その点に関連して、柳川市都市計画総括図について質問に入らせていただきます。

柳川市は国土交通省の「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの構想に賛同し、国土交通省の政策実施パートナーであるウォークブル推進都市となりました。その方向性の背景には、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独、孤立の防止など、様々な地域課題の解決や新たな価値の創出につながる取組として、世界中の町なかの人々が多様な活動を繰り広げられる人中心の空間へと転換されるという実態があります。1つ目に、居心地がよい人中心の空間をつくると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。2つ目に、

まちに開かれた1階。歩行者目線の1階部分等に店舗があり、ガラス張りで中が見えると、人が歩いて楽しくなる。3つ目に、多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。4つ目に、開かれた空間が心地よい。歩道や公園に芝生やカフェ、椅子があると、そこにいたくなる、とどまりたくなるというのがウォークブル都市です。

柳川市のウォークブルな取組として、沖端水天宮周辺地区が抱える地域コミュニティや交通、景観などの様々な課題を解決し、観光拠点としてのエリアの魅力をさらに高め、住民の誇りや観光客の満足度の向上を図るため、道路や水辺空間を誰もがゆったりと憩い、出会いや交流が生まれる空間へと再整備するとともに、歴史や文化を継承した沖端らしいまちづくりを推進していくという計画となっておりますが、そこで、質問です。

まちづくりを進めていく場合、様々な用途の建物が混じった雑多なまちとならないように規制誘導している用途地域の設定があり、市の都市計画総括図にまとめられております。その都市計画総括図は、当初の設定から年月を経ていく中で、社会経済状況等の変化に伴い、変更も必要になっているのではないかと思います。どのような状況でしょうか、お伺いいたします。

都市計画課長（目野隆広君）

江口議員の御質問にお答えいたします。

本市は平成17年の市町合併以前から1市2町の全域を柳川都市計画区域としまして、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、良好な都市環境を形成することを目的に用途地域を定めております。

この用途地域につきましては、昭和43年の新都市計画法制定に合わせ、昭和44年5月に当初決定を行っております。その後、準防火地域の指定や変更を行ってきておりますが、平成4年に用途地域が8種類から12種類に細分化され、平成8年4月に現在の用途の種類での変更を行い、併せて沖端地区で観光地区の指定、中島地区で特別工業地区の指定を行っております。最近では、平成25年8月に柳川駅東部土地区画整理事業に伴いまして、用途地域の変更を行っておるところでございます。

以上です。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で沖端地区は観光地区の指定を平成8年に行ったとおっしゃいましたが、約25年がたっております。現在の沖端水天宮周辺地区の在り方や柳川市観光振興計画を考えますと、観光拠点のまちづくりや今後の観光の考え方の一つである滞在型観光を進めるためには、人が集まる店舗や施設などのコンテンツが集まるような下地づくりも必要ではないかと思っております。

その一つとして、沖端地区の第一種住居地域、この一部を商業地域などに変更し、様々な

店舗や施設が出店しやすいような状況を整えておくことはできないでしょうか、お伺いいたします。

都市計画課長（目野隆広君）

議員の御質問にお答えします。

現在設定しております第一種住居地域でも店舗等の出店に大きな支障はございませんので、現時点で事前に用途地域の変更は考えておりませんが、今後、用途地域の変更が必要となるような具体的な計画が進んだり、その地域の土地利用が住居から商業に大きく変わったりする場合は用途地域の変更を行いたいと考えております。

以上です。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。ぜひそのような状況になった場合はよろしくお伺いいたします。

今回は沖端中心の話になりましたが、本市全体の都市計画総括図を見たときに、今の時代にそぐわない用途の指定がなされている箇所もあると思います。ぜひとも見直しの検討も考えていただきたいと思います。

また、今年度から市の事業として沖端水天宮周辺の整備が実施されますが、沖端地区の景観や風情を保存した整備、そして、商店街の振興につながるような整備となりますことをよろしくお伺い申し上げます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

少子化対策、人口減少の歯止めについてお伺いいたします。

現在の柳川市の子供たちの数は減少傾向にあり、それに伴い、小規模校も増えており、少子化も進んでおります。子供はまちの宝であります。その宝が減少しては柳川市に明るい将来はありません。全ての産業を担う人づくりを行っていくためにも、少子化対策は最大の課題であると思っております。

近隣の市町村では、子育てがしやすい環境や補助など、様々な対策が打ち出され、少子化対策を実施しております。柳川市の少子化対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

子育て支援課長（竜 晴美君）

江口議員の質問にお答えいたします。

子育て世代が安心して子育てができ、子供たちが生き生きと健やかに成長できるように、子育て支援の取組を拡充させていくことが少子化対策につながるものと考えております。よって、令和元年度以降の柳川市の特徴的な子育て世代への支援施策を申し上げます。

まず、不妊治療費助成事業でございます。平成22年度から県内でもいち早く実施をしている事業でございますが、令和元年度に助成金の限度額を50千円から70千円に増額をいたしました。そのことで不妊治療を受けている御夫婦の経済的な負担や精神的な負担の軽減を図っ



ていると考えております。

次に、令和元年度から実施しておりますゆりかごサポート事業でございます。産後4か月程度までの産婦や赤ちゃんの心と体のこと、授乳に関する心配事の相談に応じる産後サポート事業でございます。利用料は無料です。助産師、小児科医、主任児童委員、つどいの広場のスタッフ、子育てボランティアの皆さんから御協力をいただいておりますので、相談・支援体制が非常に充実していると考えております。産婦さんからは悩みが軽くなってほっとしたという言葉をよくいただいているところでございます。

令和2年4月には妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組むため、子育てサポートセンターとして、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合拠点と同時に設置をいたしました。育児に対する不安や負担感、孤立感を覚える保護者が増えているため、助産師や子ども家庭支援員等の専門職を増員しまして、相談体制や支援体制を強化しているところでございます。また、産後2週間のお母様方に全戸電話相談事業も新たにスタートさせ、助産師が出産直後のお母さんの体調、赤ちゃんの様子など、丁寧に相談に応じております。心配な御家庭につきましては、養育支援訪問員と連携をしまして、訪問支援にもつなげているところでございます。

令和3年度、今年度につきましては、市長の所信表明にもございました6つの約束の一つであります「柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる人づくり」の新たな4事業について御説明をいたします。

1点目は、地域子育て支援拠点施設整備事業についてでございます。

現在、つどいの広場を実施している柳城児童館の老朽化のため、水の郷に隣接する有明観光物産公園の一角に「はぐくみ つながり 笑顔がいっぱい」をコンセプトとして施設整備を進めます。この施設は、妊娠・出産・子育て期を通じて子育ての悩みを軽減し、児童虐待を予防する観点から、ますます重要な施設となります。

現在、つどいの広場を利用しているお母様方からもスタッフ等への感謝の言葉が多く聞かれまして、つどいの広場のスタッフである子育てアドバイザーの存在がお母さん方の大きな支えになっております。施設は令和4年4月オープン予定でございますが、多くの子育て世代に利用してもらえるように、スタッフ体制やつどいの広場の事業をさらに拡充していきたいというふうに考えております。

2点目は、産後ケア事業でございます。

産後は産後うつや育児に悩む母親、孤立する母親が多い現状です。また、子供にとっても心理的健康を左右する大切な時期でもございます。そのため、産後1年未満を対象に、宿泊型、日帰り型、訪問型で心身のケア、授乳ケア、そして、育児相談などを行う産後ケア事業を実施いたします。

なお、一部利用者負担が生じますが、経済的な負担が少なく、安心して利用していただく

ため、県内でも最低水準の利用料を設定いたします。

3点目は、産婦健康診査費助成事業でございます。

産後2週及び産後1か月健診は、母体の回復、授乳状況及び精神状態、新生児の成長の把握のための健診で、ほとんどの産婦が1回5千円程度で受診をしており、産後うつや新生児への虐待防止を図るためにも重要な健診となっております。この健診を安心して受診していただくよう、上限1回5千円の2回分を助成いたします。

最後に4点目として、保育士確保対策事業を実施いたします。

全国的に保育士不足は課題となっております。柳川市も同様、保育士不足で潜在的な待機児童が生じております。また、市内の保育所に勤務している保育士に対し、今年1月に実施をしました保育士ニーズ調査の結果、給与や業務量など、保育士の処遇改善も課題として浮き彫りになっております。

そのため、保育士不足の解消施策として、新規採用保育士で継続して1年以上勤務した者に対し、100千円の就職支援補助金を支給いたします。また、保育士の処遇改善につながる職場環境改善研修も実施をして、安心して保育を受けることができる環境を整えたいと考えております。

今後も子育て世代や子育てをサポートして下さる方々の声を聞きながら、子育てに優しい柳川、住み続けたい柳川と感じていただける子育て支援に取り組んでまいります。

以上です。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。まず、不妊治療費助成金の件で増額をしていただいたことに感謝を申し上げます。私の知り合いにも治療していた方がありまして、無事に子供を授かることができました。ありがとうございました。

また、子育て支援拠点施設の整備、子育てに関する相談、産婦健診への補助、保育士不足解消への取組など、他市に負けない取組もされてあります。この取組に関しましては今年度の新たな事業ですので、経過を見ながらまた次回質問をさせていただきたいと思っております。

市長の所信表明の言葉にもありましたように、子供は柳川市の宝です。未来の柳川を担う子供たちが夢と希望が持てるまちになるよう私たちも取り組んでまいります。市長におかれましては、この4期目が集大成となるよう御尽力いただき、柳川市のさらなる発展を祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして江口議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時34分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、17番白谷義隆議員の発言を許します。

17番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。17番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問に移ります。

4月の市長選挙において金子市長が4選を果たされ、今後4年間の市政運営のかじ取りの重責を担われることになりました。

そこで、お尋ねします。

4期目の市政運営に当たり、これから市長が推し進めようとする重要政策とその具体的な施策についてお聞かせください。

なお、限られた時間でありますので、簡潔な答弁をお願いします。

また、再質問については自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

市長（金子健次君）

白谷議員の御質問にお答えをいたします。

私は所信表明でも申し上げましたが、4期目の市政運営に当たって、重要な政策について改めて大きく3点ほど述べさせていただきたいと思っております。

1点目は、「新型コロナウイルス感染症や災害から市民を守り誰もが安全で安心できるまちづくり」であります。

まずは新型コロナワクチン接種の加速化についてですが、医師会の御協力によりまして、70歳以上の予約開始に当たって個別接種の枠も大幅に拡大していただきました。今日現在では、最初の436人の枠が838人までできるようになりました。

また、みやま市にあります福岡県の広域接種センターについては、柳川市民の利用を強く要望して実現することになりました。明日、6月15日から柳川市民文化会館で、職員たちもサポートするという形で20人同時受付の予約ができるように、そういう体制できるようにいたしております。よって、高齢者については7月末までの接種完了に見通しが立ちました。

次は65歳未満の方の接種になりますが、国は11月接種完了を目指していますので、本市は6月末までに16歳以上から65歳未満の方の約3万4,000人に接種券を送付するよう準備をただいま進めております。着実に接種を進めていき、コロナ収束に向けての努力をまいります。

次に、豪雨などの災害から市民を守るため、新型コロナウイルス感染対策に配慮した避難所を設置いたします。また、避難情報については、タイムリーで分かりやすい情報発信をいたします。

2点目は、「柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる人づくり」であります。

柳川市の将来を担う子供たちのための子育て支援を充実します。今年度は新しい子育て支援拠点施設を建設します。産後ケア事業も充実し、サービスの利用料も県内最低水準に設定をいたしまして、お母さん方が利用しやすい制度としています。新たに保育士確保にも努めてまいります。子育て支援は今期の私の最重要政策として位置づけておりますので、これからも検討を重ね、充実させていきます。

また、小・中学校の再編については、市立学校適正規模・適正配置事業計画の策定を後押しし、実際の小・中学校の再編はスピード感を持って着実に進めていきます。

3点目は、「水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり」であります。

循環型社会の実現に向けた取組を推進するため、ごみの減量化を推進します。特に、可燃ごみの減量については、ごみ処理場建設費等の負担問題が喫緊の課題であります。温室効果ガスの削減につながることから、欠かすことのできない重要な取組でもあります。分別すれば得をする施策として、本年1月から可燃ごみ袋の料金を値上げし、資源ごみ袋の料金を値下げしたところ、1か月ごとのごみ量の推移を見ますと、目標とした減量が進んでいる状況にあります。

また、持続可能な社会形成のため、再生可能エネルギーの利用促進や水環境の保全を推進し、次の世代へ引き継いでいきます。

先ほど子育て関係については竜課長が答弁いたしました。以上3点について簡単に申し述べましたが、それぞれの担当課のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

先ほど市長が申しあげましたように、医師会の先生方の御協力により、1日に接種していただく接種数が大幅に増えたことと、あさっての16日からは福岡県の大規模接種センターを柳川市民も利用できることになったことから、これにより本市の高齢者のワクチン接種は大幅に進捗することが期待できます。したがって、担当課としても、7月末までには希望する高齢者に対し、新型コロナワクチンの接種は完了すると考えております。

以上です。

総務課長（武田真治君）

新型コロナ感染対策に配慮した避難所の設置及び避難情報のタイムリーで分かりやすい情報発信につきましては、私のほうから少し説明をしたいと思います。

まず、避難所の収容人数につきましては、新型コロナウイルス感染対策に配慮して、一人一人の間隔を2メートル空けた上で収容人数を設定しております。

また、スムーズな避難所運営を行うため、新型コロナウイルス感染症対応の避難所運営マニュアルを昨年作成しております。これは全職員に周知をしているところでございます。

さらに、昨年のコロナ予算でパーティション、簡易ベッド、マスク、テント、換気用扇風

機などを購入して配置をしております。

マニュアルに沿ってコロナ感染対策に配慮した避難所運営を行い、購入機材を効果的に活用して避難所における感染防止に努め、市民の皆様が安心して避難できるようにしたいと考えております。

次に、避難情報の発信につきましては、これまで防災無線をはじめ、広報車による広報、ホームページ、防災メールまもるくん、消防の災害情報発信システムなど、様々なツールを利用し、避難情報を発信してきました。これに加えまして、昨年11月には新たに防災情報ツイッターを導入しております。また、4月からテレビのリモコンでチャンネル1番のKBCの画面にして、リモコンのdボタンを押すと柳川市からの情報が見られるdボタン広報を始めしております。これはインターネット環境がなくても、テレビがあれば誰でも情報を受け取ることができますので、情報が伝わりにくい高齢者等への情報発信の手段として活用していきたいと思っております。

さらに、5月から株式会社VACANのシステムの導入をしております。これは避難される方や遠方におられる家族の方が避難所の混雑状況を簡単にスマホなどから確認できようにし、コロナ禍の災害への備えとして、分散避難を考慮して行動できる環境づくりを図ったものでございます。

先ほど申し上げましたコロナ禍での収容人数を基準として混雑具合を判断しまして、地図上で避難所の混み具合を満員の「満」、それと、「混雑」「やや混雑」「空いています」の4段階でリアルタイムに表示をします。避難される方はスマートフォンなどでアクセスすることで、タイムリーに各避難所の位置や混み具合を確認することができるというシステムでございます。このシステムは株式会社VACANの協力を得て、無償で導入したところです。

今後も市民の皆様へのタイムリーで分かりやすい情報発信に努めてまいります。

以上です。

子育て支援課長（竜 晴美君）

子育て支援課からは、具体的施策、将来を担う子供たちのための子育て支援を充実させるための3事業を御説明いたします。先ほどの江口議員の答弁と重複する部分がございますが、改めて御説明させていただきます。

まず、新しい子育て支援拠点施設の建設事業を説明いたします。

現在の柳城児童館が老朽化のため、水の郷に隣接する有明観光物産公園の一角に「はぐくみ つながり 笑顔がいっぱい」をコンセプトに建設を進めてまいります。この施設は、妊娠・出産・子育て期を通じて、子育ての悩みを軽減し、児童虐待を予防する観点からますます重要な施設となります。子育て中のお母さんたちからも、温かく見守ってくれる、相談ができる場所という感謝の声が多く聞かれます。スタッフの子育てアドバイザーの存在が、子育て中のお母さん方の大きな支えになっていることがうかがえます。令和4年4月オープン

予定でございますが、スタッフ体制や、つどいの広場の事業をさらに拡充して進めてまいりたいと思っております。

次に、産後ケア事業の充実について説明をいたします。

現在、産後サポート事業のゆりかごサポートを実施しておりますが、産後うつや育児に悩む母親、孤立する母親のため産後ケア事業を実施いたします。そのため、産後1年未満を対象として、宿泊型、日帰り型、訪問型で、心身のケア、授乳ケア、育児相談等々を行います。

最後に、保育士確保対策事業について説明をいたします。

全国的に保育士不足は課題となっております。柳川市も同様、保育士不足で潜在的な待機児童というものが生じております。また、市内の保育所に勤務している保育士に対し、1月に実施しましたアンケート調査でも、保育士不足、給与などの保育士処遇改善の課題が浮き彫りになっているところでございます。

そのため、継続して1年以上勤務しました新規採用保育士に就職支援補助金100千円の支給と職場環境改善研修を実施し、安心して保育を受けることができる環境を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

学校教育課長（古賀 洋君）

教育委員会では、昨年度、市立学校適正規模・適正配置化検討委員会において示された答申の趣旨を尊重し、学校再編を念頭に置いて、最適な学び環境を実現するため、今年度、遅くとも令和4年度までをめどに市立学校適正規模・適正配置事業計画を策定することにいたしております。

学校再編の実施に当たりましては、検討委員会のほうから実現までに今後10年間でという目標を示されております。教育委員会としましては、再編に当たっては複式学級の発生が見込まれる学校などを先行させるとともに、できる限り早く学校の再編を実現させたいと考えております。

今後、再編を進めるに当たりましては、議会をはじめ、地域の皆さんの御意見も伺いながら、実際の小・中学校の再編を着実に進めてまいります。

以上です。

廃棄物対策課長（野口貴光君）

ごみ減量化の推進について御説明させていただきます。

ごみ減量化につきましては、循環型社会を目指し、以前から継続的に取り組んでまいりましたが、本格的に取組を始めたのは令和元年度からとなります。令和元年度には、家庭から出るごみを減量するため、電動生ごみ処理機やコンポスト、EM生ごみ処理容器の購入補助を2分の1から3分の2へ増額しています。

また、学識経験者や市内の団体、関係機関の職員から構成された廃棄物減量等推進審議会

を開催し、分別すれば得をするシステムの構築を答申いただきました。

これを受けて、クリーンセンターの搬入手数料の値上げや新ごみ袋の価格改定、資源ごみの回収頻度の増加を行っております。この結果、令和2年度の可燃ごみは、旧ごみ袋の使用期限としていた3月の駆け込み使用で前年度より155トン増加しましたが、今年度に入って、4月は69トン、5月は160トンと前年を大きく下回る状況となっております。

一方、資源ごみであるプラスチック類は、令和2年度で前年度の1.5倍、今年度は前年同月の2倍と飛躍的に分別が進んでおります。しかしながら、同じ資源ごみの紙類は横ばい状況で、課題となっております。

そこで、可燃ごみの半分を占める紙類を分類することでより一層減量化が進むものと考えております。そのため、紙類を仕分ける雑紙袋というものを作成し、小・中学校での環境教育と連携することで、子育て世帯を中心に啓発を行っていきたいと考えております。

また、事業所から出る可燃ごみは微増傾向にあります。事業所を訪問し、助言、指導を行うことで減量化を進めたいと考えております。

いずれにしましても、ごみの減量化は市の努力だけでは進みませんので、市民や事業所、クリーン連合会等の関係団体と連携、協力し、理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

再生可能エネルギーの利用促進、水環境の保全の推進につきまして私のほうからお答えします。

現在、本市では循環型社会実現の取組といたしまして、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、平成24年度より住宅用太陽光発電システムの設置に対しまして、上限80千円の補助金交付事業を実施しております。

実績を申しますと、平成24年度から令和2年度までに954件に対しまして補助金を交付しております。今後につきましても引き続き事業を継続し、市民の再生可能エネルギーの利用促進を図ってまいりたいと思っております。

次に、水環境の向上と保全を図ることを目的に、水質浄化対策といたしまして、合併処理浄化槽の設置に対しまして補助金交付事業を実施しております。この事業は、合併処理浄化槽設置者の費用負担軽減を図ることにより汚水処理人口普及率を上げ、水質浄化を図るものであります。

実績といたしましては、平成元年度から令和2年度までに9,171件に対しまして補助金を交付しております。これにより下水道及び合併処理浄化槽における汚水処理人口普及率は80%を超えており、僅かずつではありますが、年々上昇しているところでございます。今後も引き続き事業を継続し、掘割等の水質浄化に努めてまいりたいと思っております。

循環型社会の実現に向けた取組につきましては、市民の皆様の協力が不可欠であります。今後も引き続き各取組につきまして市報やホームページなどにより周知、啓発を行い、市民の意識向上を図っていくとともに、本市としましては、より効果的な取組につきまして国、県及び他自治体の動向を注視し、循環型社会の実現を目指していきたいと考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

今、これからの4年間を見据えた政策3点、そして、その施策として大きく5点の説明がありました。いずれも必要で、重要なことであろうと思います。そのため、今、私がここで改めて政策、施策についてお聞きするようなことはありません。というか、大体よく分かりました。ただ、何点か確認をさせていただきたいと思います。

廃棄物対策課長には申し訳ないと思いますが、通告もしておりませんでしたので、別に私は意地悪で質問するわけではありませんが、先ほど市長はごみの減量化を推進しますと言われました。それに基づいて、課長からも補足の説明がありました。

ただ、私は午前中の質問の中で非常に疑問に感じたんですが、ごみの減量化は、さっき市長は温暖化のためにやるんだと言われました。そうだろうと思います。ただ、午前中の質問の中で、建設費の負担割合を下げるために一生懸命可燃ごみの削減に努めています、そして、ペットボトルのごみ削減については、そういったことを考える余裕はありませんと言われましたね。ペットボトルの減量化もごみの減量化に違いはないだろうと。午前中の答弁でちょっとびっくりしたんですけど、そしたらまた、市長はさっき言われましたように、ごみの減量化を推進しますと。そうすると、ごみの減量化は来年度が終われば終了するわけじゃないんでしょうから、そこら辺については、別に課長も悪意とか他意があって言われたわけじゃないと思うんですけど、そこら辺がやっぱり意思の統一というか、そこんにきの考え方はもう少しちゃんとしていただかないと、人に対して誤解を与えようと思う。ペットボトルのごみの減量化には取り組みませんと言われたんですね。可燃ごみは建設費の負担割合を下げるためにごみの減量化に取り組んでいると、そういうふうに誤解をされると思いますよ。ごみの減量化はこれからずっと続くわけですから、そこら辺については、もう少し考え方や表現の仕方も、市長、そこについてちょっと。

市長（金子健次君）

白谷議員の質問にお答えしたいと思いますが、午前中の菊次議員の質問等について、ペットボトルについての減量をしないと、これについては、今期に重要な課題としてはしないだけであって、それをしなければならぬというのは私自身は思っておりますので、ペットボトルも含めて減量化については考えていかなければならぬというふうに思っています。

誤解を与えたことについて、この一般質問のそれぞれの課長と私の市長答弁についても2



日間にわたって協議をいたしますけど、そこについては誤解を招いたようなので、熱心さのあまり、その分の1本でいこうという熱心さのあまり、そういう答弁をしたと思いますけど、担当の課長においてもその後しなければならぬという気持ちは持っているというふうに思っていますので、誤解がないようにお答えしたいと思います。

以上です。

17番（白谷義隆君）

そうしたところを庁内でちゃんと共有化をしていただきたいと。

実は先ほど市長、あるいはそれぞれの担当者の課長から説明をいただきましたが、私の率直な感じといたしましては、確かに現在山積している課題の中で、重要ではあると思いますけど、政策3点に絞られましたけど、私の感じとしては、ちょっと物足りなかったなと。まだまだ重要な課題はいっぱいありますので、そういったことについても、もう少し触れられていただければよかったなというふうに思います。

さて、本題に入りますが、先ほど学校再編の中で市長はスピード感を持って進めていくと答弁されました。

私はこれを聞いて、ちょっとどうかなと。確かに聞けば、スピード感を持ってですから、別段不思議なところはないんでしょうけど、私は市長の答弁として、スピード感という曖昧な表現ではなく、期間や時期を明言されてはいかかかなと、されたがいいんじゃないかなと。なぜなら、先ほどの部長答弁でしたかね、学校編制でのあれがありましたけど、3月に学校適正規模・適正配置化検討委員会からの答申があったという話ですが、それによれば、再編は事業計画策定後8年から9年ということになっているようです。そして、さらに答申では、保護者や地域住民との協議に時間を要する場合はさらに期間を設けて進めていくことが重要だとされておりまして。要するに取り方によれば、いつになるか分からないということなんです、私を感じたのは。

もちろんこれは答申ですから、最終的な計画ではありませんが、答申の表現だとしても、本市の学校再編は近隣の市町よりも10年も20年も遅れていると言われていています。そうした中で、本当に市が再編に本気で取り組んでいく気があるかと、やはり思わざるを得ません。

こうした中で、市のトップが時期を発信することは非常に重要なことだろうと私は思いますが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

白谷議員の御質問にお答えをいたします。

教育委員会のほうで、学校適正規模・適正配置の事業計画の答申が出されました。そのときに、今、古賀課長が答弁したような形で8年から9年、そして10年と出たときに、それを私が初めて聞いたときに、長過ぎると、遅過ぎるといった感じを得たので、すぐに沖教育長にもう少し時間を短くしてやってもらいたいということ強く要請しております。

トップの考え方としては時間を明示したほうがいいと思いますので、私のスピード感を持ってというのは、私よりも柳川市としての意気込みを対外的に出すために、スピード感を持ってという言葉を使いましたけれども、なるべく早く適正規模になるようにですね、柳川市以外の周りの市町村は全て大体進んでおります。白谷議員が言われるのは十分私も分かっておりますので、そういうことでスピード感については期間を明示したほうがいいよという助言がありましたけど、なるべく早くという気持ちの意気込みのつもりで言ったつもりでございます。

教育長のほうからも答弁をさせたいと思いますけれども、そういうことについて答弁をお願いします。

教育長（沖 毅君）

スピード感ということで、市長のほうから指示を受けているところでございます。

時期が明言できるものと、はっきりとした時期が決まっていないものがまだあると思います。計画を立てた後に8年から9年ということやっていくわけですけれども、25校一気に全部はできないと思います。段階を追ってする形で答申がなされています。その第1段階、第2段階、第3段階といくわけですけれども、その具体的な計画についても早めに提示をさせていただいて、そういう意味で時期が決まっていないものについて、早急に、なるべく早く皆さんに御提示していこうという考え方でございます。よろしく申し上げます。

17番（白谷義隆君）

先ほど市長が8年から9年は長いんじゃないかと感想を持ったと言われましたね。実際、答申案のパブリックコメントでは、複数の方が柳川市は遅れていると、そうした中で、10年もかけておかしいんじゃないかと。中には中学校が3年、小学校でも四、五年のうちには終わるべきじゃないかというパブリックコメントがありましたね。要するにこの学校の統廃合の意義というのは、私は沖教育長からも聞いたことはありますけど、子供たちが学校のときに社会性を持って、そして、社会の中で生きていく、そのための社会性とか学力を養うところだということを私は言われたと思うんですけどね。ですから、10年かかれば、その10年間の子供たちはその教育は受けないんですね。ちょっと堅苦しく言えば、その間、教育の機会均等を奪われてしまうんですね。

ですから、そこら辺については、確かに市長がスピード感、それは確かにそうだろうと思います。でも、私はこの議会でも前に言ったことがあるんですが、再編が進んでいるある市に行って、教育委員会に尋ねたことがあります。ここでも言ったから覚えてあると思いますけど、学校再編には何が必要ですかと、一番必要なのは何ですかと聞いたら、トップの覚悟だと言われたんですね。私はそのことをこの場でも話をしましたけど。私はこのトップの覚悟を、今、市長にお尋ねをしているわけですよ。市長は職員に空振りを恐れずにじゃんじゃんやりなさいと言われてますね。私が言いたいのは、少々の空振りがあっても市長の覚悟は示

したほうがいいんじゃないでしょうかという話をしたいんですね。ですから、スピード感を持ってといえば、別に間違いやないだろうと思う。ただ、私はこの遅れている中で、先ほども言いましたが、教育の機会均等が失われていく。そうした中で、ここまで押し迫っているんだと、そこら辺の覚悟を市民の皆さんたちに私は 今もう既に遅れているんですね。よそは全然終わっているんですよ。そういう中で、市長の覚悟というのを期間を明言することによって市民の皆さんに示すべきではないかと、私はそういうふうに思っております。もし市長のほうで何かあれば聞かせてください。

市長（金子健次君）

白谷議員の言われるような形、覚悟を持って沖教育長に言ったつもりだったんですけども、まだそこに私の気持ち伝わっていない部分もあったかもしれませんが、私の任期が4年でございますので、4年のうちにできるわけがございませんので、私のトップの決意というのを教育委員会のほうには伝えたつもりだったんですけども、そういうことが伝わっていないとするならば、気持ちは白谷議員と同じで、もっと急いで将来を担う子供たちに学校の環境を早くつくり上げたほうがいいという考え方は同じであります。

以上です。

17番（白谷義隆君）

まだ任期は始まったばかりじゃないですか。今から4年で終わるかもしれませんが、終わらないかもしれません。ですから、まだ任期は始まったばかりですから、先を考えずに、覚悟を持ってやってもらいたいと思います。

次に行きます。

実はこれは私は重要政策をお聞きしたんですが、重要政策の中で触れられませんでしたけど、新聞等で大きく報道をされましたので、ぜひこの機会に聞きたいと思っております。

市長は選挙後の新聞の談話で、大和町の過疎指定に触れて、過疎債を活用して市の均衡ある発展を目指すと言われております。現在、均衡ある発展を目指す上での問題は何だと考えてありますでしょうか。また、その解決策についての施策等の考えがあればお聞かせください。

市長（金子健次君）

白谷議員が言われるように、今年4月から施行されました新しい過疎法で、旧大和町が過疎指定となりました。これは旧大和町が人口減少率の基準値に該当したため認定されたものでもあります。しかしながら、この指定におきまして旧大和町だけが対象地域となっておりますが、過疎指定されていない旧柳川市、三橋町においても毎年のように人口が減少をしている状況であります。そのため、旧大和町で行う事業の多くは市全域でも必要となる事業だと考えておりますので、過疎債などの支援事業で余力ができる財源を使いながら、大和地域だけではなく、柳川・三橋地域も共に発展を目指すという意味で、均衡ある発展を目指すという言葉を使ったところでございます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

私はそういうふうな考え方はしなかったんですね。確かに前の議会ですか、橋本議員が過疎について聞かれたときに、企画課長は確かにそういった答弁をされたように覚えております。ただ、大和町が過疎に指定されたということは、長く言えばちょっと難しいんですけど、過疎法の趣旨から考えて、大和町が急激な人口減少によりほかの区域と格差が出ているから過疎に指定されたんじゃないんですか。私はそういうふうに理解をしているんですが、どこか違いますか。企画課長、分かれば教えてください。

企画課長（池末勇人君）

先ほど白谷議員がおっしゃってあった急激に人口が落ちていったのではないかということですがけれども、要件といたしまして、長期要件としての40年間、または中期要件としての25年間を比較して行ってございまして、その中で、旧大和町は四捨五入等をした関係でぎりぎり過疎の要件に今回該当はしております。けれども、旧柳川におきまして、数値としてはあまりいい状態ではないというようなことも申し上げたいと思います。

以上です。

17番（白谷義隆君）

私は過疎法の趣旨を話しているんですよ。急激に人口が減少したから過疎地域にされたわけでしょう。結果というか、実際はちょっと違うかもしれんち、今、企画課長は言われますけどね、ただ、そのために格差が生じているから、大和町の地域の発展を促すために財政措置をしましょうというのが過疎法の趣旨じゃないんですか。それを、今、市長の答弁によれば、いろんな財政措置が大和町にあるから、それで浮いた金で他の区域にも事業をしていきたいということでしょう。それは過疎法の趣旨からは外れているんじゃないですか。過疎指定は、あくまで急激な人口減少でいろんなことが停滞している。ですから、その活性化のために財源措置をしましょうというのが過疎法の趣旨じゃないんですか。ちょっと今の市長の答弁は過疎法の趣旨からは外れているように私は思いますけど。

市長（金子健次君）

気持的には、国から財政支援をするのは実際大和町だけしかしません。ただ、旧柳川市、三橋町なんですけれども、柳川市は大体同じような状態のところの線なんです。そういう意味では、しばらくすればまた旧柳川市のほうも過疎地域になるんじゃないかと私は思っているんですね。

そういう中において、過疎地域持続的発展市町村計画もつくりますけど、実際使うのは大和町の事業です。ただ、大和町だけをしてしまうと、ほかのところが逆に冷え込むという気持ちの中において、均衡ある発展をやっていくという考え方でございます。

その分の余力でという言い方をしたんですけれども、お互いに人口が減ってくると同じ条

件になっておりますから、そういうところの適用は、国の財政措置は受けるけれども、全体的にバランスよくやっていこうという意味で均衡ある発展を目指すという言い方です。

以上です。

17番（白谷義隆君）

あまりしつこく言っても結論が出そうで出ないような話ですけど、ただ、過疎債を活用して均衡ある発展をとというのは、先ほども言いましたけど、過疎指定にされている地域が停滞している、格差が出ている、そのために、そこに財政措置を投ずることによって他の区域と均衡が取れるようにしましょうという話なんでしょう、均衡ある発展というのは。別に一緒になって一緒に盛り上げていきましょうと、字句の使い方ですけど、それは均衡ある発展とは言わないですね。ある地域が衰退しているから、その部分を他の地域に合わせることで均衡ある発展じゃないんですか。

私は別に市長が言ってあることが間違いとか、ほかのところにやるなとか、やれとかいう話ではないんですけど、ただ、市長が均衡ある発展を目指すという新聞の談話で話をされていたから、私はそういうことで、均衡あるというのは、他の地域から劣っているところがあるからよそと同じように上げていくんだと、ですから、そのための問題とか施策があれば教えてくださいというわけで、全体を押し上げていきますと、それは過疎法がいうところの趣旨とは私は違うと。ちょっとそこそこがかみ合わないんですけど。

議長（藤丸正勝君）

白谷議員、全然執行部とかみ合わんからちょっとよかですか。

17番（白谷義隆君）

はい。

議長（藤丸正勝君）

執行部も全然かみ合うとらんじゃなかですか。（発言する者あり）ちょっと止めてくれんですか。

休憩します。

午後 3 時 19 分 休憩

午後 3 時 26 分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に続き会議を開きます。

企画課長（池末勇人君）

先ほど白谷議員のほうから御質問がありました過疎法の趣旨としてどうなのかということでしたけれども、これは確かに白谷議員がおっしゃいますように、過疎法の趣旨としては指定された大和町が発展するために財政支援等もあるというような内容となっております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

分かりました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして白谷議員の質問を終了いたします。

10分間休憩します。

午後 3 時26分 休憩

午後 3 時35分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 6 順位、5 番新谷信次郎議員の発言を許します。

5 番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。5 番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従って一般質問を行います。

小学 1 年生が泣いていたそうです。オリンピックはあるのに、なぜ運動会はできないの。近所の高齢者の方が言いました。ワクチンの予約ばち思うて電話するばってん、つながらん。私はスマホてるんなんてろて持たんけん、どうせ先は長うなかつちゃけん、もうワクチンは諦めた。なぜこんな嘆きの声が出るのでしょうか。結局、オリンピック・パラリンピック優先のために新型コロナ対策が利用されていないのでしょうか。しかも、ワクチン接種の主体となる各市町村自治体は65歳以上高齢者の接種を7月中に終わるようにという政府のゴリ押しに翻弄されています。政府への怒りと同時に、この困難を乗り越える対策を打ち出さねばなりません。

今回の一般質問は、新型コロナウイルスワクチン接種体制について、次に、柳川市の平和都市宣言のイメージに疑問が抱かれるかもしれない柳川市民文化会館開館記念事業である北原白秋作詞、信時潔作曲、「海道東征」公演について、最後に、コロナ禍における子育て支援としての子育て世帯生活支援特別給付金について質問します。

この後は自席にて質問しますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

5 番（新谷信次郎君）続

まず最初に、ワクチンの予約方法について質問します。

柳川市のワクチン予約で5歳ごとに区分したことは、大きな混乱を避けるために有効であったと思います。市民の方もそのようにおっしゃっていました。

しかし、コールセンターは予約開始1日目、最悪の場合には2日目にもほぼつながらない、スマホ、パソコンによるウェブ予約は高齢者には無理な場合が非常に多かったようです。予約だけで諦めたり、困られた高齢者が私の近所でも多く見受けられました。市民の方からは、年齢の上から順に指定したほうがよかったんじゃないか、そういう声も出ました。

ところで、新潟県の上越市、福島県相馬市、京都府京都市は予約を取らず、接種日時と会場を指定する集団接種方式を取り入れているといます。

今後の接種方法として、予約を取らず、年齢を区切ったり地域を指定したりして接種日時と会場を指定する集団接種方式も取り入れたらどうでしょうか。そして、その方法を取り入れたときに出たキャンセル分は優先接種対象者に回すとしたらどうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

議員御承知のとおり、本市におきましては医療機関で接種を行う個別接種と大きな会場において集団で接種を行う集団接種の併用型で接種を進めているところです。

御案内の方式は、相馬市が集団接種のみの実施を行っている自治体、上越市、京都市が集団接種をメインに接種を実施する自治体でございます。本市では、できる限りかかりつけ医で安心して接種いただけるよう個別接種と集団接種の併用方式としております。

また、御提案の予約を取らない集団接種につきましては、接種を受けたい方が会場に押し寄せて密になる状態も予想され、感染のリスクも懸念されます。逆に、希望者が少ないと非効率となりますので、本市におきましては医師会の先生方と協議し、シミュレーションを行い、決定した現行のスタイルで集団接種を行っていきたいと考えております。

キャンセル分につきましては、議員が言われますように優先接種対象者に接種を進めているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

課題として申し上げているのは、高齢者ほど予約に困っているという状況です。ワクチンの効果は少なくとも半年間という情報もあり、接種はこれで終わりというわけではありません。したがって、予約が必要でない方法、あるいは予約方法の改善について今後も検討してほしいと思っています。

ところで、近所の薬局で「ワクチン予約お気軽に相談ください」という貼り紙がありました。実際に数人の方の予約をお手伝いしたそうです。この薬局と同じ系列の市内の薬局でも予約の手伝いをしているそうです。

ワクチン予約について、市役所への集中を分散するためにも、こうした薬局などとの予約の連携を進めたらどうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

連携しなくても自発的に協力してくださる方の例はたくさん届いており、市としてはこうした協力者が多数おられることは大変心強く感じます。これからも多くの協力者が現れることを願っておりますし、実際いろんな方がいろんなところで協力して下さっていることにつきましては感謝を申し上げたいと思います。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

連携しなくてもという答弁ですけれども、コールセンターやスマホ等でのウェブ予約が取れないときは市役所でも予約のお手伝いをされていますけれども、あとは民間、市民にお任せしますということにもなります。せめてどのような協力者がおられるか市民にも公表して、より有効に活用してもらおうよう検討してみたらどうでしょうか。その点、ちょっと回答を、お考えをお願いします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

これは市のほうでお手伝いをしておりますし、民間の方の協力者がおられる分は、市の窓口へ来られたら、どういうところでしてありますということで、そうした御案内をしております。

それで、どこというのは公にといいますか、いろんなところでそういったことがありますというのは新聞等々の報道でございますので、市としてはそういった民生委員さんとか、お店のショップとか、そういったことを近所にいっばいつくっていただけるというのはありがたいと思いますので、市として広報しているような状況ではありません。市としては、役所に来られたらお手伝いをしていくと、そういうスタイルで今後もお手伝いをしていきたいということで考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

市役所のほうでお手伝いされているのも、私もちょうど市役所を訪れたときに状況を見ておりますけれども、やっぱり区切った年齢の予約の開始 1 日目に100人近い方が来られて、玄関の入り口に待機してある市役所の方、あるいは実際にパソコンを使って予約のお手伝いをされる方は非常に大変だったと思います。市役所の方も本来の業務以外にそういう仕事もされて大変だったと思います。

そういう市役所への集中を分散させるためにも、そしてまた、ワクチン接種が今回で終わりで、あとは何も打たんでよかということならなんでしょうけれども、まだこれからも高齢者のワクチン接種を継続しなくてはならないということであれば、やはり協力者、協力機関等を公表するなり、そういう点をぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

次に、5月25日に発表された福岡県新型コロナウイルスワクチン広域接種センター、これが田川市とみやま市に設置されましたけれども、みやま市瀬高町高柳にある保健医療経営大学での接種対象市町村は、当初はこの近辺でいうと大牟田市、大川市、みやま市となっていました。それを聞いて、みやま市、大川市が対象となっているのに、間の柳川市が何で抜けとっとやろうかと、私も周囲の方も大変驚いておりました。何で柳川はなかつかんというふうに私も聞かれたことがあります。



ところが、6月10日、広域センターに柳川市、八女市なども対象に追加ということで広報されました。市長もそういうふうにおっしゃられました。これまでの経過はどうなっていますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

国の方針で7月末までに高齢者への接種を終えることとされております。このため、接種計画を立てた段階で7月末までの接種完了が困難と判断し、県に大規模接種会場の設置を要望した市町村が対象と当初はなっておりました。

本市は多数の市内医療機関の協力を得ておりまして、条件つきではありますが、終わるめどが立っておりましたので、対象とはなりませんでした。

しかしながら、医療従事者の接種が大幅に遅れましたので、接種の進捗を早めるため、柳川市が同センターを利用できるよう県に要望いたしましたところ、今月16日から利用が可能となりました。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の答弁、あるいはマスコミ等の報道を見ておきますと、やはり柳川市も7月までに終了できるとしたことが、これはやっぱり少し無理があったという印象を受けました。やはり国が7月末までに高齢者接種を終えるようにというふうに指示していることが市町村自治体に混乱と負担を強いているように思います。そういう基準がなければ、もっとすんなり広域接種の中に当初から柳川市も入っていいかもしれんし、そういうふうないろんな幅広い方法も取れていたのではないかと思います。

次に、接種の優先順位についてお聞きしたいと思います。

ワクチン接種の順位について、厚生労働省が2021年3月18日に示した接種順位、対象者の範囲・規模についての接種順位には、1、医療従事者、2、高齢者、3、基礎疾患を有する者、4、高齢者施設等の従事者、5、60歳から64歳となっています。

このうち、障がい者施設については、高齢者施設等の従事者の範囲についての中で、障害者総合支援法による障がい者支援施設、共同生活援助事業所、重度障がい者等包括支援事業所などが入っています。障がい者施設の従事者も高齢者施設等の従事者として新型コロナウイルスのワクチンを優先接種できるのではないのでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市におきましては、クラスター発生の予防を目的として高齢者施設の入所者から接種を始めております。このときに、施設内のクラスター対策をより一層推進するため、高齢者施設の従事者における接種順位の特例により施設の従事者にも接種を行っております。これは市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、一定の要件を満たす高齢者施設において当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとされる特例でござ

ざいまして、優先接種をしているわけではございません。

したがいまして、高齢者施設の従事者等に含まれる障がい者施設の従事者につきましても、接種順番が到来している入所者、現時点であれば65歳以上の入所者が接種するタイミングと同じであれば、この特例により接種が可能となります。

議員が言われる障がい者施設の従事者につきましては、福岡県が優先接種を行うとしていくところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今、答弁で特例という言葉が使われましたけれども、厚生労働省が示した接種順位の考え方の3、高齢者施設等の従事者の接種順位については特例という言葉は見当たりませんでしたけれども、その点はどうですか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

今、同時に高齢者施設の入所者と従事者を接種しているのは、厚労省が発表しております手引の中に記載しております、その手引を基に接種を行っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

手引の中には、その特例という言葉があるということですか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の中に、高齢者施設の従事者における接種順位の特例ということで記載がございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

質問で一番問題にしようとしているのは、高齢者施設等の従事者の接種順位についての中に述べてあるのは、この対象者を優先順位にするのはクラスターを抑止する対応を行う必要があるからというふうにその理由が述べてあるわけですね。高齢者施設、障がい者施設では、現在でも全国、あるいは福岡県、この柳川市近辺でもクラスターが多く発生しています。クラスターが発生すれば、感染した高齢者、障がい者の重症化、施設従事者の感染が心配されます。こういう実情に応じてワクチン接種順位を設けるべきではないかというふうに思うわけです。

それで、八女市、みやま市はそういう接種順位の趣旨に基づいて、障がい者施設従事者への優先接種ももう行っていませんか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

みやま市の担当に確認したところ、この特例による接種を行っているというようなことで報告を受けております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

特例ということは、高齢者施設であろうと、障がい者施設であろうと、その施設内に65歳以上の高齢者がいないと、そこの従事者も接種はできませんよということなんですか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

そういうことでございます。それで、みやま市の担当が言っておった分に関して、聞き取りによると、議員が言われるように、65歳以上の障がいを持った方やったら打てます、それと従事者やったら打てます、ただ、64歳以下やったら打てないということで、そこはちょっと矛盾を感じるというようなことで、そういった御意見もあったとお伺いをしています。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

お聞きしていて、私も非常に矛盾を感じますね。例えば、障がい者施設というのはかなり年齢も幅が広いと思うんですね。65歳以上の方がおられる障がい者施設はその従事者も打てるけれども、65歳以上の方がおらん障がい者施設はその従事者は打たれんというのは、これは何でそんな区別をつけやんかち思うわけですよ。

接種順位の趣旨の中にある高齢者施設等の従事者の範囲ということについては、クラスターを抑止する必要があるからと。しかも、施設の中に感染者が出た場合に、その感染した高齢者、あるいは障がいを持ってある方のお世話も施設の従事者がしなくちゃならん。つまり感染する確率も高いから、だから、そういう高齢者、障がい者の施設も含めた施設の従事者も同時に接種をしましょうと。65歳であろうと以下であろうと、施設の中でのクラスター発生を抑止することが最大限の目標であるならば、その目標と、実際にこの柳川市内でも高齢者の入所施設、あるいはデイサービス、あるいは小・中学校等でも感染者が発生しましたけれども、そういう感染者の発生、クラスターを抑止するためにも、高齢者施設、65歳という年齢で切るのではなくて、特に年齢の幅が広い障がい者施設でもその65歳以上か以下かという区切りをつけずに、従事者も接種の優先に当ててもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

今、議員がおっしゃるようなそういった意見等々も考慮して、今度、県が優先接種をされるものと理解しております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

県がそういう対応をするかもしれないということですが、やはり柳川市の福祉政策に関わる、そういうことだろうと思うんですね。柳川市の福祉政策としては、やっぱり安心して柳川市の福祉政策が進められているかどうか、そういう分かれ目になるんじゃないで

しょうか。

次の質問に移りたいと思います。

福岡市は保育士、学校教職員を優先順位の対象とすると発表しました。6月1日付の西日本新聞に、教員優先接種高まる声、自民、子供への感染を防ぐという記事も掲載されました。訪問介護や高齢者デイサービスで働く人たちからも優先順位とするよう要望が上がっています。先ほども言いましたように、柳川市内でもコロナ第4波の感染拡大で市内小・中学校、高齢者入所施設、デイサービス施設でも感染が発生しました。

それで、総じていわゆるエッセンシャルワーカー、幼稚園や学校の教職員、保育士、訪問看護師、高齢者通所施設、学童指導員、放課後等デイサービス従事者、子育て支援拠点の従事者、こういった方たちの優先接種は検討できないでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

福岡県により、議員が言われます保育士や学校の教職員等の先ほど言われましたエッセンシャルワーカーの優先接種が検討されております。本市としましては、その優先接種がスムーズとなるように準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

それでは、県が保育士や学校の教職員等の接種を始めるということですが、その中には訪問看護師、学童指導員、放課後等デイサービスの従事者、子育て支援拠点の従事者などは含まれているでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員が言われますその分は含まれて検討されているものと承知しております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

了解しました。

では次に、ワクチン接種キャンセル分についてお聞きします。

5月22日の有明新報には、「余った分どうする？柳川市はキャンセル分を消防団員に接種する方針」との記事が掲載されました。キャンセル分を消防団員に接種するというその理由は何でしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

急なキャンセル時に接種の医療機関に出向く、例えば、連絡から30分で来てくださいと言われたときに30分で医療機関に到着することが可能であるなど、高い機動力を備えていることを勘案し、団員をリストアップし、キャンセルに備えているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

大川市はキャンセル分を保育園、認定こども園の職員を対象にしています。そういう点でも、このキャンセル分をエッセンシャルワーカーを接種の対象にできないかと思いますが、いかがですか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市において急な対応が可能である職種として、消防団員をキャンセル分の対象としております。

先ほどのエッセンシャルワーカーは、キャンセルを待たずとも福岡県が優先接種を行うことを決めておりますので、本市におきましては当面の間、消防団員でキャンセル対応をしていきたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

分かりました。柳川市内でクラスター発生が予想される施設、そして、エッセンシャルワーカーと呼ばれる方への優先接種、いわゆる県の接種対策として行われるわけですけれども、柳川市としても今後の接種体制として、ぜひ優先接種という考え方で取り組んでほしいと思います。

次に、柳川市民文化会館開館記念事業である「海道東征」公演について質問したいと思います。

柳川市民文化会館開館記念事業の一つである北原白秋作詞、信時潔作曲、交声曲「海道東征」公演は、主催が海道東征演奏会実行委員会、後援に柳川市、柳川市教育委員会、福岡県、福岡県教育委員会、北原白秋記念館というようになっていますけれども、この公演の実施はどうなっていますでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

交声曲「海道東征」の公演につきましては、市内の有志の方が中心となり、海道東征演奏会実行委員会を設立され、寄付や協賛等を募り、予定では令和2年、2020年12月20日にオープンした柳川市民文化会館開館に合わせまして、それを記念し、自主的に公演するもので、令和3年2月7日に御披露する予定でございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により思うように練習ができないため、現時点では令和4年12月に延期するというお話を聞いております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

じゃ、公演の時期が非常に大幅に遅れるということですがけれども、この公演について、いわゆる市内の有志の方が中心となられて実行委員会を組織されたということですね。そういうことですがけれども、ただ、私が今年1月の教育民生常任委員会の中でこの件についてお聞きしたときに、柳川市の市民文化会館開館記念事業という公式の行事の一つとしてこの公演

が行われるならば、それは問題がいろいろあるのではなからうかという指摘をしたときに、柳川市の公式の事業ではないということは触れておられませんでした。

今の答弁によりますと、この公演は柳川市の公式行事としての柳川市民文化会館開館記念事業の対象としてはなっていないという確認でよろしいんですか。

生涯学習課長（新開文隆君）

先ほど答弁いたしましたとおり、主催は海道東征実行委員会が行っておりまして、柳川市及び教育委員会はその後援をしているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

私たち議員ももらいましたこの開催募金趣意書の中には、中ほどに柳川市民文化会館開館記念事業演奏会という文言が入っておりますので、私もこの趣意書を見たときから、これは柳川市の公式行事として行われるんだなと、そういうふうに思っておりますし、周りの方たちも柳川市の行事として行われる柳川市民文化会館開館のいわゆるこけら落としの一つとしてこの公演が行われるのかというふうに思っておられる方が非常に多い、そういう状況だというふうに私は感じております。その点についてはいかがですか。

生涯学習課長（新開文隆君）

先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、あくまでも市内の有志の方が市民文化会館の開館をお祝いしたいと、記念したいということで、自主的に開催している事業であるというふうに考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

市の公式の事業としてやるわけではないと、行われるわけではないというふうに明言されているわけですが、これをなぜ問題にしているかということ、私もこの「海道東征」という曲についてはこういう趣意書が回ってくるまで正直知りませんでした。それで、これをきっかけに「海道東征」という曲がどういう曲かということをいろいろ調べたり、何人かの人にお話を聞きましたら、「海道東征」は昭和15年、1940年の皇紀2600年奉祝芸能祭、いわゆる神武天皇即位2,600年を祝った一連の行事に向けて、日本文化中央連盟より北原白秋に委嘱があり、作成した詩編の一つということです。これは歴史的に振り返りますと、1940年というのは太平洋戦争前年に当たります。その年に神武天皇東征を主題として国威発揚を図った、そういう曲だという評価があるわけです。実際、主催者である海道東征演奏会実行委員会会長である立花民雄氏も、2019年6月21日の西日本新聞に戦前に作られた国威発揚のための曲ということで戦後は演奏されてこなかったということを認めておられます。そういう点でいうと、国民的詩人、そして、童謡など非常に身近で親しみのある北原白秋のイメージというのが何か大きく壊されるような、そういうふうなイメージを持っています。

そういう点で、柳川市の公式行事ではないということではありますけれども、この趣意書の文言、柳川市民文化会館開館記念事業演奏会並びにこの実行委員会には名誉会長として市長が入られていますし、教育長も顧問として入られています。それで、このままであれば、やっぱり多くの柳川の市民、あるいは対外的にも、この「海道東征」の公演は柳川市が公式の行事としてやっていくんだらう、そういうイメージを持ち続けていく可能性が強いと思いますけれども、いかがでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

先ほどお話がありましたとおり、「海道東征」につきましては、昭和15年、1940年の皇紀2600年奉祝祭に向け、日本文化中央連盟により北原白秋に委嘱があり、特別に作成した詩編の一つであるというふうに捉えております。

日本文化中央連盟の資料によれば、当時、芸能祭のために主催が依頼する形で新たに創作した制定作品は、音楽で19作品、舞踊で13作品、演劇で10作品、映画で10作品であり、このほか、応募コンクール形式の選定作品や審査による参加作品など多数の作品が制定されており、「海道東征」は主催者が依頼する形の制定作品、音楽19作品中の1作品となっております。

なお、日本文化中央連盟は、当時文部省補助金と民間寄付金によって運営された財団法人で、皇紀2600年記念事業を行うことを主たる目的とし、文化事業助成や賞の選定、各文化団体の連絡提携や外国の文化団体との連絡などが主な業務とされてあることを申し添えます。

また、「海道東征」につきましては、近年、音楽作品として再評価されており、直近10年間では平成24年、2012年12月25日の福岡での「空に真赤な雲のいる？北原白秋物語」や、平成28年、2016年3月13日に北九州で行われました東日本大震災復興事業早期復興への祈誓など、平成24年から令和元年にかけて福岡で6回、東京、大阪で5回、熊本で2回、北海道、奈良、神戸で各1回の計21回の「海道東征」が公演をされているようです。

さて、ここで先ほど令和元年、2019年6月21日の西日本新聞について、主催者であります海道東征実行委員会も戦前に作られた国威発揚のための曲ということで戦後は演奏されてこなかったことを認めているということでございますが、これにつきましては当時の社会情勢により敬遠されていたという意味で発言されたものであり、決して「海道東征」そのものが国威発揚のために作られた曲であるということを確認したことではないことを同会に確認をいたしております。

最後に、市民が中心となり自主的に公演されます交声曲「海道東征」につきましては、柳川市民文化会館開館を記念しました事業で開催していただくものであり、その公演事業の後援につきましても、柳川市及び柳川市教育委員会がそれぞれ定めております後援等に関する要綱に事業目的や内容等を基準と照らし合わせた結果、後援することを承認したものでございます。また、このような趣旨をもちまして同じく顧問をされてあるというふうに考えてお

ります。このため、今後も引き続き海道東征実行委員会が行います交声曲「海道東征」につきましては支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

経緯については非常に詳しく説明していただきました。その説明を聞いた上で、そういうふうに市内の有志の方が自主的に取り組まれている公演であるということであれば、せめてこの趣意書の柳川市民文化会館開館記念事業演奏会というのは、これはやはり市の公式の行事の一つですよという誤解を与えるものとして、改めたほうがいいと思いますけれども、いかがですか。

生涯学習課長（新開文隆君）

確かに誤解を受けるというところは、同じく開館記念事業ということでございますけれども、これはあくまでも実行委員会がこの名称を使っておるところでございますので、これについては我々から意見するという事はないというふうに考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

「海道東征」という作品についても、国威発揚という評価ではなくて、作品そのものとしては、社会情勢ということもあるけれども、「海道東征」の曲そのものは国威発揚の曲ではないというように実行委員会のほうでもおっしゃっているということでした。

ただ、残念ながら、北原白秋の晩年の作品群というのは、「建国歌」、あるいは「大垂細 亜連盟の歌」、そして、ヒットラー・ユーゲントが来日したときには「万歳ヒットラー・ユーゲント」といったような国威発揚、戦時体制強化のための作品群というのが結構多く作られているんですね。私は北原白秋というのは、先ほど申しましたように、国民的詩人として、特に詩、短歌、童謡等で私たちの身近に親しめる、そういう郷土が誇る詩人という印象を持っております。そういう印象が壊れかねない、そういうふうな危惧を抱いているのであります。そういう評価、あるいはそういう考え方も成り立つということをきちんと踏まえて、そういう白秋晩年の作品群の中に位置づけてこの作品をもう一度見直す、あるいは北原白秋という人物像についても、やっぱり正しく認識すべき点は正しく認識していく必要があるというふうに思います。

そういう点について、名誉会長にもなっておられる市長に、白秋晩年の作品群については先ほど紹介いたしました。そのような歴史的視点、作品経歴についての認識はいかがでしょうか。

教育部長（袖崎朋洋君）

市長にということでございますけれども、私のほうから若干の所見を述べさせていただきたいと思います。



今、新谷議員のほうから幾つか戦前の作品群等を述べていただきました。特に、1935年の「歌謡非常時論」というのが白秋論評ということで書いております。この中で、白秋はその当時の軽佻浮薄というか、そういった作詞家の中でいることを非常に憤っておりまして、その覚悟のなさといえますか、その立場を非常に批判していらっしゃいます。そして、自らのことを国民詩人であるということで、そういった国を支えるというか、そういったふうな立場というのを述べられておるわけでございます。

ですから、晩年の白秋先生が聞きようによっては物騒な歌詞等もされているかもしれませんが、それは国事といえますか、そのときの国の流れというものをある程度負わなくては行けないといったふうな覚悟もお持ちの上で作詞をされたんだろうと思います。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

以上、市のほうの見解をお聞きしましたけれども、やはり私としては、柳川市が郷土の誇る詩人北原白秋を顕彰するという意味では、詩や短歌、特に童謡の優れた作品を残した北原白秋、そういうイメージを大事にするような、そういう方向で今後も検討していただきたいというふうに思っております。

最後に、コロナ禍における福祉政策、子育て支援についてお聞きします。

子育て世帯生活支援特別給付金、これはひとり親世帯分についてですけれども、その支給対象者のうち、新型コロナの影響を受け家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者の対象者把握及び伝達はどのようにでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

新谷議員の御質問にお答えをいたします。

家計急変者の把握と伝達方法はこの御質問でございますけれども、まず、昨年度の低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金の家計急変者としての申請者が今回も該当する可能性が高いため、5月10日付で特別給付金ひとり親世帯分のお知らせを郵送でしております。現在、随時申請を受け付けているところでございます。

また、その他の対象者の把握といたしましては、柳川市社会福祉協議会の生活福祉資金特例貸付の申請者でひとり親世帯の方は家計急変に該当する可能性があるため、市が作成しましたひとり親特別給付金のチラシを周知徹底のために社会福祉協議会の職員の方に配布していただいております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

5月28日に社会福祉協議会が行っている生活福祉資金特例貸付の貸付件数のうち、18歳未満の子供を養育するひとり親世帯への貸付延べ件数について調べていただきました。今年1月から4月までで26件という数字です。

こうしたデータは市コロナ対策本部や子育て支援課などで共有されているでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

柳川市社会福祉協議会では、生活福祉資金特例貸付を受け付けられる際、世帯構成とか世帯の状況、児童手当や児童扶養手当等も含めました世帯の収入について聞き取りをされております。その際、ひとり親給付金に限らず、必要な手当や支援等を受けていない場合は社会福祉協議会のほうから市の関係課に連絡をいただいているところでございます。

御質問の生活福祉資金特例貸付のデータにつきましては、市役所内では共有はしておりません。新谷議員はひとり親給付金申請の漏れがないようにという思いで質問されていると考えておりますが、先ほども答弁しましたように、日常的に業務連携をいたしまして支援につなげておりますので、支援漏れはないものと考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

生活福祉資金特例貸付については、昨年から何回も社会福祉協議会、担当課にいろいろ問合せをしてお世話をかけておりますけれども、柳川市のコロナ禍における経済、あるいは生活、家庭環境のいわゆる窮乏というか、逼迫した状況がこのデータにかなり表れていると思います。ですから、このデータを分析すると、コロナ禍における柳川市の経済、生活困窮の状況がより具体的に細かく把握できるのではないかと思いますので、今後も検討していただきたいと思います。

なお、緊急事態宣言中において子育て支援に関する活動は市の公共施設を利用できないかという質問を予定していましたが、対応していただくという返事をいただいておりますので、質問は取り下げます。

以上をもって私の質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして新谷信次郎議員の質問を終わります。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後4時23分 延会

# 柳川市議会第5回定例会会議録

令和3年6月15日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------



## 5. 議事日程

### 日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	19番 樽見哲也	1. 避難所におけるペットの対応について 2. 道の駅について 3. ふるさと納税について 4. 県道久留米柳川線の整備について
2	2番 橋本憲之	1. 防犯灯、防犯カメラの設置について 2. 市民への情報発信について 3. 小中学校の再編について 4. GIGAスクール構想について
3	15番 矢ヶ部広巳	1. 新型ワクチン予約を終えて 2. 東京五輪の事前キャンプは 3. 西鉄電車の3月ダイヤ改正でバスとの連絡が 4. 全国学力テストの事前対応は
4	13番 高田千壽輝	1. 滞納について (1) 市営住宅の家賃・駐車場料金の滞納額は (2) 今後の対策は (3) 公会計になった給食費の滞納額 2. 県知事選挙・市長選挙の投票率について
5	16番 緒方寿光	1. 本市の「新型コロナワクチン接種」完了時期（一般接種含む）と今後の計画等は 2. 市長公約「農業振興のための新規作物開発、6次産業化、販路拡大」の具体的施策は 3. クリーンセンター跡地（佃町）の活用方針は

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順どおりに行います。

第1順位、19番樽見哲也議員の発言を許します。

19番（樽見哲也君）（登壇）

おはようございます。19番樽見哲也でございます。今回、4項目について質問をさせていただきます。

まず最初に、避難所におけるペットの対応について、2つ目に、道の駅について、3つ目、ふるさと納税について、最後に、県道久留米柳川線の整備についてであります。

質問は自席で一問一答としますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

19番（樽見哲也君）続

まず最初に、避難所におけるペットの対応についてお尋ねをいたします。

柳川市で犬を飼ってある家庭はどのくらいでしょうか。

総務課長（武田真治君）

議員の御質問にお答えいたします。

生活環境課に聞いたところ、柳川市での犬の登録頭数は令和3年5月末現在で2,739頭となっております。

以上です。

19番（樽見哲也君）

分かりました。

猫は柳川では分かりませんね。

総務課長（武田真治君）

生活環境課に確認したところ、登録がしていないので分からないということでした。

以上です。

19番（樽見哲也君）

日本獣医師会にお尋ねしまして、ペットフード協会ってあるそうです。そこで、全国でやっぱり犬が少ないそうです。犬が848万9,000頭、猫が969万4,000頭ということでございます。

この質問は、平成30年6月に避難所におけるペットの対応についてを質問しております。避難所のペットの対応について改善された点はございますか。

総務課長（武田真治君）

前回の答弁では、避難所には動物にアレルギーを持つ方や動物が苦手な方のほか、動物に不用意に手を出しかねない幼い子供なども避難されてくる。かみつきの事故や鳴き声への苦情、体毛やふん尿処理などの衛生面でトラブルになることもありますので、ペットの避難所への受入れについてはお断りしている。もしペットと一緒に避難してこられた場合は、建物の軒下や駐輪場などの雨をしのげる場所にゲージに入れていただくか、リードでつないでいていただくかお願いしていると答弁をしておりました。

しかしながら、昨年の7月豪雨や台風10号の際にペットを連れての避難について市民の皆様から問合せが多くありました。そこで、避難者からペットの持込みについて相談があった場合は、受入れ可能とするが、玄関先など他人に迷惑のかからない小スペースにゲージに入れておく。また、鳴き声や臭いが発生した場合は飼い主が責任を持って対応していただくとして、同行避難は可能ということで避難所の運営を行いました。

しかし、一部の避難所で対応できていない事例もありましたので、本年度、避難所運営マニュアルと風水害マニュアルにこの避難所でのペット対応について新たに記載して、全部の避難所で統一した運営ができるようにしたところです。

以上です。

19番（樽見哲也君）

分かりました。

近隣の久留米市や大牟田市はペットと一緒に同伴避難できる施設を開設しています。大牟田の場合は1か月で5,213人分の署名活動がされたということでございます。佐賀県の武雄市では備蓄倉庫を避難ペット用に利用するという構想があると聞きましたので、武雄市役所、山口議長と担当課長にいろんな話をお聞きしたところ、9か所の備蓄倉庫があるということで、そこにやっぱり臭いがするといけないから、新しく造る構想も前向きに考えているというお話でございました。それと、こういう時代ですから、ホテルとか旅館はほとんどペット同伴で宿泊できるということで、シーホークヒルトンホテルをはじめ、原鶴温泉、グリーンピア八女、いろんなところでペットと同伴ができるようになっております。

柳川市もさらに避難所におけるペット対応について検討すべきではないでしょうか。

総務課長（武田真治君）

議員おっしゃるとおり、本年度から久留米市と大牟田市はペットと同伴避難が可能な避難所を設置しております。ペットを連れての避難には、避難所まで一緒に行き、ペットを屋外や屋内でも人と別のスペースに置いておく同行避難と言われるものと、避難所の居住スペースでペットと飼い主と一緒に過ごす同伴避難があります。

久留米市と大牟田市は飼い主とペットと同じ空間で避難生活を送ることができる同伴避難所を開設しておられます。

柳川市におきましては、先ほど答弁したとおり、一定のルールを設定した上で同行避難までは認めています。しかし、玄関先などだけのスペースで避難ペットを置くスペースを十分確保できるかという課題もあります。そのため、同伴避難所の設置を検討していきたいと考えています。しかし、同伴避難所はペットと同じ空間で避難生活を送るため、一定の広いスペースが必要となってきます。

今後は大牟田市や久留米市の例を参考に、同伴避難所として設置できるような施設があるか、市の施設を調査するとともに、現在の避難所の一部を同伴避難所として設置できないか、

あるいは武雄市のように備蓄倉庫を利用できないかなど、幅広く検討していきたいと思っております。

以上です。

19番（樽見哲也君）

分かりました。

コロナ禍でペットブームになっているようでございます。まだまだペットを飼う人が増えるようでございますので、ぜひとも前向きによりしくお願いします。

次に2番目に、道の駅について質問させていただきます。

平成30年6月議会で市長から前向きに検討すると答弁をいただいております。場所の検討などなされたのか、お聞きします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

場所の検討は行ったのかということでございますけれども、まず、これまでの道の駅の取組について御報告をさせていただきます。

昨年の令和2年10月に産業経済部を中心に構成いたします道の駅に係る庁内研究会と、そういったものを立ち上げまして、計6回開催をしたところでございます。

この研究会では、本市が抱える農業、漁業、商工業、観光業の分野における課題を解決し得る手段としての道の駅の在り方、また、道の駅の運営形態、それと、整備箇所、整備する場所、そういったところについて検討をいたしたところでございます。

樽見議員のほうから整備場所はどうしたのかということでございますけれども、整備箇所につきましては、有明海沿岸道路インター沿いや国道443号線バイパス沿い等について研究を行ったところでございます。

以上でございます。

19番（樽見哲也君）

分かりました。

それで、道の駅は必要と思いませんか。

産業経済部長（松藤満也君）

樽見議員の御質問にお答えします。

柳川市にとりまして、道の駅を整備することは、イチゴのあまおう、アスパラ、ナスなどの地域の農産物や有明海で取れます柳川産ノリをはじめとする水産物、さらにはブランド認定品の61商品等の販売向上につながり、観光面においても、駐車場が整備され、トイレ不足が解消されます。また、道の駅相互の交流により観光客の増加が見込まれます。また、近年多発する災害に備えた防災拠点にもなり得る可能性もあるということで、地域の活性化に大いに寄与するのではないかと考えております。さらに、有明海沿岸道路の延伸、国道443号



線や385号線の延伸など、インフラの整備が進んでおり、人と車の流れが大きく変化をいたしております。

道の駅の整備につきましては、農業、漁業、商工業の関係者や消費者の皆様の声、近隣自治体の状況を踏まえながら、これからも鋭意検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

19番（樽見哲也君）

道の駅事業につきましては、国、県がほとんど事業費は出していただくということを聞いております。この前も言いましたと思いますが、お隣のみやま市の道の駅、総事業費が540,000千円、国が310,000千円、県が150,000千円、みやま市が86,000千円ということで、売上げも2017年度が過去最高の980,000千円ということでございまして、令和元年も9億円台、令和2年、去年は10億円を突破して1,009,000千円というふうにお聞きしております。また、昨日、今日の朝のニュースでも、うきは市の道の駅が県唯一の防災道の駅として国交省で選ばれたということで、じゃらの発表では6年間連続1位ということでございます。

それで、柳川ですから、観光地、トイレも少ない、そういうことで、ぜひ柳川に道の駅をつくっていただきたいというふうに思います。市長、何かございますか。

市長（金子健次君）

樽見議員の質問にお答えをしたいと思います。

場所的には443号の延伸をする高木リハビリテーションの間の中に設置をしたいと考えております。ただ、道路整備がまだ大分かかりますので、そのことについて国交省、また、福岡県に対して実現に向けた努力をしてまいりたいと思います。

内容的には松藤産業経済部長が申し上げた内容になると思いますけれども、実現に向け、私も任期期間中に努力をして、道筋をつけていきたいというふうに思っております。

先般、有明海沿岸道路の福岡区間が全線開通をいたしました。大川市長に大川の道の駅の場所はどこですかということで、大構想を描いてありますし、構想については、この前、メディア、新聞等でも公表されておりますけれども、柳川市の設置については、私は当初、10キロ圏内はできないという説がありましたけど、国交省に問い合わせたら、それについては別に問題はないというようなこと等もありましたので、国、県の補助を受けて、また、議会のほうにも相談をしながら実現に向けて努力をしてまいりたいと考えています。

以上です。

19番（樽見哲也君）

分かりました。よそのまちでは推進室とかもつくって頑張っておられるところもございまして、ぜひともよろしく願います。

続きまして、3番目の質問項目、ふるさと納税についてお尋ねします。

本市においても人口の減少や少子高齢化が進行する中で、税金などの財源の確保が厳しくなっているのではないのでしょうか。そのような中、ふるさと納税は市の自主財源を獲得するためにも大事な手段だと思っております。

そこで初めに、基本的なことを確認した上で具体的な質問に入ります。

まず、本市がふるさと納税に取り組まれている目的は何ですか。

財政課長（田中勝裕君）

樽見議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、ふるさと納税はまちづくりの財源の一部を確保するための重要な制度であると考えています。また、柳川市の魅力を発信することで、イメージやブランド力の向上にもつながりますし、商品やサービスを提供する事業者のPRや商品開発、販路拡大を支援し、商業の活性化にも寄与するものであると考えております。

以上です。

19番（樽見哲也君）

ふるさと納税は自主財源の確保も大きな目的ですが、商業の活性化にもつながるということで、市としても力を入れているということですか。

昨年の報告で令和元年度の寄付金が110,000千円に落ち込んだとお聞きして、私も心配しましたが、令和2年度は450,000千円を超えた聞き、少し安心をいたしました。

そこで、お尋ねですが、寄付額を増やすために具体的にこういった取組をなされたのか。

財政課長（田中勝裕君）

令和2年度の寄付額は456,860千円で、令和元年度と比較して344,200千円の増となりました。増加した理由としましては、大きく3つの取組が寄与しているものと考えます。

1つ目の取組は、謝礼品の充実を行ったことです。家具を謝礼品に加えたことで寄付単価が高額となり、送料に係る経費率を抑えることで広告費用を捻出することもできました。昨年度は家具だけで112,000千円ほどの寄付を受けることができました。また、柳川産の博多和牛や自家牧場産の肉の切り落としを追加したところ、寄付サイトの人気ランキングに入るヒット商品となりました。そのほか、天然蜂蜜やあまおうの定期便、布団、ノリなど、謝礼品を大幅に増加させたことで寄付の増加につながったものと思っています。

2つ目の取組は、寄付を募集する窓口として、新たにインターネット通販で大きなシェアを占める楽天のポータルサイトを追加したことです。昨年10月から楽天での寄付の受付を始めたところ、半年間で163,650千円もの寄付を集めることができました。

最後に、ウェブ広告や新聞広告を充実させたことも寄付の増加に貢献したと分析をいたしております。

19番（樽見哲也君）

分かりました。

ふるさと納税では一時期、全国的に過激な謝礼品競争が繰り広げられ、大きな社会問題になって、その結果、国の規制が始まったと思っております。

本市では謝礼品の代金や送料などに実際幾らかかっているのか、教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

ふるさと納税に係る経費についてのお尋ねですが、一番大きいのは寄付をいただいた方へお送りする謝礼品の代金であり、129,570千円となっております。これは寄付額の約3割に当たり、市内事業者の収入になっているものでございます。

そのほか、謝礼品の送料やポータルサイトへの掲載料、事務委託料などの経費が112,250千円かかっており、これらを合計した令和2年度の経費総額は241,820千円となります。寄付額に占める経費の割合は53%となっております。

なお、寄付額から経費を差し引いた215,040千円が市の実質的な収入になります。

以上です。

19番（樽見哲也君）

130,000千円近くが市内事業者の売上げになり、また、215,000千円が市の収入になっていると。着実に成果が上がってきているということですね。

今年度も引き続き成果が残せるよう努力してほしいと思いますが、今年度はどのような取組を計画しておられるのか。特に、寄付額をさらに大きく集めるためには、商品の魅力、ホームページに掲載する写真も重要だと思っております。実際に知り合いからホームページの写真がよくないとの話もありました。食べ物がおいしく見えないと、そういうふうな御意見もいただいております。改善をお願いしたいと思っております。

財政課長（田中勝裕君）

昨年、楽天サイトをオープンするに当たりまして、楽天サイト運営の委託業者をプロポーザルで選定いたしました。市内外5者の応募があり、審査の結果、熊本市の会社を楽天サイトの委託業者に選定をいたしました。

この委託事業者はホームページデザインに優れているほか、スタジオでのプロのカメラマンによる写真撮影を行っており、議員御指摘のおいしく見えない写真というのも大きく改善していると考えております。楽天での寄付が伸びたのも、この委託事業者の技術、ノウハウによるところが大きいものと考えています。

そこで、今年度はこの委託事業者にふるさとチョイスやふるなびなどの楽天以外のサイトの事務も一括して委託し、従前の写真を商品が魅力的に見える写真へ入れ替えるなど、寄付募集サイトのページデザインのリニューアルを行っております。

また、委託事業者が全国の売れ筋商品を分析し、市内事業者と商品開発を行っておりまして、こうして開発した新商品を順次追加することとしております。新商品といたしましては、

精肉、家具、うなぎ関連商品などを予定いたしております。

以上です。

19番（樽見哲也君）

分かりました。

熊本の会社というのはサイバーレコードですか。

財政課長（田中勝裕君）

そのとおりです。

19番（樽見哲也君）

サイバーレコードはなかなか人気がありますよね。ほとんどこの会社がしていると思います。

柳川は知名度もあるし、ブランド力もある。ほかの自治体には負けないという気概を持ってふるさと納税を進めてもらいたい。そのためにも、我々議員や市民もそれぞれが市外の親戚や知人に柳川へのふるさと納税を勧めることが効果的だと思います。執行部の考えをお願いします。

総務部長（平田敬介君）

樽見議員の御質問にお答えします。

議員がおっしゃられますように、柳川市は全国的な知名度がありまして、農水産物や工芸品をはじめとする様々な特産品に恵まれていると思います。他の地域に負けない魅力を持っております。昨年度から担当者もサイトの追加や商品開発に関わるなど、意欲的な取組を展開しておりまして、成果も上がってきているところでございます。

今年度も昨年度を上回る結果を出せるよう、先ほど申し上げたような取組を行ってまいります。そして、全国の多くの方に柳川市の魅力を知っていただき、さらに応援していただけるよう魅力的な謝礼品をそろえてPRに努めていきたいと考えています。

また、議員からおっしゃっていただいたように、議員の皆様や市民の皆様から市外の親戚、友人、知人に柳川市への御寄付を御案内していただくことができれば大変心強いことだと思っております。柳川市のまちづくりの財源が少しでも潤うよう、御協力いただきますようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

19番（樽見哲也君）

よろしく願いいたします。

最後に、県道久留米柳川線の整備についてお尋ねをいたします。

この県道久留米柳川線は交通量が非常に多いものの、道路幅員が狭い箇所や見通しが悪い箇所があり、さらに、歩道がない。通勤はもちろんのこと、小・中学校の児童・生徒の通学にも非常に危険な状況であります。

この道路整備は念願となっていました。平成21年度に福岡県のほうで事業化され、だん

だんとその姿が見えてきていることに安心しますとともに、事業を進めていただいている福岡県や事業に協力いただいている地域住民の皆様に感謝しております。

そこで、県道久留米柳川線の整備と現在の進捗状況についてはどうなっておりますか。

都市計画課長（目野隆広君）

樽見議員の御質問にお答えいたします。

県道久留米柳川線の道路整備につきましては、北は大木町との境の下田橋から、南は有明海沿岸道路との交差部の町矢加部交差点までの延長約2.2キロメートルの区間について現道拡幅事業を進めておるところでございます。

下田橋から金納交差点までの区間は平成21年度に事業化されまして、花宗川に架かります下田橋の架け替えも令和元年11月に完了し、令和2年度末の事業費ベースで約94%の進捗となっております。

また、金納交差点から町矢加部交差点までの区間は平成28年度に事業化され、現在、歩道がない矢加部北交差点から町矢加部交差点までの延長約1.2キロメートル区間の整備を急いでおります。令和2年度末の事業費ベースで約23%の進捗となっております。

以上です。

19番（樽見哲也君）

分かりました。

事業区間は大木町との境の下田橋から町矢加部交差点の区間とのことですが、同じ路線で、同じ町矢加部の行政区の中で、町矢加部交差点から南へ国道208号までの区間が事業化されず、残っております。

この地区の皆さんも強く整備を望まれています。この地区の整備をどのように考えておられますか。

都市計画課長（目野隆広君）

御質問にお答えいたします。

現在、福岡県には本市より多くの道路整備事業と都市計画事業をお願いしており、各事業の早期完成に向けて鋭意努力していただいております。このため、本市としましても、事業完了に向けて積極的に協力を行っておるところでございます。

こうした県と市の連携体制で積極的に事業を進めながら、現在進めている道路整備がある程度見通しが立ちましたら、福岡県と協議を行い、整備をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

19番（樽見哲也君）

分かりました。

この道路は2010年から2021年4月までに人身事故が110件、物損事故が159件、269件の交

通事故が発生しております。市長にも要望書が出ていると思います。

一日でも早く実現できるようによろしく願いいたしまして、私からの質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして樽見哲也議員の質問を終了いたします。

続きまして、第2順位、2番橋本議員の発言を許します。

2番（橋本憲之君）（登壇）

2番橋本憲之でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、コロナウイルス禍におきまして、感染下におきまして感染リスクを抱えながら就業されているエッセンシャルワーカーの方々、心より敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。早くワクチン接種が進み、マスクを外して笑い合えるときが来るのが待ち遠しい限りでございます。

また、これからの大雨予報時には先行排水に御尽力いただく樋門を管理されるの方々並びに水路課の職員の方々には心より敬意を表したいと思います。

さて、私がこの襟元につけておりますピンバッジについてお話ししたいと思います。

これは愛媛県から始まりましたシトラスリボンプロジェクトという運動でございます。まず、この3つの輪は、地域と家庭、職場、もしくは学校を意味しております。感染者が出た出ないというようなことを言うのではなく、感染者への差別や偏見をなくし、回復して帰ってきたときには、ただいま、あるいはおかえりと言い合える環境をつくりましょうという取組でございます。この取組を知ったのは、実は5月20日の読売新聞なのですが、筑後地方の感染者が出たある学校の生徒2人がこの取組を知って、感染していた人を温かく迎える学校にしたいとの思いで、全校生徒と教職員分のリボンを手作りして学校に持ってきたというふうな記事でございました。涙が出そうな記事に共感し、ぜひとも柳川でもこういう気持ちを持った方々、とりわけ子供たちが増えてほしいなどの思いで、今このバッジをつけさせていただいております。

それでは、本日の質問ですが、市長所信表明の政策目標1点目と2点目に掲げてございました「新型コロナ感染症や災害から市民を守り誰もが安全で安心できるまちづくり」、それから「柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる人づくり」、これに関連したことについて質問させていただきます。

1つ目は、防犯灯、防犯カメラについて、2つ目は、市民への情報発信について、3つ目は、GIGAスクール構想について、最後に4つ目は、小・中学校の再編についてでございます。

詳細につきましては自席にて行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

壇上からは以上でございます。

2番（橋本憲之君）続

それでは、まず初めに、防犯灯についての質問をいたします。

警察官の皆さんや市民の皆さんの心がけによって少しずつ減少している犯罪の件数ですが、福岡県警の統計によりますと、柳川署管内では年間約300件程度の刑法犯がいまだに発生しているというふうにされています。その中で、侵入犯、車上狙い、各種車両窃盗、ひったくり、強制わいせつ等のいわゆる街頭犯罪は、例年、その中の約3割ほど発生しているとされており、その多くは夜間に発生する傾向のようで、柳川市においても暗がりやを少なくして街頭犯罪予防、抑止のため、各地区で防犯灯の増設が進められているようです。

そこで、現在、年間どれだけの防犯灯が市内において増設されているのか、また、ほかの議員が過去にも質問されてあると思いますが、補助制度があるのかどうか、教えてください。

総務課長（武田真治君）

橋本議員の御質問にお答えします。

本市では犯罪の未然防止や交通の安全を確保することを目的に、行政区が防犯灯を設置する際に補助を行う柳川市防犯灯設置補助制度を設けております。この補助制度は国の社会資本整備総合交付金を活用して平成25年度から実施しているもので、平成25年度から令和2年度までに新設、取替え合わせて5,352灯分、105,543千円の補助金を交付しております。この期間の平均では、年間というと669灯で13,192千円の補助となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。これまで平均で年間669灯ずつ増設されてあるということで、確かに最近、地元の地区の中の道路を見ますと、以前暗かった道路が少し明るくなってきたのかなというふうに実感しているところでございます。

各地区の負担はあるものの、着実に増えてきた防犯灯なんですが、今後もこの設置に対する補助事業、これは継続されるのかどうか、よろしく願いいたします。

総務課長（武田真治君）

この防犯灯設置補助に対する国の社会資本整備総合交付金は本年度で終了予定となっております。しかし、犯罪の未然防止や交通の安全を確保することを目的に、来年度以降も市の補助事業を継続したいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。国からの補助はなくなるけれども、市からの単独でやるということで、ぜひともこの制度は継続していただくよう強く要望いたします。

続いて、街頭に設置してある防犯カメラについて質問いたします。

駅前等に設置してある防犯カメラについてなんですが、これの設置経緯について教えてく

ださい。

総務課長（武田真治君）

柳川駅前周辺の防犯カメラにつきましては、総務課で管理している防犯カメラが西口駐輪場に6台あります。

この防犯カメラの設置経緯につきましては、当初、平成16年当時に自転車盗難が多発しておりまして、県下でもワースト2位の件数で、警察からも強く要望があっておりまして、盗難の抑止、防止のため、安全・安心まちづくり推進協議会で設置を行いました。現在、管理は総務課のほうで行っているところです。

ほかに安全・安心まちづくり推進協議会が設置、管理している防犯カメラが駅周辺に9台あります。これは当初4台を、協議会の中で警察との協議の上、駅前は繁華街であるということで、トラブルや犯罪等の抑止、防止のために設置をしております。また、平成21年の発砲事件以降、5台増設をしているところです。

そのほか、東口駐輪場に2台、東口広場に3台、駅の自由通路に6台を、平成27年に柳川駅を整備した際に、トラブルや犯罪等の抑止、防止を目的に設置をしています。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。駅周辺にはかなり多数の防犯カメラが設置してあると。市として、あるいは市の関連団体で設置してあるとのことなんですが、犯罪の抑止、これに大いに役立っているのではないかなというふうに感じるところでございます。

また、たまに警察官の方がコンピューターにデータを取り込んである姿をお見かけすることがございます。犯罪の早期解決にもこれは役立っているんじゃないかなというふうに思うところなんですが、最近では事件報道の際に、防犯カメラの映像だったり、ドライブレコーダーの映像、これがよく出てきます。都会では通りに店舗なんかが多くて、防犯カメラの絶対数も多いんじゃないかなというふうに思うんですが、これが田舎だったら、やはりそういうふうにはいきません。犯罪の抑止、早期解決の観点からも、地区に何台か、行政区に何台かは設置したほうがいいのではないかと思います。今まで防犯カメラの設置について行政区から何らかの相談はなかったでしょうか。また、もしあったならば、その対応について教えてください。

総務課長（武田真治君）

令和2年に沖端地区から、ピッキング泥棒があったので防犯カメラの設置補助をしてほしいということで相談がありました。そのため、行政区などの団体へ補助を行っている県内の市町村の状況などを調査しました。県内では福岡市や北九州市などの5市町村が補助を行っているところがございます。

補助につきましては、この調査結果も踏まえ、ほかの行政区からの要望状況や財源等を考



慮しながら検討していますが、現在のところはまだ補助は行っておりません。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今のところ補助等はないということで、ちょっとこれは話が前後するかもしれないんですが、そもそもこの防犯カメラ、防犯灯と同様に行政区単位での設置が可能なのかどうか、これについて教えてください。

総務課長（武田真治君）

設置場所が確保できれば、行政区単位での設置は可能です。ただし、先ほど申したとおり、現在、市の補助はありませんので、設置費用は行政区負担となります。また、設置後には電気代など維持管理費用が必要になります。

また、設置した場合は住民のプライバシーに十分配慮をして運用しなければいけません。そのためには、福岡県が防犯カメラの設置及び運用に当たって設置者が配慮すべき事項を定めた防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン、そういったものに沿って運用する必要があります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

行政区として単独でもいいということなんですが、市の補助がないということで、設置してもいいけれども、県がガイドラインを定めているということで、それでは、県から設置に対する補助制度があるのかどうか。市はないという感じなんですが、県からはあるかどうか、また、あるんだったら手続方法について教えてください。

総務課長（武田真治君）

福岡県に防犯対策カメラ設置支援事業補助金というのがあります。ただし、この補助金の補助対象は市町村となっております。市町村が街頭犯罪防止を目的として自ら防犯カメラを設置する事業に対して補助金が交付されるものです。

市の補助金に上乗せして県が補助金を交付する事業となりますので、県が直接行政区等に補助金を交付することはありません。防犯カメラの設置者が行政区等の場合でも、市町村で申請して、市町村を通して地域団体へ補助金を交付することになります。

先ほど申しましたとおり、この補助金を活用するためには市町村が自ら防犯カメラを設置する補助事業を行う必要があります。この補助事業の実施につきましては、行政区からの要望状況などを考慮しながら検討していきたいと思います。

また、防犯カメラのことで申し上げますと、以前、警察署からドライブレコーダーは動く防犯カメラだというお話を伺っております。現在、市の公用車には全部ドライブレコーダー

を設置しているところです。そういった観点からも、警察と連携しながら防犯に努めていきたいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

行政区によっては、不審者がよく出没する場所だったり、犯罪が起こり得るような場所など、防犯カメラを設置したい場所があるかと思います。いざ設置しようとしたときに補助プログラムがあるのに使えないというのは、諦める要因になるかもしれません。実際、沖端地区もそうだったのかもしれませんが、私が聞いた別の地区の区長さんもそうでした。最低限、市として予算段階で事業化しておく、そのようなこともなくなるのではないかなど。また、そのような補助があるのであれば、今まで考えておられなかった地区の方も検討されていくのではないかと思いますので、ぜひとも事業化のほどをよろしく願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

今年も昨年同様、梅雨末期の豪雨が予想されます。先日からは国の避難勧告等に関するガイドラインが改定されて、避難情報に関するガイドラインとなり、避難勧告という表現がなくなりました。豪雨時など、災害が発生する前に正確な情報をより早く届け、誰一人取り残されることのないよう情報を伝え、市民の生命と財産を守るのは行政の義務でもあります。

そこで、昨年12月議会での質問と重複するところがございますが、市から市民の皆さんへいろいろな情報を発信されてあると思います。この手段について教えてください。

企画課長（池末勇人君）

橋本議員から市民への情報発信の手段ということで御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

市から市民への情報発信の手段につきましては、紙による情報発信といたしまして、月2回の広報紙と各課からのチラシやポスターなどを発行しております。デジタルによる情報発信は市の公式ホームページとして、市の情報全般を発信する柳川市と、柳川市民文化会館のイベント情報などを発信するホームページの「水都やながわ」があります。また、市公式SNSとして、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、LINE、ユーチューブの5種類と、ごみ分別アプリや子育てアプリの2つのオリジナルアプリを活用しております。そのほかに、登録をすれば災害や火災発生時にメールが届く防災メールまもるくんや災害情報発信システムがあります。今年度からは新たに情報発信ツールとして、KBCテレビのdボタン広報誌で災害時の緊急情報や新型コロナウイルスに関する情報などを4月から発信しております。

5月には避難所の混雑状況をパソコンやスマートフォンで確認できるサイト「VACAN（バカン）」も導入をしております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

前日も同様の答弁をいただいております。それに加えて、5月28日の新聞報道でもなされていましたが、昨日の白谷議員の質問に答弁されておったので割愛させていただきますけれども、「VACAN」の利点について新聞に取り上げられて、非常に話題性があったのかなというふうには感じたんですが、新しく導入しなくても、市において、例えば、グーグルアカウントを取得して、グーグルマップ上のマイマップ、ここにおいて避難場所の混雑具合のみならず、道路冠水箇所、あるいは水路の越水箇所、この情報を入力してホームページやったりSNS等、これでリンクを共有すれば、これも無料で質の高い情報が発信できるのではないかなというふうに思ったところでございます。これはあくまでも意見でございます。

次に、SNSの管理一元化についてなんですが、いろんなカテゴリーのある情報の中で、その情報を必要としない方にとっては不要な情報で通知が来ると嫌気が差すのではないかなということで、前回の質問でも私は納得することができたんですが、それでは、それぞれの課が担当する情報をそれぞれ管理しているという中で、とりわけ市民の生活に特に大きく影響を及ぼす防災情報の発信について質問したいと思います。

昨年11月から登録してある柳川市防災情報、これは公式ツイッターになるんですが、これについて、フォロワー数と情報の更新回数、ツイート数ですね、これはどうなっているのか、教えてください。

総務課長（武田真治君）

6月14日時点、昨日時点でフォロワー数のほうは88人です。

更新につきましては、令和2年11月のツイッター導入以降、大きな災害がなかったため、避難所開設の情報等を発信はしておらず、更新もしてありません。

なお、フォロワーにつきましては、数が増えるように広報の6月1日号の防災の特集で防災メールまもるくん、災害情報発信システムとともに、防災情報ツイッターのQRコードを掲載して、フォロワー数の増加に努めております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

たしか昨年12月議会に質問したときは、設置間もないので、フォロワー数は22人にどまっているという答弁をいただいております。あれから半年強になりますけれども、それから66人しか増えていないということになります。何か周知方法や運用方法を改善したほうがよいのではないかなというふうに感じるところでございます。

例えば、今の答弁をお聞きしますと、開設ツイート以降、一度もツイートはされていないと。今まさに猛威を振るっているコロナ感染症も災害の一つではないかなというふうに考えたときに、その時々市民の皆さんが必要としている情報を発信できたのではないかなというふうに考えます。また、今後発信できるのではないかなというふうにも考えます。現に大牟田市、みやま市、大牟田市のツイッターをのぞいてみますと、多数のコロナに関する情報が発信されて、フォロワー数も結構な数がいらっしゃるようでございます。少し厳しい意見になるかもしれませんが、市民の皆さんは正確な情報をより早く必要としています。せっかく登録したのならば、もっと有効な活用をお願いして、情報発信についての質問は終わらせていただきます。

続いてでございます。GIGAスクール構想について質問させていただきます。

昨日の今村議員の質問への答弁で、市内の小・中学校の生徒全員に端末が行き届いたということでしたが、現在の端末の利用状況、これについて教えてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

各学校では、現在、様々な授業場面で活用を始めており、中には毎月の全校朝会をオンラインで行ったり、これまでは各学級の代表が集まって行っていた会議をオンラインによる会議に切り替えたりした学校も出てきております。また、ドリル等の時間を使ってローマ字のタイピング練習に取り組みせ、子供たちにとって少しでもタブレット端末が身近になるよう努めている学校も出てきております。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

少しずつ活用し始められたということで、ここまできたら、大人の出る幕はないのかもしれないというふうに感じます。子供たちは触れれば触れるほど慣れていき、使いこなせるようになるというふうに思います。しかし、次のステップでは、使用するとき動作でストレスを感じないようにしてあげなくてはならないのかなというふうに思います。

この前のレクチャーで、データの保存先はクラウド上に保存するというふうに聞いております。Wi-Fi環境が快適でなかったら授業にも影響を及ぼしかねないというふうに思いますが、そこで、Wi-Fi環境の快適性について現場から意見や要望はなかったでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

これまで学校から寄せられた意見では、1つの学級内で友達同士や先生と直接やり取りをするくらいの状況であれば、ネットワークの速度は十分出ているという声です。しかし、学級全員の子供が一斉にインターネットに接続して調べ学習をしたら、ページの閲覧にかなり

時間を要したといった声も届いており、使用環境や活用の仕方によってインターネット回線の容量不足が懸念されているところでございます。

この問題の解決のために、各学校での通信速度の計測などの現状把握とともに、改善策をただいま検討しているところでございます。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

実際、うちの末っ子に話を聞いたら、導入研修の時点でクラスで一気に使ったところ、動かなくなったというふうな話をしておりました。通信速度の改善はなかなか厳しい課題だとは思いますが、これが理由で端末を使わないとならないよう、改善のほうをよろしく願いたいします。

ところで、先月になりますけれども、大川に住む私の身内の子供が自宅でオンライン授業の試行体験をしたと聞きました。GIGAスクール構想が軌道に乗ってくれば、次の段階、これでオンライン授業の可能性を探していくことになると思います。

柳川市においてこの試行予定はあるのかどうか、教えてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

学校の臨時の長期休業等に備えるためにも、端末の持ち帰りによる試行は大変不可欠なことだというふうに考えております。

まず、オンライン授業として想定される形としては、大まかに3つ考えております。1つが、いわゆるZoom等によるオンライン会議システムを使った授業、2つ目が文科省や県教委が作成した学習コンテンツを活用するもの、そして、3つ目がタブレット端末に入っているグループワークのための教育用ツールを利用するもので、これは例えば、先生が子供に課題を出し、それに取り組んだ子供が提出したものを先生が採点等をして返すといったやり取りをするものになります。

これらの選択の中から効果的と思われる方法を各学校で選択して実施していくこととなりますが、まずは学校で先生たちと子供たちが学びながら活用能力を高めていくことが必要だというふうに考えております。そのために、まずは教職員の研修であったり、次に、子供への指導、そして、校内でのオンライン授業というような段階で準備を進め、これらを終えた学校から順次、端末を家庭に持ち帰らせての接続テストを実施したいというふうに考えております。先進的に取り組んだ学校から実施上の課題を拾い上げ、解決策を探りながら、全ての学校のテストへと広げる計画でございます。

この持ち帰りの接続テストの中で、各家庭内の通信環境等の確認や対応策の検討も並行して行っていく予定でございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

この取組も個々の家庭環境の違い等、課題が山積してくると思いますが、次世代の教育の在り方を模索する意味でも、しっかりと向き合って進めていただきたいというふうにお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後になりますが、小・中学校の再編についてです。

くどいようですけれども、皆さんによく知ってもらうためにも、適正規模・適正配置検討委員会からの答申概要について少し教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

橋本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

適正規模・適正配置検討委員会からの答申の概要につきましては、柳川市における望ましい小・中学校の適正規模については、小学校が1学年2から3学級、全学年にいたしますと12から18学級、中学校については1学年3から5学級、全学年では9から15学級となっております。また、望ましい学校配置につきましては、徒歩や自転車による通学距離は小学校でおおむね2キロ以内、中学校で4キロ以内を目安とし、遠距離通学や長時間通学を一定程度解消できるスクールバス等の適切な交通手段の確保を前提として、通学時間はおおむね30分以内を目安とするようになっております。

この適正な学校規模・学校配置を実現するためには、学校再編を基本としていくことが望ましいということになっておりまして、まずは学校再編等の具体的な方策について、柳川市全体の事業計画を教育委員会において、今後1年ないし2年以内をめどに作成する必要があるといたしております。また、この適正化を進めるに当たっては、保護者や地域住民への説明会等を通して、手法や検討期間等の情報を丁寧に発信し、共通理解を図りながら進め、適正化までの期間の目安は、計画を作成後8年から9年以内をめどに段階的に進めていくことが適当であるというようにしております。ただし、保護者や地域住民との協議に時間を要する場合は、拙速に進めるのではなく、さらに時間を設けて進めていくことが重要であるというようにしております。

なお、留意事項といたしまして、市全体の事業計画の作成に当たっては、継続して複式学級が生じることが見込まれる小学校、授業や部活動等に支障が出ている中学校など、早期の対策を必要とする学校を優先して検討すること、適正化を段階的に進めていくに当たっては、段階の枠組みごとに保護者や地域住民、学校等の関係者による再編等の協議会を設置すること、この2点が挙げられております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

この委員会の答申によれば、当てはまってこない学校が結構出てくるのかなというふうに感じるところでございますが、これまでも、そして、昨日もいろんな議員から質問され、市長からも、昨日は8年から9年では遅いと感じた、もっと早く成果が出るようスピード感を持ってやりたいとの心強い答弁をいただいております。

しつこいようですが、答申を受けて、市としての方向性や方針について再度お聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

本市の考え方につきましては、まず、学校統廃合を基本とする再編、これは必要であるというふうに考えております。今後、本市の学校の適正な規模や配置、適正化までの期間など、答申の内容を尊重いたしまして、議会の皆様方とも相談をさせていただきながら、教育委員会において柳川市の学校のあるべき姿を示した計画を作成し、具体的な考え方をお示しいたいというふうに考えております。計画を作成した後は、それを基に、先ほど申し上げました答申に示されております進め方を基本といたしまして、学校の適正化を進めていくことにいたしております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

再編は必要であり、適正化を進めていくということでございますね。

建物においても、平成29年に出された公共施設総合管理計画では、小学校の老朽化比率が80%以上、中学校でも60%以上とされております。まさにハード、ソフトともにスピード感を持っての再編、具体案の計画が必要ではないかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、いざ再編するとなれば、統合、あるいは新設の学校が出てくるとは思われますが、その財源の出どころ、これはどちらになるのでしょうか、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

今後作成いたします事業計画に基づきまして、統合、あるいは新設の学校が出た場合のこの整備の財源につきましては、現在のところまだ決めているところではございません。今度、財政の担当とも併せて協議をいたしながら、できるだけ市の負担が少なくなるように、そのときに一番有利な財源、これを活用して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

そうですね、市の財源は非常に厳しいものだと皆さんも認識されてあると思います。ぜひとも有利な財源を活用していただきたいものなんですが、現時点、規模や金額が不明な状態での答弁というのは非常に厳しいものがあるかもしれないんですが、現在の状況で使うことができる国や県からの補助プログラム、これはあるのかどうか、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

補助事業といたしまして、国庫補助事業につきまして現在ありますのが、公立小・中学校の校舎等を新築、または増築をする場合に活用できる国の負担率が2分の1でございます公立学校施設整備費負担金、既存の校舎等を改修する場合に活用できる、同じく国の補助率2分の1の学校施設環境改善交付金などがございます。

また、話題になっておりますけれども、大和地区につきましては過疎地域に指定をされたということで、国庫補助率のかさ上げ、または過疎対策事業債等の活用など、過疎法に基づく財政面での特別措置を受けること、これも考えられるところでございます。しかしながら、議員もおっしゃっておられるように、現在はまだ学校再編等につきまして具体的な姿をお示しすることができませんので、本市においてどういった国、県からの補助プログラムが活用できるのか、明確にお答えすることが非常に難しい状況でございます。

今後、本市の学校の適正な規模や配置、適正化までの期間など、委員会において具体的な考え方を示した事業計画を作成していく中で、どういった補助制度があるのか、活用できるのか、検討していくことになると考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今後、補助プログラムの精査、研究のほどをよろしくお願いいたします。

また、市全体の財政面においても、再編計画と同時に、財政計画の見直しも行わざるを得ないと思います。こちらもしっかりとした計画の立案のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、今議会にも学校の大規模改修工事の補正予算案が提出されていますけれども、今回補正分以降の小・中学校の大規模改修の予定、これについて教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

今後の小・中学校の大規模改修の予定でございますが、近いところでは令和5年度、蒲池小学校特別教室・一般教室棟、管理・教室棟、それから、令和6年度、皿垣小学校特別教室・校舎棟、それと併せて昭代中学校の教室棟、令和7年度、柳城中学校の特別教室、三橋中学校のクラブハウス、これが今予定といたしておるところでございます。

ただ、大規模改修と申しますけれども、実際の工事内容といたしましては、外壁の補修と屋根防水、トイレの改修といった形で、通常、大規模改造でやります内装を含めて全部リニューアルするといった工事になりますと、後の補助の返還等の問題等も絡みますので、このような外壁改修、防水工事を主とした工事を今後行っていくということで考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。



令和5年、6年、7年と1年ごとに大規模改修を計画してありますが、これもまた柳川市の第2次総合計画、マスタープランの後期基本計画に明記されてあることですので、当然かなというふうには思うんですが、先ほど課長も答弁いただきましたように、再編の対象となる建物については財政的に無駄な工事となり得るかもしれないところがございます。もちろんされるとは思いますが、改修計画も学校再編計画とリンクさせての計画、見直し等のほどよろしく願いいたします。

なお、学校再編の計画段階におきましては、関係者、とりわけ地元との合意形成、これに特に力を入れていただくよう重ねてお願いいたします。

最後になりますけれども、市民の方々にお願いでございます。小・中学校再編に当たり、ひょっとしたら自分が卒業した小学校、中学校、これが統廃合の対象になり得るかもしれません。そうなれば、計画に反対したくなる心情はごもっともだと思います。しかしながら、今の柳川市が置かれている現状を鑑みれば、全ては柳川の未来を担う子供たちのためにそうなることは致し方ないことだと御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして橋本議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時6分 休憩

午前11時15分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

15番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、金子健次市長におかれましては、4期目の当選おめでとうございます。何よりも健康に留意されまして、柳川市民のために御活躍を心からお祈りを申し上げます。

さて、今まで経験したことがなかったコロナ禍で、執行部の皆さんの日夜を分かたぬ御努力に対し、心から感謝と敬意を申し上げます。お疲れさまでございます。元の生活に必ず戻ると言われながらも、既に1年を経過した今でも全く先の見えない状況に不安は募るばかりであります。

言うまでもなく我がまち柳川市は観光のまちであります。多くの皆さんがあちこちから来ていただいて潤うわけであります。観光エリアの一つであります沖端地区も人はまばらであります。川下りも市役所そばの高門橋の近くでUターンしているのを目の当たりにし、柳川

市民の一人として寂しい思いをしました。これでは終点の沖端地区の人のまばらも、さもありませんと身をもって感じたところでもあります。こんな状態がいつまで続くのか、観光で暮らしておられる人のやりくりはどうなるのか、一日も早く新型コロナが収まってくれることをこいねがうものであります。

私は頭に柳川市民が関心の高い新型ワクチン予約を終えて、そして、第1回目の接種も終えて、次に、東京五輪の事前キャンプは、さらには西鉄電車の3月ダイヤ改正後のバスとの連絡が、最後に、小学6年と中学3年で行われました全国学力テストの事前対応は、以上4項目にわたって通告をいたしております。

あとは自席にて質問します。議長のお取り計らいをよろしくお願いします。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

それでは最初に、ワクチン予約を終えてに入ります。

私は80歳です。予約開始日時は5月24日午前9時からとチラシに書いてありました。スマートフォンで予約を取れば24時間対応となっておりましたので、私はスマートフォンでやってみました。ところが、医院を、つまり医療機関を予約する段になって、前に全く進むことができませんでした。ついには投げ出しました。

そこで、質問しますが、チラシに載っとる31か所の医療機関はどこも毎日接種をされているのか、伺います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

当初のチラシには31医療機関を載せておりましたが、現在は33医療機関で接種を行っていただいております、最終的には35医療機関で接種を行っていただく予定です。

この医療機関につきましては、月曜日から土曜日まで毎日接種をされているところもあれば、1週間に1日のみという医療機関もございました。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

私は当然あのチラシを見て、31か所全てが毎日、日曜日以外はあっとると、そう思っておりました。なぜならチラシにそげん書いてあるもんじゃけん、日本語で。

そんなこんなで、ウェブ予約ではがちが明かずに窓口へ駆け込まれている市民の皆さんが多いと思いますが、どうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員が言われますように、電話やインターネット予約に不安をお持ちの方が役所においてになりました。こうした方を対象に、市役所の3庁舎で接種予約の支援を行ってきたところ です。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

市役所の職員も大変と思うですね。本来の仕事があって、思いもよらぬそういうふうな方が見えるということでもありますから。

私は先ほど言ったように、初日にスマートフォンでつまずきました。そこで、翌日にコールセンターへ電話をしました。てっきり午前中はばさら混んどると思いましたが、午後2時45分に電話を入れました。思ったとおり、ただいまは混んでいます、しばらく待って電話をしてくださいでした。15分後に再び電話を入れました。ありがたいことに2回目につながりました。それはそれは丁寧過ぎるほどの対応でした。かなり神経を使ってあるなど、私はつくづく思いました。おりげんおかつぁんもあげん優しかならよかったばってんなち、くれぐれも思いました。そのやり取りの中で疑問を感じたことがあります。

そこで、質問しますが、1回目の接種日の医院と時刻は3週間後に接種するのとセットになっておると思っておりました。ところが、そうではありませんでした。対応された人は、こう言われました。1回目はその日はよかばってん、2回目が空いとらんけん駄目ですと。そんなことが続けて2つありました。なぜけんかこつが起こったのでしょうか。教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

ワクチンの接種は2回接種が必要です。本市におきましては、議員が言われますように、1回目と2回目のセットで予約受付を基本としております。今回、2回目の接種の予約ができませんと言われたことにつきましては、3週間後の同時刻に医療機関に空きがなかったことによるものと思われまます。この原因につきましては、2回目を予約した人が自分の都合により2回目の接種日を変更したため受け入れる枠がなかった場合や、医療機関の都合により1回目に対応する時間帯の設定がなされていなかった場合が考えられます。

今後、祭日等もありますので、そうしたところに2回目の接種が重なり、医療機関が休みで接種できない場合は、21日を経過した後の早い時期に2回目予約を別にとっていただく必要がございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

とすれば、必ずしも3週間後でなくてもいいというわけですね。ああ、そうですか。

私は幸いにコールセンターへ予約することができました。

そこで、質問しますが、まだ予約が始まればんも、翌日の午後3時にはどう言われたかといいますと、予約は三橋町だけしか空いとらんばんもじゃん。もう既に大和町と旧柳川市はいっぱいですよと。なぜそんな短い時間にこのようなことが起きるとでしょうか、お答えください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

予約開始日は、コールセンターへの電話予約も、インターネットによる予約も午前9時から受付を始めます。その後、電話予約は毎日午後5時で受付を締め切り、インターネットでは24時間予約が可能です。そうしたことから、17時過ぎに予約が入ったことも想定されますし、医療機関で接種できる枠が多くなかったことに由来するかもしれません。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

私はありがたいことに、今月2日に1回目の接種を受けることができました。ワクチンは1パイアル5人から6人打てるそうであります。

そこで、質問ですが、1つの医療機関で多いところ、少ないところ、1日に何人予約を受けておられますか、お答えください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員が接種された6月2日時点で申し上げますと、少なく接種をされる医療機関では1日6人、多く接種される医療機関では、診療所では1日36人、病院では1日48人を接種されております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

1日6人のところと、一番多いところは48人か。つまりどんぴしゃり1本で6人で計算してあるわけですね。1日6人でしょう。1週間に一遍しかしよらんところ、それが1日6人なら前さん進むはずはないですよ。しかし、それはそれ以上のことは言えないと思います。打つ医院が、おかげは1週間に一遍しか打たんばんというなら、もうそれ以上のことは言えないと思います。

私の場合、接種をいたしまして20分、副反応を見られました。夜中になって急に腕が痛くなりましたが、それ以上はひどくならず治まりました。私の聞いた人は既に2回目の接種を終わられております。その人の話では、かなりつらい思いをされたそうです。その人は40代の女性であります。副反応は女性で若い人がとはよく聞きますが、本当のようであります。年寄りこそげんなかばんということであります。その人は1回目のときは夕方になって、とてもやないが、痛さで腕が上がらず、何もかんもなかったようであります。炊事とか洗濯物を畳んでとか何もかんもでけんで、御主人からしてもらったと言っておられました。しかし、その方も3日目には治まったそうであります。ところが、2回目の接種がそれは大変やったと。38度8分の熱が出た。慌てて御主人さんが薬店に解熱剤を買いげ走らしたげな。ところが、解熱剤はどこも売り切れだったそうであります。それで大変な思いをされたそうであります。ワクチン接種が始まって解熱剤が売り切れと聞いて、私は正直驚いたところでございます。

そこで、質問ですが、当市では副反応で特別にひどい人、そういうのはあっておるかどう  
か、お伺いをいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

接種が終わっての主な症状として、頭痛、関節や筋肉の痛み、注射した部分の痛み、疲労、  
寒け、発熱等があるようですが、現在のところ重大な副反応の報告は受けておりません。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

それはよかったですね。

若い人だったら、そんなに医院に行く機会、病院に行く機会はありません。だから、違和  
感はありませんが、高齢者はかかりつけの先生にワクチンを打ってもらいたい、それが願い  
であります。かかりつけの先生やったら、接種を受ける人の病歴や家族構成などを御存じで  
すから、安心感があります。

そこで、要望であります。これからこういう機会があるとも思いますが、特に、高齢者は  
近くのかかりつけの医療機関でできる限り接種できるように御検討願えないだろうかという  
ことですが、どうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員が言われますように、高齢者の方々は日頃自分を診ていただいている先生に接種をし  
てもらいたいと思われるのはごくごく自然のことと思います。そのためには先生方に接種し  
ていただく数を増やしていただかなければなりませんので、接種人数を増やしてくださいと  
お願いをしているところでございます。現時点で1日当たりの接種数は、診療所で最大60人、  
病院で96人接種をするところがございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

この項は最後になりますが、急に熱が出た場合など、キャンセルが出ていると思いますが、  
つまり予約待機者、消防団員を一応指定されているようですが、私はそれだけで十分だろ  
うかと、何か心もとない気もしますが、先を見通した予約待機者をあらかじめ立ておくべ  
きではないかと思いますが、どうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員が言われますように、消防団員だけでは急なキャンセルに対応できなくなることも想  
定しておくことが必要と考えております。そこで、今後、本市が優先接種の対象とすべき職  
種を選定し、その職種によるキャンセル対応の検討をしていきたいと考えております。

これにつきましては、危機管理体制の維持、継続といった観点から対象を検討すれば、新  
型コロナ対策業務、危機管理・災害対策業務及び窓口業務に従事する者、例とすれば、市役  
所職員とか消防団員などが想定されます。また、社会生活機能の維持、継続といった観点か

ら考えると、例えば、例として障がい者施設職員、民生委員、ごみ収集職員、さらに、リスク回避といった観点から考えると、例として学童保育所支援員、保育関連施設職員、教職員等が優先接種の対象とすべき職種として選定できそうですが、このうち県が優先接種を行わない職種の中から急なキャンセルに対応が可能な職種を検討していきたいと考えております。

本日までのところ、キャンセル対応した消防団員の数は37人となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

やっぱりその辺の先見の見通しということは当然だろうと思います。

それでは、この項は終わります。

次に、2番目として東京五輪の事前キャンプについて伺います。

柳川、みやまの2つの市がまとまってホストタウンに手を挙げました。具体的な国の名前とスポーツの種類を教えてください。

生涯学習課長（新開文隆君）

具体的に対象の国につきましては、オセアニア地域の15の国と地域でございます。

また、柳川市で受け入れる予定であった競技につきましては卓球とボクシング、みやま市につきましては予定どおり競泳でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

柳川市は卓球とボクシングやった。みやま市は水泳ですかね。

コロナ禍で当初予定どおり受け入れるのか、伺います。

生涯学習課長（新開文隆君）

議員御承知のとおり、先日、新聞報道でありましたが、国より事前キャンプにおける新型コロナウイルス感染症のためにマニュアルが示されまして、その中には地域住民との交流はもちろんのこと、地元選手との合同練習も禁止とされております。このため、ホストタウンでの練習パートナーが不在となるということから、オセアニアオリンピック委員会からの申出により、柳川市での卓球とボクシングの事前キャンプは中止となりました。

一方、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ連絡協議会のパートナーでありますみやま市につきましては、競泳の選手が練習会場を筑後広域公園プール、宿泊施設を本市の宿泊施設にて事前キャンプを行う予定となっております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ホストタウンを受けるに当たり、会長、副会長はどうなっているのか、お答えください。

生涯学習課長（新開文隆君）

まず、平成29年、2017年12月14日にオセアニアオリンピック委員会と県及び4市町にて事

前キャンプ実施に係る基本合意調印を行っております。その後、平成30年、2018年2月23日に柳川市とみやま市が共同で柳川・みやまオリンピック・パラリンピック事前キャンプ連絡協議会を設立しており、その協議会規約の中では会長及び副会長については両市協議の上で決定となっております。

このため、現在の連絡協議会の体制につきましては、会長を金子健次柳川市長が、副会長をみやま市の松嶋盛人みやま市長が務められております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ドーピング違反を防ぐアドバイザー、つまりスポーツファーマシストへの対処について伺いますが、コロナ禍で二転三転しているようでありますが、くどくどは言いませんが、接待や世話係が民間へ委託されたと今答弁をされましたが、民間へ委託をされたとしても、会長は柳川市長、金子健次であります。しっかりその辺は最後まで行政が責任持ってやってもらいたい。民間にしたから民間にやりっ放し、そのようなやり方は特に慎んでもらいたいと思いますが、お答えください。

生涯学習課長（新開文隆君）

まず、事前キャンプの流れについてお話をさせていただきます。

選手は空路で日本に着いた後、事前キャンプ受入れ自治体の案内で事前キャンプ地に入ることになっております。本来であれば職員が通訳を連れてお出迎えを行い、地元住民の皆様と共に盛大に歓迎する予定となっております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大のため、国の方針により選手との接触については限定するよう、かなり厳しい条件が課せられており、今回に関しましてはアテンドを民間業者に委託して事前キャンプを行います。

ここでアテンドの業務について御説明いたします。

アテンドとは、事前キャンプを行う選手たちを入国空港からキャンプ地への移動、事前キャンプ終了後、選手村に入るまでの24時間帯同を行い、選手の通訳と身の回りの世話をを行う方のことをいいます。帯同中は選手の体調管理や買物補助など、幅広い支援を行います。

さて、矢ヶ部議員の御質問のスポーツファーマシストについてですが、スポーツファーマシストとは、事前キャンプに来られました選手が日本滞在中に服用する薬等に対する助言を行う方で、柳川山門医師会の御協力の下、お二人の方に事前キャンプでのドーピングに関するアドバイスや御指導をボランティアでお願いしているところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策により直接選手との接触ができないため、選手とスポーツファーマシストとの間をアテンドと市職員が仲介を行い、服用する薬等の内容を確認する体制を取っております。これはほかの事案もそうですが、買物についても選手よりアテンドへ要望していただき、それを市の職員に連絡していただいた後に、市の職員が調達、アテンドを介して手渡すという流れになっております。

このように、空港から事前キャンプ地、練習後、選手村入村までの通訳及び案内等を民間に委託しますが、練習場の手配、宿泊先の確保、移動手段及び滞在中の選手の体調管理を含めて、受入れ自治体でしっかり行ってまいります。

今回、市内での事前キャンプについては実施できませんでしたが、柳川・みやまオリンピック・パラリンピック事前キャンプ連絡協議会は職員一丸となりまして、オセアニアオリンピック委員会派遣選手をしっかりサポートしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ドーピングで違反されてペアになったら大変な問題になりますし、このドーピング違反というのは年々厳しくなっています。例えば、去年までは口内炎の薬はドーピング違反にやらなかったけれども、今年からはドーピング違反になったと、そういうこともありますし、できる限り、当然、専門じゃないとその辺は分かりませんが、その辺はぴしゃっとやってもらいたい。

それと、通告はしておりませんが、ルートインに泊まると。そこでは毎日PCR検査をするのか。そして、その人たちは民間との接触とかないように、例えば、ルートインの何階を貸し切ってどうするとか、その辺の具体的なところが分かったら教えてください。

生涯学習課長（新開文隆君）

ルートイン柳川駅前ホテルでは、3階のワンフロアを全て貸切りを行う予定となっております。ほかの宿泊者との接触はできる限りしないように対策を取っているということでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

大変でしょうけれども、ひとつよろしく願いをしておきたいと思います。

それでは、この項は終わります。

3番目の項の西鉄電車の3月ダイヤ改正でバスとの連絡がについてお伺いをいたしますが、ダイヤ改正があって、天神から柳川駅で降りてバスに乗り継ぐときに、今までは連絡をしていたと。ところが、改正後には連絡がついていないと。なぜかといいますと、それまでは特急だったのが、ほぼ急行に変わったそうであります。だから、今までより柳川駅に着くのが何分か遅れると。そうなった場合に、当然バスの発車時刻を遅らすべきではないかと私は思うわけであります。西鉄のほうにそういう改善を当然していただくべきであると思いますが、どうでしょうか、お答えください。

企画課長（池末勇人君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをしたいと思います。



今年3月に西鉄電車では、新型コロナウイルスの影響による乗客の働き方や行動様式の変化に伴いまして、利用者の大幅な減少や利用時間が大きく変化したことから、電車のダイヤを改正いたしております。これに合わせまして、西鉄柳川駅に乗り入れる路線バスのうち、西鉄バス久留米が運行する佐賀線、堀川バスが運行する瀬高柳川線は電車のダイヤ改正に合わせてバスのダイヤも改正をしております。ただし、西鉄バス久留米が運行しております沖新線、これは佐賀の早津江のほうに行く路線ですけれども、こちらは改正することなく運行をしておるといことです。

今回、矢ヶ部議員の御質問を受けまして、西鉄バス久留米に今回のダイヤ改正をしなかった理由と乗客からのお問合せ等について確認をいたしましたところ、改正しなかった理由といたしましては、ダイヤ改正があった時間帯で電車からバスに乗り継ぐ乗客がほとんどいなかったということでした。また、乗り継ぎに関するお問合せにつきましては1件あったというふうに聞いております。

西鉄バス久留米からは、今後のダイヤ改正につきまして、利用状況を把握しながら今年10月に検討をしたいというお話を伺っております。地域公共交通のより一層の環境整備のために運行業者との連携は図って取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

くれぐれもよろしく願いいたします。

それでは、一番最後の項に入ります。

全国学力テストの事前対応はについて伺います。

小学6年生と中学3年生の全員を対象にした全国学力テストが2年ぶりに先月27日に行われましたが、柳川市では実施されたのか、まず伺います。

学校教育首席指導官（野田真功君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましても、調査実施日とされていた5月27日に全ての小・中学校で実施しております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ごめん、21日ですかね。27日やなかった。21日ね。

学校教育首席指導官（野田真功君）

すみません、27日です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ちょっと聞こえんやったもんで。27日ね。

市販の教材で何度も事前練習をさせたり、過去に出された問題を練習させたり、柳川市ではやっておられるのかどうか、伺います。

学校教育首席指導官（野田真功君）

議員も御承知のとおり、全国学力調査は児童・生徒の学力状況を把握し、それまでの指導の在り方を振り返り、今後の指導改善につなげることを狙いとしております。調査直前での付け焼き刃的な指導では児童・生徒に十分な力をつけることはできませんし、子供によっては負担感を感じることの心配さでございます。これを踏まえて本市の学校では取組を進めておりますので、議員が心配されるような対応は行われていないというふうに捉えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

それでは、柳川市教育委員会としても統一した事前練習はやっとらんということですね。

学校教育首席指導官（野田真功君）

行き過ぎた事前指導は全国調査の狙いにふさわしくない行為であり、児童・生徒の実態を正しく反映したものにはならないと考えております。ですので、市教育委員会が点数向上のみを目的とした事前指導を各学校に求めるといったようなことはしておりません。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

さすが偉い。私はその答えを待ったっちゃん。それはほんなことですよ。子供どんに必要以上の勉強をさせるということは私はやっぱり問題と思う。あんまり成績重視の教育はやっぱり慎むべきと思います。特に、この学力テストは小学校は国語と算数、中学校は国語と数学、たった2科目だけでそういうのを判断するというのは問題やないかと思います。今、首席指導官が答弁されたような対応を今後も続けていただきたい。

よろしく願いいたします、終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、13番高田千壽輝議員の発言を許します。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。お昼で皆さんおなかいっぱいになって、今日は暑からず寒からず、大変眠くなる時間帯に質問いたしますけど、ここで私が高校のときに先生から授業の邪魔する

ならいっそのこと寝とってくれと言われたことを思い出しました。寝ていいということではありませんので、よろしく願いいたします。

初めに、金子市長におかれましては、4期目の当選おめでとうございます。私は常々市長には、1か所にスポットライトを当てる施策より、全市の隅々にろうそくのともしびでもいいので当たる施策をお願いしておりました。引き続きよろしく願いいたします。

長引くコロナの影響で、柳川の経済は、観光業、飲食店をはじめ、いろんなところに不況を起こしております。20日で緊急事態宣言は終わっても、引き続き蔓延防止に移行して、相変わらず時短営業の要請が出て、アルコールの提供も中止するような話もっております。飲食店は、特に居酒屋はもろに影響を受けるようで、既に限界を迎えており、要請には応じられないというところも出てくるのではないかと思います。

そこで、コロナに対抗する手段は今はワクチン接種しかないように思われ、世界的にも2回接種が終わっているところは観光も受け入れる国も出てきておりますので、本市でも早く高齢者だけではなく全市民が2回受けられるようにしていただきたい。幸い13日の水の郷での初めての集団接種を見学してみましたが、混乱することなくスムーズに行われていたことは大変喜ばしいことです。私の感想では余裕があるように思われ、人数をもっと増やしても問題ないように見えました。これも医師会の皆様と当日担当された職員のおかげで、感謝申し上げます。引き続き、接種が終わるまで頑張ってください。

今回の質問は、以前より問題になっておりました市営住宅の滞納と、昨年度から公会計に移行した給食費と、県知事・市長選挙の投票率について質問いたします。

質問は自席にて一問一答で行いますので、議長におかれましてはお取り計らいをよろしく願いいたします。

これで壇上での質問は終わります。

13番（高田千壽輝君）続

初めに、給食費のほうから質問をいたします。

昨年度から公会計に移行した給食費の昨年度の納入率と滞納額をお聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

令和2年度から公会計に移行いたしました給食費でございますけれども、令和2年度の決算額の見込み、5月末で申し上げますと、収納率99.92%となっております。現年度に間に合いませんでしたけれども、6月の児童手当から天引きしてよいというふうなお申出をいただいている分もございます。こういった方と今まで6月になってお支払いいただいた分、現在の徴収率も御紹介させていただきますと、99.97%の徴収率という形になります。

未納額でございますが、5月31日現在で申し上げますと、未納となっていた金額が調定額205,549,432円に対しまして173,043円でございます。このうち6月の児童手当からの天引きのお申出をいただいている分、それから、6月になってお支払いをいただいた分、これを

引かせていただきますと、今現在の未納額は62,143円となっております。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

中間の委員会でお聞きしたときは、百何十万円滞納があるということでしたので心配しておりましたが、結果を聞いて安心しております。

でも、公会計に移る前は100%の納入率でありましたので、これに満足せず、今後頑張っ  
ていただきたいと思います。

この質問はこれで終わります。

続きまして、市営住宅の家賃と駐車場の滞納額の質問に移らせていただきます。

それぞれの金額をお聞かせください。

建設課長（中村正光君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度末の市営住宅使用料の滞納額は60,736,760円です。駐車場使用料の滞納額は  
6,004,300円です。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

この質問は私も2回目で、ほかの議員さんたちも質問されております。

では、個人の最高額をお聞かせください。

建設課長（中村正光君）

個人の最高額についてお答えをいたします。

令和2年度末の市営住宅使用料の最高滞納額は3,681,400円、駐車場使用料の最高滞納額  
は620千円となっております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

3,681,400円、約3,700千円、ちょっと概算すると、もう10年以上の滞納かなというような  
計算になりますけど、この金額を月に換算すると何か月分か、また、1,000千円以上の滞納  
がある世帯数を教えてください。

建設課長（中村正光君）

まず、最高額未納者の未納月数についてお答えをいたします。

市営住宅使用料は197月でございます。年にしますと16年ということで、駐車場使用料は  
155か月となっております。同じく年数で申し上げますと12年と11か月です。

次に、1,000千円以上の滞納者の世帯数は23世帯となっております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

言葉は悪いですけど、この方たちが滞納額の半分以上、半分は滞納しているということで  
すね。よく最長16年も払わんで住み続けられるなど、私はかえって感心しております。

この期間中、職員もいろいろ交渉されて頑張っておられたと思いますが、どのような交渉  
をされていたのか、お聞かせください。

建設課長（中村正光君）

どのような交渉かというお尋ねですけれども、まず、建設課で策定いたしております滞納  
整理マニュアルに基づきまして厳正に対処してまいっております。

現在、滞納が3か月以上になった人は一括での納付が難しい場合には面談を行った上で納  
付誓約書を提出してもらっております。また、面談に応じない場合や誓約書どおりに履行し  
ない場合などは連帯保証人に納付するよう協力要請を行っていますが、それでも納付しない  
者には厳しい対応が必要であると考えております。

多くの方が収めていただいている中で、公平性を保つためにも柳川市収納対策委員会や本  
市の顧問弁護士に相談し、連携を図りながら住宅の明渡し請求を行うなど、今後さらなる収  
納率向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

金額を聞いてびっくりしておりますし、年数も聞いて、またさらにびっくりしております。

そういう意見を聞いて、私が思うには、家賃も払われんたっちゃ追い出されることはない  
ばんという考えがあるんじゃないかと私は思っております。もしこれが民間のアパート経営  
者だったら、とっくに破綻していますよね。市だから破綻しないで済んでいるんですよ。

お聞きしますけど、民間とかもこうやって家賃とかいろんな債権を払わない方たちには回  
収業者に委託されますけど、市はこういう回収業者に委託はできるのかできないのか、お聞  
きいたします。

建設課長（中村正光君）

市営住宅使用料等の徴収業務委託につきましては、督促や催告などの業務を一部委託して  
いる自治体もありますので、福岡県や先進自治体の状況も参考にして、費用対効果も含めま  
して、今後、調査研究を行いたいと考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

お聞きしますけど、この滞納額は年々ずっと増えているんですか、それとも横ばいですか、  
その辺をお願いいたします。

建設課長（中村正光君）

滞納額につきましては、少しずつ増えております。増加しております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

職員さんたちにあんまり強くは言えないんです。頑張っておられるから、そんなに強く言えませんが、もう完全になめられているんじゃないですかと私は思いますよ。もう今のままじゃ、ずっと不良債権として残っていくと思います。どこかで厳しく、強く判断する必要性があると思うんですよね。なかなか職員さんたちにそういう判断はできないと思いますけど、これからは政治判断が必要かと思われまます。

市長にお聞きしますけど、今のやり取りを聞いて、金額、また、滞納の年数とかをお聞きして、率直な御意見をお願いします。

市長（金子健次君）

金額的にも60,000千円、そして、16年間払っていないという長期の滞納者、トータル的にはかなりの人数の方がいらっしゃるということで、柳川市の場合には一般住宅が13団地ありますけれども、大変重く受け止め、また、責任を痛感しておるところでもございます。

昨年、先ほど第1番目に質問がありました給食費の問題等で、これは滞納が出たらまずいなと思って、収納対策委員会を設置いたしました。しかしながら、コロナの関係があったもので、なかなか動きが取れなくて、この収納対策委員会というのは、学校給食の問題もありましたけど、保育料の問題、また、下水道料金、水道料金、全ての対策委員会ということで副市長をトップに立ち上げたんですけれども、そういうことについてもコロナ禍ではできなかったということもあります。

市長になりまして12年間の中の新市誕生後ずっと続いているという形で、また累積をしていくということは非常に責任を重く感じておりますし、いろんな形では滞納整理することは重大な決意を持って臨まなければならないというふうに感じておるところでございます。

公営住宅法では、住宅に困窮をしてある方、そしてまた、家賃についても月額収入が幾らと決まって、低所得者を対象としておりますけれども、こんなに膨れ上がっておることについては本当に私の責任でもあるかなというふうに思っております。

強く決意を持って、税金の場合には国税徴収法で差押えの強制執行ができますけれども、家賃の使用料についてはできません。しかしながら、明渡し請求とか法的な部分も含めて、いろんな先進地の自治体、また、福岡県のいろんな方にも相談しながら、今後、強い決意で臨んでまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

こういう悪い例というのは伝染していくんですよね。ああ、あそこも払いよらんでどげんなかなら、俺も払わんでよかろうだち、そういうことがもう現実に起こっていると思うんですよ。それで、この滞納額だろうと私は思っております。

以前から、私が1回質問したのはもう5年前ぐらいですが、それから改善されることなく、

徐々に増えている。その間にもほかの議員も質問されております。改善の余地はないですね、正直言って。それなら、法的にどんどん粛々としていくしかないと思うんですね。

このことをほかの市民の皆さんに聞いたら、俺たちも税金を払おうとなかぞ、ばってん嫌々払いよとぞち。皆さん本当に進んで税金を払っている人はいないですよ。昔の悪い人たちの言葉じゃなかばってん、どんこつするやつがもうくったんち。ずるをする人がもうかると、そのようなことでいいかと私は思います。もっと真面目に苦しくても税金をしっかりと払っている人、また、少ない年金から強制的にいろんな保険を引かれて生活している人もいらっしやいますよ。そういう人たちがこういう状況を聞いて納得しますか。悠長に構えていても困りますよ。現に若い人が私に言いますよ、家賃を払わんやったら早う追い出してくれんねち、その代わり俺たちが入りたいち。今の市営住宅の間取りを見て、民間のアパートを借りたら60千円くらい家賃を払わやんというんですよ、3DKで。年収2,000千円ちょっと、奥さんがパートして3,000千円ちょっとという人たちも、市営住宅には入られんで民間のアパートに入って、そういう家賃を捻出しているんですよ。そういう人たちの気持ちを考えたら、ほんなごてやるせないですね。

だから、市長、ほんなごて英断ですよ。もう私は法的に措置しても負ける要素は全然ないと思います。その辺の決意はどうですか。

市長（金子健次君）

先ほど決意の一端を述べましたけれども、今年度、令和3年度にはそういうことのいろんな形の手続等について強い姿勢で臨んで、60,000千円が増えないような形で、一気に解決できないと思いますけれども、その努力の決意を今私自身が持っておりますので、そのことは担当の職員についてもしかりだというふうに思っております。

いろんな形で、議会の高田議員からこういう質問があったことは2回目ですけれども、大きなきっかけとして、またきちんとやっていきたいというふうに思っておりますので、責任は私にあったわけでございますので、十分責任を感じて、その分に市民の真面目に働いて、1千円の税金にしても、いろんな形の使用料にしても、そういう方もたくさんいらっしやいますので、そういうことに不公平感がないような形で、悪質な滞納者についてはきちんとした法的な措置をやっていくように考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

そういう決意をして、これは合併以前の大和町でもこういう滞納問題はありました。私がちょうど町議に入った当時の大和町でも滞納に関して決着を見るというか、そういう解決策で、面談をして、面談しても過年度分は払ってくれない。過年度分は待ってってくれ、その代わり今からずっと払いますというような約束を取り付けられましたけど、それでは駄目だち、だから、2か月分払いなさいと、過年度分も含めて2か月分を徴収するような約束を

取って、この滞納問題を解消した例がありました。

そういう例もありますので、そういう滞納者に言ってそれをせんげっと、代わりに入りたい人はいっぱいいますよ、だから、出ていってもらいますよというふうな強い姿勢を取って、みんな出ていかんちゃよかけんよかくさという考えがあったら困りますから、そういう強い姿勢でそういう交渉をしていただきたいと思いますけど、その辺に関してはどうですか、今後。

建設課長（中村正光君）

滞納問題は本当に重く受け止めております。建設課だけじゃなくて、柳川市の収納対策委員会からもノウハウをいただきながら、あるいは顧問弁護士に相談しながら、しっかりと対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

13番（高田千壽輝君）

なかなか職員のレベルで厳しいことは判断できませんので、特に市長、本当にさっき言われる力強い政治判断をお願いしたいと思えます。

この質問は終わりますけど、また、私も若い連中と話しするときに、おまえ、日本人の三大義務を知っとるかと言ったら、みんな教育だけは知っとるち言うんですよ。あとの納税と勤労は知らない人が多いんですよ。勤労するから、働いてお金が入ってくるから、それで納税ができるんですよ。だから、その3つが我々日本人、国民の義務ですよ。これは質問しておりませんが、教育長、小さい子供のうちからそういうことをしっかり教育していただいと、少なくとも大人になってこういう問題が起きないんじゃないかなと思えますので、これはもう答弁はいいですけど、その辺の教育をよろしくお願ひしときます。

では続きまして、県知事・市長選挙の投票率について質問いたします。

新聞報道によりますと、投票率が50%を切る結果でした。これは柳川の有権者、市民の半分以上が投票に行かなかった結果であります。将来の柳川の方向性を決めるリーダーの選挙なのに、投票しないとは問題と思えます。特に、若い世代の人の投票率が悪いのではないかと。

そこで、10代、20代、30代、40代、50代、60代以上の年代別の投票率をお聞ひいたします。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

令和3年4月11日執行の福岡県知事・柳川市長選挙の年代別投票率の状況を申し上げます。

なお、申し上げる数値は県知事選挙の投票率になります。この数値は県の調査に基づき報告しているもので、標準的な一つの投票所について年代別の投票者数を集計したものであります。

まず、柳川市全年代の投票率は46.29%です。10歳代が20.93%、20歳代が19.15%、30歳代が25.78%、40歳代が39.11%、50歳代が45.17%、60歳代以上が57.64%となっております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）



顕著に若い世代、特に30代までの人たちの投票率が悪いようで、政治への無関心が多いのではないかと思います。

またお聞きしますけど、これは合併後の市長選挙の投票率の変化もお願いいたします。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

合併後の市長選挙の投票率を申し上げます。

まず、平成17年が70.69%、平成21年68.56%、平成25年53.32%、平成29年は無投票です。今回の令和3年が46.43%となっております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

46.43%、年々ずっと下がっているようですね。

今回の選挙からですかね、10代が投票できるようになったのは。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

市長選挙は今回からです。

13番（高田千壽輝君）

投票の年代を下げて、10代まで広げましたけど、それでも46%ぐらいしか投票率がなかったということで、本当に残念であります。

私も何名かの若い連中と話して、何で選挙に行かんやっただかと聞いたら、残念な言葉ですけど、市長に誰がなっても変わらんやっかんちという言葉がありました。でも、おまえも柳川に住んでいこうもん、ほんならしっかりせんばでけんめだと言ったら、うんにゃ、学校卒業したら俺は柳川におるつもりなかもん、柳川におったっちゃ就職先はなかやっかという意見が多かったです。やっぱり学校を卒業した若い連中が出ていくということは、必然的に少子化につながっていくんですね。こういう政治に無関心なことをした我々議会にも少しは責任はあると思います。

市長、この投票率の結果について、若い人たちの選挙離れ、政治離れに対してどう思われますか。

市長（金子健次君）

高田議員の質問にお答えしたいと思います。

特に柳川市の場合は、全県下を見ていると、投票率が国政選挙についても下降ぎみになっておることは否定できないと思います。まず、そこを分析しなければなりません。

私も4回の市長選挙で、ずっと最初から1期目、2期目、3期目は無投票でしたけれども、今回も低いと、下がってきておるといようなことで、高田議員が言われるような形で、若い層についてはそういう考えの方がいらっしゃるということも私も承知をしております。それについては、就職の問題、仕事の問題、また、柳川市の今の住んでいるところの魅力的な問題、そういうふるさとを愛する気持ちというのが若干欠けているんじゃないかというふう

に思います。

就職の関係についても、人口が減少しておりますけれども、将来、やっぱり柳川に戻ってくると、そういうことも成人式の中では挨拶をするんですけれども、そういう魅力あるまちづくりをこれから考えていかなければならないというふうに思っております。そこは、私は柳川にはその要素、磨けば光る資源がいろんな形であるというふうに思っておりますし、高田議員のほうもどうすればということはお持ちだと私も思いますけれども、非常に難しい問題でありますけれども、そこにもいろんな形で議会と一緒にあって取り組んで人口減少の歯止めをしていかなければならないと。そのことによって、逆に投票率も、政治に関心を持ってもらうという形をやっていただきたいと思います。

市長選挙においては、コロナ禍の中において個人演説会等もできませんでしたが、ある程度ワクチン接種をしておりますので、終息した来年の秋ですか、市議選等もありますし、そこが投票率が上がればいいかなというふうに期待をいたしております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

とても一朝一夕に解決する問題じゃありませんけど、やっぱり働く場所を確保して、子供たちが安心して柳川で一生過ごせるようなことをしていかないと、どんどん人口流出は止まらないと思っております。

市長も常々子供は柳川の宝とおっしゃられます。子供は柳川の宝と市長はよく言われるじゃなかですか。だから、その子供たちが柳川を好きで、一生柳川に住んでいきたいというような施策をしていただきたいと思います。結果はすぐはできないということは分かっておりますので、やっぱりどこかで改革の必要はあると思っておりますので、英断を持って判断していただきたいと思います。

これで今回の一般質問は終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

第5順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、一般質問を行います。

質問に入ります前に、我が国において武漢ウイルス、いわゆる新型コロナウイルス感染の拡大が1年以上も続きまして、今も医療の最前線でこの感染症に立ち向かわれている医師や看護師をはじめとする医療従事者の皆様に対し、心より感謝と敬意を申し上げます。

質問に入ります。今回、私の質問は3点です。

初めに、接種対象者で接種を希望する柳川市民全てがコロナワクチンの接種完了の時期はいつか、そして、本市の一般接種を含む今後の接種計画を併せて質問いたします。

なぜ今回質問するのか。昨日、市長は本市の65歳以上の高齢者は7月末までに接種は完了する予定と昨日の質問者に対し答弁をされました。そして、6月末に16歳以上から64歳までの市民に対して接種券を送付予定だという答弁もされました。本市におきましては、6月12日現在、これまでに336名のコロナ陽性患者が確認されまして、ワクチン接種を希望する接種対象者への接種を加速化し、本市において一日でも早く接種を完了することが本市の感染が早期に収束に向かうことにつながると考えているからであります。同時に、市民の安心・安全の気運が高まることにつながり、ひいては本市の経済の早期復興にもつながると強く考えているからであります。市長の見解と方針を率直にお聞きします。

2点目の質問です。

市長が今年4月の柳川市長選執行時において、4期目の公約の一つとして、農業振興、要は新規作物の開発及び6次産業化、また、販路拡大を目指すとされ、当選されました。おめでとうございます。

そこで、市長の農業の振興ビジョンと市長の具体的施策をお聞きします。特に、農業者の多くが市長のこの公約に大変関心を持っておられます。市長の具体的な農業振興のビジョンがいま一つ分からないという声も多いのが現実であります。

そこで、市長の4期目のスタートに当たり、市長の本市の農業振興ビジョンとその具体的施策を率直にお聞きします。

3点目の質問です。

現在、令和4年2月竣工を目指して、みやま市と柳川市の共同で新クリーンセンターが建設されておりまして、現在稼働している佃町にありますクリーンセンターは来年の令和4年の春には閉鎖されることになると考えております。既に閉鎖後には建物、延べ床面積がおよそ3,000平米の施設になるわけですが、この建物の解体工事が予定されており、解体後はこの跡地約1万1,600平米、この跡地をどのように有効活用されるのか、お聞きします。

特に、30年以上も長年にわたり、現在のクリーンセンターがあります中心地域、つまりは佃町の住民、そしてまた、東宮永地区の多くの住民は大変な関心を持っているところであります。

そこで、本市においてクリーンセンター解体後の跡地の有効活用の方針と今後のタイムスケジュール等について市長に率直にお聞きをいたします。

これから先の質問は自席より一問一答にて行います。

なお、今回も新型コロナウイルス感染症の対策によりまして質問時間50分となっております。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁を切にお願いいたします。また、議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

まず初めに、コロナワクチンの接種について質問をいたします。

現在、柳川市において高齢者の接種状況、接種率、ここを端的にお尋ねいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

昨日、6月14日時点で、今、70歳以上の高齢者の予約を受け付けておりますけれども、70歳以上の高齢者1万6,976人、これに対しまして、予約者数が1万3,229人、1回目の接種が終わった方が7,051人、2回目の接種の終わった方は499人、そして、予約に占める1回目の接種率が53.3%、予約に占める2回目の接種率が3.8%、高齢者全体に対しての接種完了率が2.3%となっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

数字いただいて、ありがとうございます。

特に、個別接種と集団接種の現況ですが、70歳以上の人口が1万6,976人のうちに予約をされている方が1万2,795人ということを知っておりますが、その中で、個別接種が1万2,000人程度と、そして、集団接種が810人程度ということをお聞きしておりますが、この数字は間違いはないですかね。

健康づくり課長（田島雅彦君）

先ほど御説明しました分は、昨日、6月14日時点で70歳以上の接種予約者数、これが1万3,229人で、このうち個別接種を申込みされておられる方が1万2,419人、パーセントにすると93.9%、集団が810人でございまして、6.1%となっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次の質問を把握するのは大変難しいと思いますけれども、高齢者の方で接種を希望する人で接種予約ができていない人と申しましょうか、要は独り暮らしだったり、老老介護をされてあったり、体が不自由であったり、御自宅におられる方、そういう方々の把握というのはどんなふうに行われているのでしょうか。把握されているのであれば教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

先ほど申しましたように、現在、70歳以上の方の予約を受け付けております。先ほども言いましたけれども、この対象の方が1万6,976人、予約済みの高齢者が1万3,299人で、差し引きますと約3,700人ほどおられます。そして、この3,700人の方が予約をされておられません。

議員が言われます独り暮らし等の高齢者について、予約したくてもできない高齢者については、今後、関係課と協議をしながら、接種が実現する方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ検討していただいて、結論を出してどうするのか、前に進めていただきたいと考えております。

次に、高齢者施設の入所者、そして、従業者のワクチン接種の状況と申しましょうか、接種率と申しましょうか、そして、接種完了がいつになるのか、そしてまた、医療従事者も同じような質問をさせていただきたいと思っております。お願いします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

高齢者施設の入所者、従事者のワクチン接種対象者数は2,050人です。内訳としまして、入所者が1,229人、従事者が821人です。接種済みの人員は現時点で1,351人、1回目の接種終了率は65.9%となります。40施設中25施設で実施をしております。

今後、医師と調整ができた施設から順次接種が進んでいくと想定しており、一般高齢者と同じく7月末までに2回目の接種完了を目指しております。

それから、医療従事者の接種の状況についてなんですけれども、医療従事者の接種率については、接種主体が県であるため把握できておりませんが、現在も市内の医療機関で接種が行われているとのことでしたので、現時点でも接種を終えていない医療従事者が一定数おられると推測しております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

分かりました。

そして、昨日、市長の答弁で16歳から64歳までの方に6月末にワクチン接種券を送付するというお話をいただきました。特に、近隣自治体の状況は、既に八女市では65歳以上の接種率が1回目で28.4%、8月中旬に60歳から64歳の接種開始、筑後市は1回目の接種率が34.9%、7月上旬に60歳から64歳の接種を開始と、様々な64歳以下の接種についての計画案が出されているわけでございます。

柳川市におきましては、65歳以上の1回目の接種率は26%ということになっておりまして、64歳以下の接種はまだ未定ということですが、ここについての接種計画をぜひ結論を出していただいて、早期に一般接種の開始ができるようにぜひお願いしたいという市民の方は結構多いわけなんですけれども、ここについての市長の施策があれば、ぜひ教えていただきたいと思っております。

健康づくり課長（田島雅彦君）

接種券につきましては、昨日、市長も答弁いたしましたように、16歳から64歳までの方に対して、高齢者の接種のときと同じように、一度に送付をしていきたいと考えております。接種受付については、高齢者と同じように段階的に受付をして調整していくこととしております。

接種完了見込みについては、現在、65歳以上の高齢者、約2万1,800人の接種率を7割と見込むと、これが約1万5,300人になります。接種完了は各医療機関で1日に接種していただく回数を増やしていただいたり、県が設営する大規模接種会場が今日から予約、あしたから柳川市民も接種を受けることができるようになったことから、7月末を見込んで、この後、16歳から64歳までの方への接種に移っていきますけれども、この年齢層の接種を約3万人と見込むと高齢者の約2倍となりますので、この年代の方が大規模接種センターを利用できないことを勘案しましても、ワクチンが潤沢に供給されて、先生方に今のペースで打っていただくと、およそ5か月で完了できるのではないかとというふうに推測しております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

確かにワクチンの供給が一番のネックだと思いますけれども、国については、10月から11月にかけて国民の皆さんの希望する方全てに接種を終えるという方針を出しております。

そしてもう一点は、集団接種会場の予約の数が少ないなという気がするわけですが、これは私の考えですけど、集団接種においては、やはり特に感染リスクの高い保育士の方とか教職員、そして、コロナの感染防止に直接関わる職員とか、そこをぜひ接種を開始できるような対策をやっぱり打っていく必要があるのではないかと私は考えております。

そして、地元の中小企業の従業員も含めて、ここの予約もできて接種ができるというような、接種のスピードを上げると申しましょか、そういう施策ができないものかというような問合せもいただいておりますので、ここについて市長の所見、方針等々がありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと考えております。

健康づくり課長（田島雅彦君）

国は職域接種について、まず大企業から開始することとしており、その後、中小企業についても考えるとのことでしたので、これから国の方針を注視していきたいと考えております。

先ほど優先接種について言われたんですけれども、これについては県とかが行う分で、優先接種の対象とならなかった方については市のほうで早急に協議して接種対象を決定して、そっちのほうに進むように取組を行っていきたいと思います。

今、急なキャンセルに対応するために消防団をキャンセル対象としております。これは30分で医療機関に来てくださいと言われたときに、消防団だったら機動力があるということなので、今そういうふうな当て方をしております。

それで、近隣の市町に聞いたときに、保育士さんとかに当てているところもあるんですけれども、今から30分で行ってくださいといったときに、どうしても仕事の都合で今日は行けないと、そういったことで苦慮されている自治体もあるような感じがしております。

それから、集団接種につきましては、13日に水の郷で行ったわけなんですけれども、割とスムーズに流れて、水の郷の接種会場であれば、担当の医師の先生からもう少し増やすこと

も可能だろうということでしたので、そういうことで、次回の水の郷の1回目をするときには検討をしていきたいと思えます。そのときに、大和の生涯学習センター、三橋のサンブリッジも増やしていいですかと聞いたら、それは一回接種をしてみないと何とも言えないということでしたので、そういうところでまた増やすことが可能であれば、そういう施設でも増やしていきたいと思えます。そういうことで、どんどん接種数が増えれば、また住民の接種は進んでいくものと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

このワクチン接種の件で再度お聞きしますけれども、全体の一般接種も含めて、柳川市としてはいつまでに接種完了を予定したいと考えているのか、市長の答弁をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えをいたします。

今月末の30日に16歳から64歳までの接種券を送付いたします。それはなぜ送るのかというと、5歳刻みじゃなくて、全員に送るというのは、恐らく私の予測では、福岡県が今の大規模接種会場をそのまま存続していくんじゃないかというふうに思っていますので、そこにも行ってもらう時期が来るんじゃないかということで、そういう時期が来るときにも接種券を配付しとったほうがいいんじゃないかというふうに思いました。隣接市の中で、慌てて、それがなかなかスムーズにいかなかった面が大牟田市とみやま市がありましたので、そういう情報を得ていますので、早めに接種券を配付するということです。

私自身も緒方議員も同じですけれども、ワクチン接種を加速化することによってコロナを抑え込まなければならないということは、もう総理も同じだと思うんですけれども、私たちも含めて、なるべく早く2回接種をやっていただく、そのことによって抗体をつくっていただくということが大事なのではなからうかというふうに思っています。

職員たちも頑張ってくれていますし、ずっと毎日、ワクチンを診療所に運ぶことによって人間関係が出来上がって、そげんあんなたち頑張りよんなら俺たちも頑張らんといかんねということで、私も70歳超えていますので、日曜日、診療機関でしたんですけれども、50人ぐらいやってありました。その流れは本当にスムーズで、頑張っておられますので、医師会の先生たちも頑張っておられる方たちも先生方も何人もいらっしやいまして、50人が60人、また、17時過ぎでも、夜でも頑張っておられる柳川市のために、市民のためにという気持ちでやっておられることについては大変頭が下がっております。

最初、このワクチン接種については、みやま市長と一緒に柳川山門医師会の正副会長、また横地理事のほうにも相談いたしまして、診療所でやりたい人がたくさんいらっしや

るので、ぜひ枠を広げてもらいたいと、そういうことが自然と職員たちとのコミュニケーションの中で浸透して行って、ぜひ成功させたいというふうに思っております。

田島課長は5か月ということですが、なるべく11月で終わるような形を私たちも努力して、今日、実際、市民文化会館で明日以降接種できる大規模接種会場の予約を20人体制、パソコンを20台並べて準備いたしました。朝8時半頃行ったんですけども、50名近くの方がいらっしやいまして、それもスムーズに混乱なくやっただいておりますので、そういうことも含めて、ウェブもできない方はたくさんいらっしやいますので、私たちは柳川市職員を挙げて、また、議会の皆さん方もパソコンとか、いろんなウェブ関係もお手伝いしていただければ近所の方も喜ばれるんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひ協力をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

職員の皆さんの御苦労は本当に身にしみるように分かるわけですが、医師会の先生方と協議をしていただきながら、ぜひ目的はコロナを終息させるという共通認識だと思いますので、大変だと思いますけど、ぜひ終息に向けて努力を続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、農業振興についてお尋ねをいたします。

この農業振興については、今回、公約で振興するために新規作物の開発と6次産業化、そしてまた、販路の拡大という公約を市長は掲げられております。

大変すばらしい公約だと思いますけれども、ここの公約のビジョンですね、どういうビジョンを持たれて、どういう施策を打って、目標数値を幾らに掲げて、これをクリアするんだということをご具体的に教えていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

農政課長（木下 隆君）

緒方議員の御質問にお答えをしたいと思います。

新規作物開発に向けてのビジョンということでございます。この新規作物の開発に対しましては、平成29年に新規作物等研究会を組織し、リーフレタス、極早生枝豆、丹波大納言小豆などの試験作に取り組んでまいりました。

柳川の農業は、米、麦、大豆の土地利用型の農業が主でございますけれども、そこまで土地に頼らないといえますが、少しの農地でもある程度の収入となるように、もうかる農業ということをスローガンに掲げて、これまで研究をしてきております。

ここ1年半は新型コロナウイルスの影響もあり、思うように会議も開けていない状況でしたが、この状況が収束しましたら、先進地や優良事例などを調査研究しながら、当



初の目的を達成するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

この件で確認ですけれども、昨年3月に策定されています総合計画の後期基本計画の中で、現在48億円前後の農業生産額を令和6年度には55億円にするんだという計画が既に掲載をされてありますが、この数字は間違いなくこの目標数値でいくということなんでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

一昨年の農業生産額の数字が48億円ということでございまして、昨年が51億円という生産取引額となっております。

そこで、あと4億円達成をしなければなりませんので、私どもといたしましては、新規就農者の増大、それから、柳川には二十数品目の生産農産物がございまして、それを毎年、生産技術の向上などを行いまして、1品目について少しずつでも向上させて、何とか目標額を達成させたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

目標額を達成させたいというお気持ちはよく分かりますけれども、今、新規作物の研究開発にしても、具体的に申しますけれども、今年、リーフレタスの収穫時には集荷体制も農協さんに取っていただく1回は集荷したということなんですけれども、その後は集荷できないということで、3,000千円かけて新規の作物を栽培された方々は廃棄をしたという方々が結構多いわけでございます。そういった意味では、やはり予算を投入するんであれば販路をきちっと明確にして売るという体制も含めて進むべきではなかったかなと、私はそう考えております。

そしてまた、極早生枝豆にしても、本地域の中で集荷体制がまだ取られていないと、大木町のほうに出しに行かなくちゃならないというような体制で、果たしてこれが新規作物の特産となり得るべき作物なのかなということも考えております。

そしてまた、大納言小豆、この研究をされてあるわけですが、この大納言小豆をどこに販売して、どういう形で収益を上げて、法人に頼んでどういう集荷をしていくのかということまで答弁をしてもらわなければ、私としてはよく分からないという部分がありますので、私だけじゃなくて、農業者の方も分からないという方も結構多いと思いますので、具体的に教えていただきたいと思います。

農政課長（木下 隆君）

リーフレタスにつきましては、過去の試験作の結果で栽培が可能であると判断をされましたので、本格的に市場出荷を目指し、取組をいたしました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により価格が暴落いたしまして、出荷すればするほど赤字となりました。そのた

め、市場への出荷が中止されたと聞いております。このため、JA柳川では個人の契約販売先を紹介するなどして、少量ながら出荷先を確保し、何とか収入につなげるという努力をいただいております。

今回のこの想定外の状況により、他産地では出荷調整も実施されたそうですが、残念ながら価格は回復できなかったということでございます。

令和2年作では収入面で満足する内容とはほど遠い結果となりましたが、今後は価格暴落時に収入補填ができる価格安定事業への加入や収入保険を活用するなどして、基盤となる最低限の収入を確保し、想定外の事態に備えたいと考えております。

また、出荷についても、栽培面積などの条件がクリアできれば、全農ふくれんVFセンターとの契約出荷を締結できる予定でございますので、今後の生産者の意向をお聞きしながら対応していこうと考えております。

それから、極早生枝豆については、過去の試験作で湿害にとても弱く、また、病害虫も発生することで製品率が大幅に悪くなるということでもございました。出荷、選別、包装を行うJA全農ふくれんパッケージセンターの受入れ量に限界があったため、調査研究を断念し、これ以上の生産拡大は難しいとの結論に至っております。

丹波大納言小豆については、令和2年の収穫では10アール当たり240キロの収量があり、仮にこれが500円で販売できれば、1反当たり100千円以上の収入となり、有望品目となり得るのではないかとということで検討をしているところでございます。

販路については、今のところ穀物商社と購入の意思を確認しておりますが、価格面での安定性に欠けるため、今年度も試験作を実施し、小売店や道の駅などの販売先などで試験販売を行いながら価格調査を行っていこうと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

6次産業化を目指しますということで市長は今回公約に掲げてあるわけですがけれども、ここはどうされるのでしょうか。具体的な施策を教えてください。

農政課長（木下 隆君）

6次産業化への取組と具体的な施策についてでございます。

平成27年度から柳川市では、JA柳川や農産物生産者各部会の代表者の方、それから、商工観光業の代表者の皆様と一緒に、柳川農産物特産品づくり推進協議会を組織しております。本市の農産物の高付加価値化を推進し、特産品の開発、ブランド化を図っております。

既に商品化されたものでは、大豆を使用したまめマヨをはじめ、イチジクを使用したジャムや甘露煮、イチゴのあまおうを使用したジャム、辛口ソースのアマネ口のほか、ニラやナス、オクラを使用したみそ汁、スープがあります。また、今年になって、大豆のフクユタカを使用しましたがいづ3兄弟を製品化して販売をいたしました。おかげさまで好評を博し、

一時期品切れ状態であったとお聞きしております。

これらの商品の開発費等の補助やPRを兼ねて国内のイベントなどに出展し、販路拡大に努めていきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁いただいておりますけれども、特に、まめマヨとか、フリーズドライとか、だいたい3兄弟、これは農協さんが加工して、当然、市も提携してやられるわけでございます。これはこれでやっていただきたいと思っておりますけれども、要は私がお聞きしたいのは、市としてどういう農産物の6次産業化を目指していくのかということですよ。農協さんと提携される分は提携していただいて売り出していただくことは当然のことだと思いますけれども、特に、福島市なんかは市を挙げて6次産業化へ取り組むための戦略も常に考えて実行しているわけでございます。例えば、農家の方がどういう形で6次産業化した場合にどういう支援を市としてしていただくか、そういう支援の在り方も明確にしているわけですよ。

例えば、農家レストランをすとか、農家で作ったパッケージを支援すとか、要はコロナ禍でばら売りがなかなか売れないという中で、やはり今は個装を、個装の包装をしてくれというお店がほとんどなんですよ。そういう部分に支援をしたり、具体的な6次産業化の推進の内容を聞かせていただきたいわけなんですけれども。

農政課長（木下 隆君）

6次化製品に向けた具体的な取組ということでございます。

現在、柳川市といたしましては、1市1JAということでJA柳川さんとしっかりと連携を取りながら農業行政を進めさせていただいております。

これからのことになりますけれども、今後、JA柳川さんがどういうふうな品目を推し進められるというところも含めまして協議、検討をしながら、農産品の振興を図っていききたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

販路拡大を目指すとしてある公約を確認させていただきますが、具体的にどういうやり方で販路を拡大していくんですか。

農政課長（木下 隆君）

柳川市といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、柳川市特産品づくり協議会を組織しております。今後、これらを活用いたしまして、トップセールス、また、イベントなどに参加をして柳川市の特産品をPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

トップセールスということなんですけれども、これまでもトップセールスは市長のほうもやってあることは私も知っていますけれども、今までの既存のセールスではなくて、このコロナ禍においては、何といたしまして、流通が変わりまして、業務用のものがあまり売れずに、やっぱり巣籠もり景気で家庭用のものが売れてくるという状況に変わってきております。コロナが終息すれば、また業務用の流通もどんどん増えてくると思いますけれども、ここも含めて、今までと同じようなセールスではなくて、この1年、そして、この4年間どういうトップセールスを仕掛けられて販路を拡大されようとするのか、ここの具体的な施策、そして、ビジョンをぜひ市長には語っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

市長のトップセールスというか、PRの方法でございますけれども、ただいまこのコロナ禍でございますので、移動すること等を特に制限されております。

ちなみに、それでは農産物のPRが全くできないというところで、昨年度は無人販売というか、職員は出向かずに、商品を並べて東京の方に委託販売をしていただくというような手法を取りながら、少しでも柳川の産品のPRを行ったところでございますけれども、令和元年は職員も出向きまして大々的にPRをいたしました。その結果、1,427千円という1日当たり266千円の販売額を売り上げたんですけれども、昨年度の3月に行いました委託販売では572千円、1日当たり143千円という金額しか売上げができませんでした。やはり販売PRの大切さというのを身にしみて感じたところでございます。

ぜひこのコロナ禍が収まりましたら、市長にも東京や大阪などの市場に出向いていただき、PRを思う存分やっていただきたいと思っております。

また、昨年はコロナ禍でございましたので、福岡大同青果へのPR活動を感染防止対策を十分に行いながらやってきたところでございます。本年度もできる限りのことはやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私としては、ちょっと物足りないような受け取り方をさせていただいております。

あともう一点は、最近の課題なんですけれども、カントリーエレベーターの集荷体制、流通の体制になるわけでございますが、麦の収穫の折に、やはり大和の方々、そして、昭代の方々もですかね、3時間、4時間待ちで、収穫が全くはかどらないという状況があったわけでございます。雨が本当に長期に降らなかったから大きな品質低下にはつながらなかったということでございますが、非常に収穫時間のロスが大き過ぎるということで、今、ホッパー、荷受け口は4基あるんですかね。この4基を少し増設していただく必要があるんじゃないでしょうかという厳しい意見を今回収穫の折に何件もいただいているわけでございます。

ここについては、やはり市も36億円かけてカントリーエレベーター、西日本最大級のを建設されたんですかね、改修されたんですかね。市も120,000千円ですかね、それ前後のお金も入れて造られてあるわけでございますので、やはり何らかの対策を打っていただきたいという農家の方から厳しい意見を今回たくさんいただいておりますので、ぜひ改善をしていただきたいという要望でございますけれども、ここについて、先ほどから私は市長の公約も具体的にお聞きしておりますけれども、ちょっと物足りない点もありますし、このカントリーエレベーターの大混雑を解消するための施策等々がおありになれば、ぜひ市長から語っていただきたいと考えておりますが、よろしく願いいたします。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えしたいと思います。

課長の答弁は物足りないということですが、課長が詳しいもので、私に代わってお答えしたと思います。

カントリーエレベーターの改修等につきましては、東部カントリーから南部のカントリーという形で、前組合長のほうが肝煎りで実施をされました。いろんな課題がありましたけど、柳川市もかなり補助金を出して今やっておりますけれども、カントリーエレベーターの事業採択についてもかなりの努力を福岡県知事もしていただいたし、地元の代議士とも努力をしていただいて、やっとこさできたという形で、もう既に今度改修ということでまた柳川市の負担ということにはならないと思いますので、そこにはきはやっぱり経営者であるJAさんときちんとお話をしないと、私が今どうだこうだと言える段階ではないというふうに思っております。

課長が答弁しても私が答弁しても同じなんですけれども、柳川の農業というのが土地利用型の米、麦、大豆という形で、もう一つ強いのは、20品目ぐらいの園芸作物ができるということです。私も12年間で結構市場のほうには前の組合長と一緒に連れて行っていただきました。その中で、柳川市長が来るのが、自治体の首長がトップセールスマンとして来ることについては非常に評価をしていただきました。私の狙いは、やっぱり受けていただくと同時に、高値で取引をしてもらいたいということが狙いでありまして、一円でも高く取ってもらいたいということですね。それともう一つが、経営的にも農業の人たちも産地間競争、若干作物を遅く出したりとか早く出したりとか、そういうこともやっぱり必要かなと。同じときにやっても価格は暴落しますので、そういうところもこれからは課題としてあるんじゃないかというふうに思っております。

1市1JAという形で幸い私たちはありますので、ともにJAさん、また、土地改良、福岡県の農業普及所ですね、そういうところと一緒にやりながらいろんな研究をして、緒方議員も大変精通してありますけど、いろんな方たちの御意見をお聞きしながらこれからやっていきたいというふうに思っています。

カントリーエレベーターの改修については、そういう意見があったということで承って、JAさんのほうにお話しし、組合長にはお話をしておきたいと思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次の質問をさせていただきます。

既存のクリーンセンターの今後の、来年の春、4月に閉鎖される予定だと思いますし、その後、解体の計画ということであります。

まず最初に、ちょっとお尋ねしたいのは、今、管理棟もありますし、こっちのごみピットもありますけれども、管理棟も全部解体する予定なんですかね。

廃棄物対策課長（野口貴光君）

緒方議員の御質問にお答えします。

現段階の解体の計画については、既存施設全てを解体するということを予定しております。

また、解体の時期については、補助要件として新施設稼働後1年以内に解体に着手しなければならないというふうになっておりますので、今年度中に実施計画を終了し、来年12月には解体工事に着手したいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

昨年作成された柳川市公共建築物個別施設計画の中では既に対象の施設になっておりまして、これを解体するというので、令和4年度に110,000千円ほどかけて解体する計画が既に掲載されております。そして、昨年夏、8月には地元の代表者の方々がこの跡地についてはぜひ公園、そして、災害のときに避難する、そういう施設を要望したいという要望書も市長に提出をされてあるわけでございます。

そのような中において、非常に地元の方々の関心が高いわけですが、今後、この跡地についてどのような進め方をもって最終的に結論を出されるのかどうか。当然、個別施設計画の中では対象物ともなっておりますし、マネジメント委員会だとか、そういう中でも推進の中で意見を取り上げながらやるとか、いろんな項目について掲げてありますけれども、特に地元からの要望も出ているという中で、どのような整合性を持って今後進めていかれるのかどうか。このスケジュール等々、今考えられているもので結構でございますので、ぜひ教えていただければと思っております。

財政課長（田中勝裕君）

クリーンセンター跡地活用の方針についてのお尋ねでございますけれども、この土地は地理的に市の中央に近い1万1,000平方メートルを超える広い土地で、市の貴重な財産であるというふうに認識をしております。そのため、この跡地活用につきましては、多様な観点から慎重に検討をしなければなりません。

市には多くの行政課題があります。少子高齢化や子育て支援の課題、産業活性化の課題、ごみ減量化などの廃棄物関係の課題、文化・スポーツ振興の課題などがございますが、跡地活用の方針を検討するに当たりましては、そういった課題解決のための活用といったことも念頭に置き、進めなければなりません。今後、議会の御意見もいただきながら、しっかりと検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、地元要望の件についても触れられましたけれども、昨年8月に地元からの要望書を受けております。その内容は、議員少し言われましたけれども、人が集ったりスポーツができる多目的公園の整備などがございます。

活用方針につきましては、繰り返しになりますが、これから慎重に検討を進めてまいりますけれども、クリーンセンター運営連絡協議会の意向であるとか、また、地元要望書を踏まえた上でしっかりと検討しなければならないと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

最後に市長に質問させていただきますが、この計画の決定について、何年度をめどに大体方針を出せるように努力をされていくのか、ここの部分だけぜひ聞かせていただきたいと思いますが。

市長（金子健次君）

緒方議員のほうは何年をめどにということなんですけれども、唯一の公有地になります。解体する場合の補助金というのは、以前の国の助成では、その後どういう建物を建てるかということを示さなければならなかったんですけれども、そのことについては、解体についての補助金が出るようになりましたので、今、課長のほうが答弁しましたように、いろんな形で、昨年8月に地元からも要望が出ていますし、唯一の公有地でありますので、慎重に検討しながら、また議会に相談をしていきたいと。それで、3年後とか4年後とかいうことじゃなくて、ある程度出たら速やかに議会のほうに相談したいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は明日16日までの3日間としておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、明日16日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、明日16日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時52分 散会



# 柳川市議会第5回定例会会議録

令和3年6月25日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	中村	智弘
教	育	沖	毅
総務	部長	平田	敬介
会計	管理者	高田	啓介
市民	部長	椛島	謙治
保健	福祉部長	島添	守男
建設	部長	松永	泰治
産業	経済部長兼大和庁舎長	松藤	満也
教育	部長兼三橋庁舎長	袖崎	朋洋
消	防	松藤	敏彦
人事	秘書課長	江口	英範
福祉	課長	内田	猛
水路	課長	松永	久

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務常任委員長報告について

議案第34号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更について

請願第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

建設経済常任委員長報告について

議案第37号 令和2年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第38号 令和2年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

請願第7号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する請願

教育民生常任委員長報告について

議案第33号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

予算審査特別委員長報告について

議案第32号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について

日程(3) 議案の上程について

議案第42号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書について

議案第43号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

日程(4) 報告について

報告第16号 専決処分の報告について(専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について)

報告第17号 専決処分の報告について(専決第12号 和解及び損害賠償額の決定について)

日程(5) 選挙第1号 柳川市選挙管理委員の選挙について

日程(6) 選挙第2号 柳川市選挙管理委員補充員の選挙について

日程(7) 閉会中の継続審査申出について

請願第9号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択について

午前10時 開議

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(藤丸正勝君)

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長(白谷義隆君)(登壇)

おはようございます。令和3年第5回柳川市議会定例会最終日の日程等について、6月24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、議員提出の議案第42号及び議案第43号の2議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、2議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願ひすることにいたしております。

日程5が柳川市選挙管理委員の選挙についてであります。

日程6が柳川市選挙管理委員補充員の選挙についてであります。

日程7が閉会中の継続審査申出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

本日の日程につきましてはただいまの報告どおりといたします。

日程第2 各委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程2．各委員長報告について。

まず初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月7日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件及び6月10日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結果

##### (1) 議案第34号 原案可決

本案は、柳川市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律及びこれに関連する政令等が公布されたことに伴い、個人住民税関係で、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し、セルフメディケーション税制の延長、固定資産税関係で、雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置の創設など条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (2)議案第35号 原案可決

本案は、柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行することが明確化されたことに伴い、マイナンバーカード再交付についても同機構が行い、市は手数料を徴収しないこととなるため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (3)議案第36号 原案可決

本案は、有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合同規約の変更についてであります。

有明生活環境施設組合のごみ焼却施設が稼働を開始することに伴い、有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法を変更するものです。

審査の過程で、新ごみ焼却施設試運転期間中の経費負担及び試運転期間中の現ごみ焼却施設との役割分担、現ごみ焼却施設の今後の搬入受入期間について、新ごみ焼却施設の管理及び運営に要する経費のみやま市との経費負担の今後の見込み等についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (4)請願第8号 採択

本件は、地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書についてであります。

新型コロナウイルスの出現により、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生するなど、あらゆる課題に即座の対応が求められている中、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。こうした中、これに見合う地方財政の確立を目指すことが必要となっているため、政府に対し地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長（三小田一美君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

6月7日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件及び6月10日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

それでは、4の結果について御報告をいたします。

#### 4 結果

##### (1)議案第37号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

処分の内容については、令和2年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金「4億3,566万555円」のうち「8,270万円」を減債積立金に積み立て、残余を令和3年度に繰り越すものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (2)議案第38号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

処分の内容については、令和2年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金「5,422万3,839円」のうち「4,186万2千円」を減債積立金に積み立て、「1,236万1千円」を建設改良積立金に積み立て、残余を令和3年度に繰り越すものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (3)請願第7号 採択

本件は、全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する請願についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告は終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

6月10日本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

#### 4 結果

##### (1)議案第33号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給するため、必要な額を増額するもので、歳入歳出それぞれ「99万9千円」増額し、補正後の予算額を「87億6,485万5千円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長(藤丸正勝君)

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長(佐々木創主君)(登壇)

予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

6月10日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結果

##### (1)議案第32号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市一般会計補正予算(第4号)についてであります。

本年度の当初予算が経常的経費を中心に骨格予算として編成されておりましたので、本補正予算は総合戦略の4つの政策目標を実現するための事業費のほか、当初予算編成時点で、政策判断によるものとした事業費のほか、重点的な取組みが求められる新型コロナウイルス感染症対策の経費等が計上され、補正前の予算額に「13億9,695万1千円」を追加し、歳入歳出予算それぞれ「346億1,835万4千円」としようとするものです。

当委員会は、歳入歳出予算について各款ごとに説明を受け審査を行いました。

歳入審査では、衛生手数料で、ごみ収集袋の前年度との比較について質疑がありました。

歳出審査では、総務費で、移住促進事業費の移住就業マッチング事業の対象者、支援要件及び登録企業の状況について、地域公共交通対策費でコミュニティバス運行業務委託料の委託先及び購入バスについて、民生費では、保育士確保対策事業費で職場環境の改善を図る研修を実施した後の取組みについて、社会福祉総務費で地域福祉計画策定業務委託料の内容、学童保育事業費でICT化推進事業費補助金の内容について、衛生費では、クリーンセンター解体事業費で解体にあたって環境アセスメントとの関係について、農林水産業費では、漁港施設機能強化事業費で、中島漁港の機能診断業務委託料の過去の調査内容との違いについて、中島漁港浮棧橋の大雨時の対策について、農業振興費で自動操舵システムを含めた今後のIC技術を活用した事業の動向について、土木費では、市営住宅改善事業費で、公営住宅等長寿命化計画との整合性について、景観形成推進事業費で、屋外広告物条例化検討業務委託料の今後の条例化に向けた計画について、公園費でトイレ改修工事の内容について、教育費では学校管理費で、今後の校舎等の大規模改造事業と学校再編の実施計画との関係について、教育振興費で、外国語指導助手派遣業務委託料の指導助手の活用状況、及び修学旅行キャンセル料補助金の内容について、文化費で、文化芸術振興に関する基本調査等業務委託料の内容について、質疑や意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時19分 休憩

午前10時19分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第34号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第35号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第36号 有明生活環境施設組合の事務所の位置、共同処理する事務及び経費支弁の方法の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更について討論を行います。討論される方はおられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決をいたします。

本請願は総務常任委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第37号 令和2年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第38号 令和2年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第7号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する請願について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願は建設経済常任委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第33号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論される方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより議案第32号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論される方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3 議案の上程について。

議案第42号及び議案第43号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（白谷通孝君）

〔朗読省略〕

議長（藤丸正勝君）

初めに、議案第42号について提出者の提案理由の説明を求めます。

20番（三小田一美君）（登壇）

議案第42号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書について提案の理由を申し上げます。

今、天災ともいべきコロナ禍により、日本経済の基盤である企業が大小を問わず廃業や倒産に追い込まれようとしています。緊急経済対策として日本政策金融公庫などの金融機関により緊急運転資金の貸付けが実行されていますが、いつ回復するか分からない経済状況下で、長くとも数年先には返済が始まる融資のみでは、経営計画（借入返済計画）は砂上の楼閣となる危機に満ちています。

「永久劣後ローン」融資制度は大小問わず利用可能で、とりわけ喫緊にその制度を必要とする中小企業が経営計画（経営指針書）の中で自信を持って返済計画を織り込める融資制度となります。

地域経済の基盤である中小企業の存続を守り、中小企業との共存共栄を図る地域金融機関を支援し育てることを目的とするものとなっているため、政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに決定いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第43号について提出者の提案理由の説明を求めます。

10番（佐々木創主君）（登壇）

議案第43号 地方財政の充実・強化を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書が採択されたことを受け、議長を除く総務委員会委員全員で提出するものであります。

新型コロナウイルスの出現により、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生するなど、あらゆる課題に即座の対応が求められている中、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。しかし、現実的に公的サービスを担う人材は不足しており、近年多発している大規模災害、また、デジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした中、これに見合う地方財政の確立を目指すことが必要となっているため、政府に対し地方財政の充実・強化を求める意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のた

め暫時休憩をいたします。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第42号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書についてに対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第43号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてに対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第4 報告について

議長（藤丸正勝君）

日程4 報告について。

報告第16号 専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について）及び報告第17号 専決処分の報告について（専決第12号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆様おはようございます。専決処分の報告の前にお礼を申し上げたいと思います。

今議会に執行部が提案いたしました議案につきましては、全て全員賛成という形で御承認いただいたことについて厚くお礼を申し上げたいと思います。

コロナ禍の中で職員一丸となって、コロナ対策等、封じ込めに頑張りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程4、報告第16号の専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年6月8日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和3年1月、市民の方が柳川市役所窓口にて転居による住所変更や所有する精神保健福祉手帳の更新手続等に訪れました。その際、窓口職員が精神保健福祉手帳更新の申請受付を失念していたため、更新がなされず、就職希望先の採用面接実施日が遅れたことにより体調を崩し、精神的ないし金銭的な被害を被ったものであります。

この事故に係る損害賠償額を150千円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。報告第17号の専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年6月21日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和3年2月4日午後2時30分頃、柳川市会計年度任用職員が運転する公用車が柳川市三橋町久末1008番地3付近の信号のない幹線水路沿いの交差点を北方面へ直進中、左側から走行していた軽自動車と衝突し、相手方を負傷させたものであります。

この事故に係る損害賠償額を1,153,226円と決定し、相手側と示談いたしたところです。

なお、損害賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金で補填いたします。

以上、御報告を申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

#### 日程第5 選挙第1号

議長（藤丸正勝君）

日程5 選挙第1号 柳川市選挙管理委員の選挙について。

これより選挙第1号 柳川市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市選挙管理委員に荻島清隆氏、池末進氏、横尾雄二氏、森田好孝氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました4人の方を柳川市選挙管理委員の当選者と決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました荻島清隆氏、池末進氏、横尾雄二氏、森田好孝氏が本選挙に当選をされました。

日程第6 選挙第2号

議長（藤丸正勝君）

続きまして、日程6 選挙第2号 柳川市選挙管理委員補充員の選挙について。

これより選挙第2号 柳川市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市選挙管理委員補充員に田中治彦氏、石橋征四郎氏、伊藤英治氏、矢ヶ部政信氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました4人の方を柳川市選挙管理委員補充員の当選者と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、ただいま指名しました田中治彦氏、石橋征四郎氏、伊藤英治氏、矢ヶ部政信氏が本選挙に当選されました。

お諮りいたします。補充の順序については、第1順位に田中治彦氏、第2順位に石橋征四郎氏、第3順位に伊藤英治氏、第4順位に矢ヶ部政信氏の順序にすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、補充の順序はただいまの順序のとおりと決定いたしました。

日程第7 閉会中の継続審査申出について

議長（藤丸正勝君）

続きまして、日程7 閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

会議規則第106条の規定により、教育民生常任委員長から請願第9号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択について、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。請願第9号については、委員長からの申出どおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和3年第5回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤 丸 正 勝

柳川市議会議員 今 村 智 子

柳川市議会議員 白 谷 義 隆